

毒害に逢ひて失せ給ひぬ。惜しき御家老は亡くなり給ひ、佞臣數輩時めきて、御國政に邪曲餘多あり、行末覺束なしと呟きけるを、四人の家老傳へ聞きて、此頃迄も小身なりし刑部が、此方を何角と譏る事、言語道斷の徒づら者かな。きやつを如何すべきといひあへりけり。又是より先きに、紀伊守、刑部が方人して、仕置の役に連りたる寺内匠作といふ用人あり。四人の家老、渠を切腹させ、猶又、中村刑部を誅戮せんと犇めきけるに、刑部と親しき面々、其外、紀伊守が懇志に遇ひたる大身小身數十人同意して、殿の仰せならば兎も角もあれ、家老中の心として、寺内匠作を切腹させ、剩へ中村刑部を誅せんとあるは、憚りもなき企なり。若し粗忽の計ひあらば、戦ひに及びなんと相定め、此事隠れなかりしかば、大谷刑部吉隆、内府の御家人榊原式部康政を招き、彼騒動を語り出だして、秀頼卿御幼少といひ、天下もうるうゐしき折柄なるに、秀家卿の御家中、斯く物騒にては如何なり。内府の御下知を請けて、雙方を宥めんと思へども、左あるに於ては、公儀の御下知を請くるに似たり。然れば貴殿、秀家卿の家中へ我等の心底を申聞けて、能き様に取扱ひ給へ。我

等は秀家卿の御手前を取り靜むべしとありければ、式部大輔承りて、今程御病氣に付きて、萬づ御たづさはりなき所に、某を召し給ひて、此事を仰聞けらるゝ上は、御辭退申し難し。中納言殿の御家中へ仰を申し聞かすべしとて、式部大輔、戸川肥後守が宅に至り、件の意趣を述べければ、相殘る面々に申し聞かせ、重ねて返答すべしとなり。大谷吉隆は、秀家卿の館へ參り、此度の諍論は、我等に任せ置かるべし。取扱ひ申さんとありければ、秀家卿、兎も角も貴殿を頼み申すとの事なり。兎角して數日を経る所に、或夜家康公、御物語の席に仰せけるは、榊原式部大輔は、他家の諍論に心を盡し、平岩主計頭勤番の代りに登りたれども、何角といひて數日を送るならば、此事首尾するかと思へば、今に至りて其沙汰なし。是榊原が欲に耽けりて、無用の解をすると見えたり。能き程に物を欲しがれと宣ひければ、式部大輔、内府の仰せを聞き傳へて、やがて大谷吉隆の館に至り、秀家卿の御家中の騒は、色々と解き申すと雖も、某言葉たらざる故か、各未だ同心せず。内府も此事落着せざるを、不埒なる様に思はれしやらん。某に對し、機嫌能らず、殊更頃日、番代として平岩主

家康、康政が  
政を  
言る



計頭罷り上りたれば、某は御暇給はりて、關東へ下向申し度しといひければ、大谷刑部答へて曰く、其方の言葉たらずして、此事和談なきにはあらねども、内府の御心に叶はず。殊に番代りの時節とあれば、強ひて貴殿を留むべき様なし。とくく歸國せられよとあるによりて、榊原聽て江戸へ下る。其後吉隆、増田長盛と參會して、備前中納言殿家中の諍論、捨置き難き事なれば、榊原式部を差加へて取扱はんとせしに、式部大輔欲に耽けり、此相談に交りしやと、内府の御咎めなりしと聞き、御存知の如く、某は數年、内府の人がましき御懇請を受け、榊原も又彼家中にて、官祿重き者なれば、某、式部兩人共に賤しき心あらんと、内府さまで御疑あるべからず。推量するに、此爭論穩便ならぬ事なれば、假令雙方靜まりたりとも、内府、各と相談ありて、重ねて糺明せらるべき爲めに、解けて妨げ給ひしなるべし。貴殿と御内談ありて、雙方を靜めらるゝに於ては、内府何れに事を好みて、重ねて糺明せらるべきや。夫り乍ら、某、内府へ參り、何となく御内意を伺ひ見るべしとあるによりて、此上は貴殿の御差圖を請ひて、又此解をすべしとて、私宅に歸へる。斯かりしかば、

秀家卿の家老の面々、榊原が關東へ下りしを解を破れとや思ひけん、中村刑部を此方へ御渡しあるべしと、秀家卿へ申す。斯かりければ秀家卿一向許容なく、何の故ありて、刑部を汝等へ渡すべき。其上刑部、先日屋敷を立去りぬるとの返答なり。然れども家老の面々同心せず、何條刑部何方へ參るべき。只面々に御渡しあるべしと申す。秀家卿、刑部に申されけるは、此上は速かに屋敷を立去るべしとなり。刑部申して曰く、此節に至り立去るに於ては、武家の惡名を蒙るべし。さればとて、此儘屋敷にあらば、彌、此事治るべからず。所詮某切腹すべしと申しければ、秀家卿又宣ひけるは、我等が下知にあらずして、汝此度切腹せば、其方に心を寄する面々、忽ち事を破るべし。然れば我等が爲にならず。急ぎ屋敷を出づべしとあるに依て、刑部其意に隨ひければ、刑部と親しき輩相計り、風雨烈しき夜更方に、刑部に簑笠着せ、下部十人計りの内に引裹みて、屋敷の外へ出だし、夫より加州へ下しけるとなり。其後秀家卿、家老の方へ申されけるは、中村刑部屋敷にあらぬといふを、面々不審をなすと聞く。急ぎ屋敷中を詮索して、刑部を探し出だし、心の儘に計ふべし。



若し刑部屋敷にあらずば、面々落度なるべしと宣ひける。屋敷の内にも、家老中へ内通する者ありて、刑部出奔したると告げければ、家老の面々手を空しくして、備前島の屋敷に籠り居たり。斯くて秀家卿より、此事の始終を内府公へ申入れられければ、家康公、前田玄以、増田長盛を召して、御評議ありけるが、家老の面々罪科となりて、浮田左京亮、戸川肥後守を前田玄以に預け給ひ、岡越前守、花房志摩守を増田長盛に預けられ、志摩が嫡子助兵衛を、佐竹義宣に預け給ひけり。其後家康公、會津へ御發向あるべしと聞えければ、戸川、浮田兩人は、徳善院に内談して、本國より家來を密かに召上せ、内府の御跡より、會津へ下りけるとかや。

一書に、長船越中守、戸川肥後、岡越前、花房志摩は、秀家の父直家の時より、他家にも並びなき程の家老なり。然るに秀家卿、豊前が遺言を徒になし、佞臣を寵愛せられしに依つて、武前にありつる家老を四人まで失ひ、其知行八萬石の軍役をかき給へり。其頃の人も秀家卿を譏りて、

われて後つがねぬ物は備前鉢つかふものにも用心をせよ

と、ざれ歌をつらねしと記す。尙古を按ずるに、秀家卿の父直家は、主君浦上備前守宗景を殺して、其地を奪ひ、岳男の中山備前守を、口訖にふけりて殺害し、婿の後藤刑部少輔に毒藥を與へて之を殺し、此外備作二州の城主、罪なうして、直家に殺さるゝ者餘多あり。彼長船越中、岡豊前守、無雙の家老といふまでもなく、聊か義理の心あらば、此暴虐に隨ふべきや。推量するに、渠は利害に敏くして、其功人に勝りたるべし。秀家卿の代になりて、浮田、戸川、岡、花房等、長船紀伊を毒殺したるが實事なりと、いつぞや人の語りぬ。其勢ひを知らずと雖も、今より知れば不審あり。且彼四人相談して、中村刑部を誅戮せんといひかゝりて、秀家の心にさかひたるも心得難し。中にも浮田、戸川兩人は、誰の許しも請はず、關東へ下り、程なく上方へ馳せ上りて、秀家卿に楯をつきしも、人臣のすべき業にあらず。秀家卿の人品を論ずるに、八郎と號して穉き頃、直家におくれ給ひし故に、父を諫むるの過ちなし。秀吉公に仕へて後、器量も人に越えけるにや、年少くして大老の職になり、太閤の名代として、高麗へ渡り、軍功殊にいちじるし。但し



老臣豊前が、長船を斥け給へといひ置きしは、機微を察する所なるに、許容なかりしは、弱年の不覺なるべし。然れども、長船紀伊守・中村刑部兩人ながら、奸佞といふべき證據なければ、秀家卿の兩人を誹り請け給はぬも、必ず非なりといひ難し。彼四人の家老衆密談して、長船に毒を與へ、又寺内匠作を誅し、そのみならず、中村刑部を殺害せんといひたる時も、秀家卿雙方を静められしと聞く。此卿本より威徳あらば、此諍論もあるまじけれども、末を治むるに於ては、聊か遠慮ありとすべし。其後一亂に及びしかば、伏見の城攻・濃州池尻口の戦、同關ヶ原の合戦に、秀家の下知拙からず。是彼を以て按ずるに、秀家卿を暗將といひ、家老中を忠臣といひならはしたるは、隨ひ難き説なるに哉。又或説に、浮田左京・戸川肥後・關東より馳上りけるに、秀家卿、濃州大垣邊へ出張せられしと聞えければ、浮田信顯・戸川正利兩人より、秀家卿へ使者を上せ、御家の大事此時なれば、内府の身方仕給ふべし。然らば我々より、江戸へ註進申すべき由、懇に申入れければ、秀家卿殊の外に怒り給ひ、我等に降參せよといふは、己等に似合し分別な

浮田信顯  
戸川正利  
秀家を諫む

り。縦ひ兩人我陣に來り、首を陳べて諫言するとも、曾て其意に任すべからず。重ねて使者を越す事無用なり。若然らずば、不便ながらも、其使者の首を切るべきなり。罷歸り、此旨兩人に申聞かせよとあるにより、彼使急ぎ馳歸り、秀家卿の仰を兩人に述べければ、浮田・戸川がいふ、其方今度の戦に、晴れなる討死をすると思ひて、又秀家の御陣に參り、仰は一理ある様なれども、佞人の石田に隨ひ給ひて、其家を亡し給はんは、近頃本意なき御事なり。只々此方兩人に御身上を任せ置かるべき由、再三申上ぐべしとなり。使者秀家卿の陣に至りて、又此旨を述べければ、秀家卿、此度は聊怒る氣色なく、彼使者を召出だして申されけるは、兩人昔の好により、再往の異見は祝着なれども、八幡大菩薩も照覽まします、内府には屬すまじきを、能々申聞かせて、兩人に合點致させよ。是は汝に得さするとして、刀を使者に與へらる。使者腰の物を給りて、御前を立ち、兩人の陣家に馳歸り、秀家の命を告げければ、此上は力及ばずとて、其後は諫を止めたりといへり。此説世間に普ねからず。使者の姓名さへ知らずと雖も、秀家の領地なりし備前の



國人吉村氏が物語りなれば、強ひて疑ふべくもあらず。適々此説を聞きて、或人の曰く、浮田・戸川押返して、斯く降參を勧めけれども、秀家承引なかりしに依つて、力なく敵になりたりし上は、さして不義とも定め難し。其上秀家、臣を見る事土芥の如くせられしにより、寇讐をむくゆ、宜ならずや。尙古此論を疑ひて曰く、浮田・戸川軍使を馳せて、頻りに秀家卿の滅亡を歎き、實心より斯く計ひしともいひ難し。今按ずるに、彼兩人功を貪るの私あるか。如何となれば、諸將上方へ打立つ時、内府公仰せられけるは、各清洲へ着陣せば、いかにもして敵の將を味方になし、此方へ註進せらるべし。戦に功を立られしよりも、遙に優らんと宣ひければ、各仰せを承り、何様敵の便宜を伺ひ、件の才覺申すべき由、一同に御請申しけるが、浮田・戸川兩人共に、秀家卿を内府公の御身方になさば、莫大の忠節ならんと思ひて、此才覺に及びたるも知りがたし。縦へ又、秀家卿を救はん爲に、彼是思慮を廻したりとも、是は僅の補ひなるべし。されば其罪重き中に、浮田・左京は殊に親族といふ。其恩義いと深かりしを、無下に思ひとるのみならず、忽ち

舊君の敵となりし、天誅遁れ難きにや。且石州津和野にて、四萬石餘の地を領すと雖も、大坂夏の御陣に當つて、秀頼公の御臺所を己が陣中へ取參らせ、此恩賞に、彼御臺を申請くべしと思ふ所に、本多中務に給はりければ、安からぬ事に思ひ、彼御輿を奪ひ取りて、討死せんと企てけれども、其志も遂げずして、家人の爲に殺されしと聞く。又秀家卿、臣を見る事土芥の如くせられしとあるも、猶ほ覺束なき議論なり。今若一事を上げていはゞ、浮田・戸川兩人よりの使者に、引出物せられしも、軍の計策は知らず、情ある様なり。然れども秀家卿に譏りなきといふには非ず。一人に限る罪にはあらねど、既に大老の職となりて、終に太閤の邪曲を諫め給はず、此故に君も久しからず、其身の榮もなかりしにや。客ありて問ひて曰く、是より先きの卷を見るに、秀家卿、去年の秋、歸國の御暇給はりしとあり。然るに家臣争論の頃、大坂におはせしはいかんあるぞ。答ふ、秀家卿、此春大坂におはしけるを、予も久しく疑ひをなして、是彼の書を考へけるに、未だ此事さだかならず。去れども秀家、此前の秋、病ひ給ふと記す書あれば、養生として、



逗留の中に家中の騒動起りしかば、此事相濟みて後、秀家卿も歸國せられしならんか。又曰く、秀家卿の本氏、爰に宇喜多と記して、かしこに浮田と書けるはいかん。答ふ。予も此事を疑ひなきにはあらず。去れども、より／＼此氏を考ふるに、三字二字のかはり分明ならず。其頃北川といふ氏を、喜多川と書きたり。何れが實事なるにやと、かれによしみある人に問へば、其家にも二様に書きしといひし。秀家の氏も此類にや。

關原軍記大成 卷之四 終

關原軍記大成 卷之五

内府・黃門・鉾楯

上杉景勝  
會津下向  
神刺原築  
城

上杉景勝卿は、去年の秋、會津へ下向せられしが、家老直江山城守と相計り、會津山の内は、蘆名氏數代の居城なれども、卑濕の地にて、要害も全からず。是より八里隔りたる神刺原は、佐野川を一方に請けて、類少なき地勢なり。此原に、新城を築くべしとて、島倉惣左衛門を、普請の總奉行として、二十餘郡の人夫八萬人を召集め、二月十日に事始めあり。植島より大石を引下し、其外竹木の運漕夥しく、同時に越後海道・津川口の道を作り、領内の城々に、糧を入れさせ、浪人數多召抱へ、兵具を過分に用意せらる。是皆、防戦の企なりと聞えければ、内府公、前田德善院を京都より召し給ひ、洛中・洛外、住居する諸浪人、會津へ馳下り、又賣買人・武器・馬具を、同所へ



差下す。此後、堅く制禁せらるべしと仰せらる。

一本に、此時、會津へ馳下る浪人、三百八十人と記す。今按ずるに、景勝、會津を拜領の時、數多の浪人を、召抱へしと聞く。然らば此時に限るべからずや。

其後、増田右衛門尉大谷刑部少輔を招呼ばれ、景勝、會津へ歸城の後、叛逆の風聞あり。各も聞かれたるかと思せらる。兩人承り、景勝卿、太閤の御恩徳を、徒らになし、御幼君を叛き奉りて、旗を揚ぐべき様、更になし。聞召したる諸説は、申付けある事なるべし。御檢使を立てられ、御糺明然るべきかと、御返答あり。然る所に、羽柴

景勝の謀  
叛

本氏久太郎秀治の家老堀監物、越後より馳上り、景勝の謀叛疑なしと申すにより、又増田右衛門尉を召し給ひ、此上は人を差下して、其實否を糺すべし。貴殿も使者を相添へて、景勝、上洛の事を、勧めらるべしと、宣ふに依りて、右衛門尉家來川村長門といふ者、内府の御家人伊奈圖書に相副ひて、奥州へ馳下る。川村長門は、景勝の家中に、親族あるに依りてなり。此時、内府公、御口上計りにて、景勝へ御書通なかりけるが、免長老、内府の御下知を請けて、景勝の家老直江山城守が方へ、書狀を送ら

る。其趣に曰、

態以飛札申達候。然者景勝卿、御上洛遲滞に付、内府公御不審之儀、不少候。上方雜説隱便に無之に付而、伊奈圖書、川村長門被差下候。此段者、使者にて口上に可申達候得共、多年申通候上者、愚僧笑止に存、如此候。神刺原に新地被取立、越後津川口道橋被作候段、何廉、不可然候。中納言殿、御分別相違候共、貴殿異見油斷被存候。内府公、御不審無據歟と存候。

一、景勝卿、御別心無之候者、靈社の起請文を以、御申開き、可被成旨、内府公御内存に候事。

一、景勝卿、律儀御心入者、太閤様以來、内府公御存知の事に候得ば、被仰分之品さへ、相立候は、異儀不可有之候事。

一、近國の堀監物私曰、羽柴秀治家老一々申上候間、御陳謝堅無之者、御申分相立申間敷候。何爲御心中に可有之事。

一、當春、北國肥前守利長、異議有所に、内府公順和なる思召に付、無別儀思之儘



に、靜謐仕候。是皆前車之戒に而候。其許儀、兼而御覺悟可爲尤歎之事。

一、京都にて、増右刑部少輔私曰、増田右衛門尉、大谷刑部少輔萬事内府公へ被申合候間、御申合

候は、御申越可有之候。紳式大へも被仰越可然歎之事。私曰、榊原式部大輔なり。

一、千萬も不入、中納言殿御上洛遅々に付、如此之間、一刻も早く御上洛候様に、貴殿可被相計之事。

一、上方にて、專被沙汰之事者、會津に而武具被集候與、道橋被作候與之事にて候。内府公に者、中納言殿、御待被成候事は、亦高麗に御使者、被遣候間、降參不仕候は、來年歎來々年歎、御人數可被遣候。其御相談可被成由候之間、御上洛近々、可然候。其上に而、無陳意被仰分候之様に、少茂早く、御上洛尤之事。

一、愚僧與貴殿、數箇年、無等閑申通候得者、何事も笑止に存、如斯候。其地の存亡、上杉家興廢の堺に候條、被廻思案之外、他事有間敷候。萬端、使者口上に申含候。頓首。

卯月朔日

豐光寺承兌判

直江山城守殿

御宿所

斯くて伊奈圖書・河村長門兩人は、夜晝馳せて、會津へ至り、内府の御口上を述べて曰、景勝卿、此春、上洛あるべきを、今に至りて、其沙汰なく、剩へ新城を築き、本國越後へ道を作り、領内の城々へ、糧を入れさせ、諸浪人を召抱へ、武具を用意させらるる事、心得難し。若し別心なきに於ては、時日移さず、上洛ありて、御幼君の守護あるべしとなり。景勝卿、返答せられけるは、某何の恨ありて、御幼君の秀頼公に、背くべき。仰聞かざる、品々は、皆是國の仕置なるに、事がましく御不審の曰くなり。此上は讒者を引合され、實否を糺し給はるべし。左なき中は、上洛成り難し。縦ひ上洛したりとも、聊か存する旨あれば、内府の御末座に列りて、國政を相計る事、御免あるべしと、答へられける。

一書に、景勝卿、此時、伊奈圖書に對面して、内府、近年、御國政に私曲あり。其品品を申し、扱は御失念もあるべしとて、十一箇條の書付を授けて、此旨を御改めなきに於ては、我等上洛すべからずと、あられなく答へられしと記す。是正説なる



にや、覺束なし。

家康、佐  
義宣を  
詰る

又常陸國水戸の城主佐竹右京大夫義宣は、景勝の方人なりと聞えければ、内府公、御家人島田治兵衛を、水戸へ下し給ひ、貴殿、何とて景勝と相語らひ、逆心を企てらるるや。若し異心なき證據あらば、分明に答へらるべしと、仰せらる。義宣、陳謝せられけるは、景勝と某同意して、御治世を妨ぐべき様、更になし。去りながら、誰にてもあれ、御幼君を蔑にする人あらば、一矢射懸け申さん事は、覺悟の前なりと答へらる。是は内府公、御國政に邪ありと思ひて、底意ある返答なりとかや。斯かりければ、上杉、佐竹兩家の大事、此時なりと、世の人いひあへり。爰に會津領津川城主藤田能登守は、景勝の名代とて、去冬、大坂へ上り、此春、本丸、西丸へ出で、年頭の御禮申しけるに、内府公、能登守を御前近く召され、今程の事多く、亦是は豊國大明神へ參詣の爲め、急ぎ上洛ある様に、其方申述べしと、仰せられて、藤田能登守には、青江直次の御腰物、銀千百枚、御小袖二十與へ給はる。能登守、内府の御懇意を請けて、二月上旬に、會津へ下りしが、景勝の企、由なき事に思ひけるか、又己が危難を遁

れ、却て、身を立つべき爲めにやありけん。一年、石川伯耆守、後號三備後守  
數正と云なり濱松を逐電

して、秀吉公へ参りたるに準らく、三月廿五日の夜、密に會津を立退き、廿八里の所を一日一夜に馳せて、下野國那須に至り、夫より江戸にかゝりて、大坂へ上り、景勝別心を訴へければ、内府公、藤田が降附を御喜悅ありて、御家人となし給ひ、其夜、鳥山二萬八千石を與へらる。景勝卿は、藤田が出國の後、鮎川帶刀を、津川の城に入置かれたり。又藤田が、會津を出でたる頃、栗田刑部も妻子、家來を召連れて、會津を急に出でけるに、景勝、藤田を無事に、立退かせて、無念に思はれければ、岩井備中城戸監物に、栗田を討止むべしとあるにより、兩人透間なく、追懸けて南山口にて、栗田刑部、其外百廿七人討取り、其首を獄門に懸けて、會津へ歸りけるとかや。

一書に、栗田が末子一人、此時死亡を遁れ、寛永の頃、栗田刑部と名乗りて、水戸中納言頼房卿の御家人となる。彼栗田刑部は、先祖より武田信玄に仕へて、戦功もありたりとなり。然るに景勝の父謙信の時、宇佐美駿河守定行、信濃國野尻の城に居て信玄を押へけるが、永祿三年申の七月十日、駿河守、同國川中島へ出張し



て、栗田刑部と相戦ひ、刑部父子、利を失ひて引退く。此時、宇佐美が嫡子佐太郎は、勝に乗じて、善光寺迄攻入り、如來を取りて歸りしに、刑部が方より、手を入れ、自分の知行八百貫と、如來を替々にして、善光寺へ納め置き、同永祿五年の秋、宇佐美佐太郎、武藏國上尾に居て、北條氏邦と相戦ひ、佐太郎戦死するにより、如來の佛罰なりとて、恐れたる者もありと記す。尙ほ古を按ずるに、宇佐美定勝が戦死を、佛罰なりといふは、栗田刑部が南山口にて、誅戮に遭ひたるは、彼永祿の頃、善光寺の如來を、敵に取られ佛體を穢されたる罰なりといふても、相應すべし。去りながら、父栗田刑部、一年、遠州高天神の城に籠り、家康公に攻落されて、死亡せしに、其子刑部恨もなき景勝を、敵となし、内府公の御味方に、參るべしと計りたるは、甚だ不義なる故に、忽ち天罰を請けたり。宇佐美佐太郎が、上尾にて、討死したるは、節義を行ひたりとすべきにや。

斯くて伊奈圖書島田治兵衛は、會津・水戸を發足して、大坂へ馳上り、景勝・義宣の御返答を申しければ、内府公、甚だ御氣色あり。此時、直江山城守侍從會津にて三十萬石領す、免長老に

直江兼續  
の書翰

送る返狀に曰、

今朔日の尊書、昨十三日到着、具拜見多幸候。

一、當國之儀、於其許、種々雜說申候付、内府様御不審之由、尤無餘儀候得共、伏見の間に而さへ、色々雜說無止時候。況遠國と云、景勝若年と云、爲似合雜說と存候。不苦儀候條、可被安尊意候。速々可被聞召分候之事。

一、景勝、上洛延引に付、何角申解候由、不審存候。去年、國替、無程、上洛被申候而者、早晚之間、國々仕置等可被申付候哉。就中、當國者、雪國にて、從十月・三月迄は、何事も不自由の事、當國案内者に、可有御尋候。然は正敷雜説は、景勝上洛延引之故に候。何者歟、景勝逆心具存申候哉。其段不能推量候事。

一、景勝別心無之者、以誓紙可申上之由、去々年以來、數通之起請文、反古に成候は、重ては不入御事候事。

一、景勝、心中毛頭別心無之候得共、讒人之申成無御糺明、逆心と思召候者、不及是非候。兼而者亦無御等閑候は、讒者被引合、是非御尋可然候。左様無之内



者、内府様御表裏與可存事。

一、太閤様以來、景勝律儀仁に思召候者、今以別儀不可有候。世上之朝反暮化之儀、存合候事。

一、北國肥前守殿之儀、思召儘に被仰付候由、御威光不淺存候事。

一、増右尉・大刑少御出頭之由、珍重候。自然用所之儀候者、可申越候。榊原式大者、景勝表向之取次にて候。然者景勝逆心歷然候共、一往及異見候而社、侍之筋目、又者内府様御爲も、可罷成之所、讒人堀監物奏者被仕、種々之以才覺可被妨にて者無之候。忠臣歟佞臣歟、御分別次第、重而可頼入事。

一、雜説之第一者、上洛延引故歟被仰聞候得共、御使者に申合之如く〔脱カ〕事

一、第二、武具集候事、上方武士者、今燒之茶器炭取、飄以下之人たらん道具、御取持之由候。田舎武士者、鎗・鐵炮・弓箭之道具、支度申候。其國々の風俗與、思召御不審有間敷候。縱世上に無之支度、不似合用意被申候共、景勝不肖之分限、何程之事可有之哉。天下に者不似合御沙汰與存候事。

一、第三、道造・舟橋被申付事、往還之煩無之様に與被仕候者、國を被抱候役儀にて候條、如此候。於越州も、舟橋道造仕候。然者端々殘候而、可有之候。洲

底堀監物可存候。當國に被召移刻、新仕置無之事に候。本國と云、久太郎私曰、羽柴治之事踏潰候。何の手間入べく候哉。道造迄行たらず候。景勝領分越後之儀者、

不及申、上野・下野・岩城相馬、政宗領分仙臺、最上・由利・仙北へ相堺作道、何も同前に候。自餘之衆は、何共不被申候に、堀監物計り道造怖候て、色々之儀申候。

弓箭之道を不知無分別者與、可思召候。景勝對天下、逆心之企有之者、諸堺目、塹切道塞、防戰之支度をも、可被仕候。十方に道造逆心の上、自然御人數被差向候は、一方之防さへ、罷成間敷候。況十方を防可成者候哉。縱他國に取出候共、一方に社、景勝相應之出勢も、可罷成候に、諸口に如何可罷成候哉。中に不及是非、うつけ者と存候。景勝領分道橋申付候儀、從江戸切々御使者、白川口之體、被有御見分候。其外奥州筋にも、御使者被致上下候間、御尋尤に候。猶御不審候は、御使者被下、所々堺目等之様子、被爲見候は、御合點可然候事。



一、無御等閑間にて、以來虚言に成様之儀は、爲自他與被仰間敷候事に候。高麗降參不申候得者、來年歟來々年歟、御人數可被遣與、有之ば、誠可爲虚言歟、一笑々々。

一、景勝事、當年三月、謙信追善に相當り候條、左様之隙を明られ、夏中者上洛可被仕所存故、人數・武具以下、國之爲に仕置候條、在國中に急度相調候様に、用意被申付候處、増右尉・大刑少より、使者を以、被申越候。景勝逆心の沙汰、不隱便候條、於無別心者、上洛尤之由を、内府様御内證之由に候連、無御等閑候は、讒人之申成有様、被仰聞、急度御糺明候て社、御懇切之可爲驗所に、無旨取逆心と申觸候條、無別心者、上洛候得抔と乳呑子あひしらひに被成候事、不及是非候。頃日迄、企逆身候者も、其方便はづれ候得而、知らぬ顔にて、上洛仕、或縁邊或新知行を取、恥不足をも不顧、人の交をなし候。當世風者と、景勝身上に不相應に候。心中無別儀候得て、逆心天下に無其隱候を、むざと上洛せば、累代律儀之名、弓箭之覺も失候條、讒人被引合、御糺明無之者、上洛罷成間敷候。右之

趣を、景勝利歟非歟、不可過尊慮候。就中景勝家中藤田能登與申者、去月半、當國を引切、江戸に罷越、夫より上洛仕候由に候間、萬事知可申候。景勝罷違候歟、内府様御表裏歟、世上沙汰次第候事。

一、千萬勺も不入、景勝別心毛頭無之候。上洛之儀者、不罷成様に、御仕置候條、不及是非。此上者、内府様御分別次第、上洛可被仕候。縦此儘、在國被申候共、太閤様御置目、相背數通之起請文を、反古に成し、御幼少の秀頼様を見放被申候ては、内府様に降參被仕候而、天下の主になられ候共、惡名難遁候條、末代之恥辱可爲候。此所無遠慮、何逆逆心可被仕候哉。可被御心易候。但讒人の申なし、僉議與思召不義之於御疑者、不及是非候條、誓紙も堅約も、入申間敷候之事。一、於其許、景勝逆心與申成候如く、於隣國も會津働廻候而、或は城々口人數を入、兵糧支度、或は堺目人質を取、所々口留<sup>せきめ</sup>を居る様々之雜說申候得共、無分別者之仕事候故、聞も入られず候事。

一、内府様に以使者成共、可申遂候得共、隣國より讒者、相談種々申成、家中より



藤田能登候得者、逆心歴然可被思召候處、御音信杯被申候、表裏者之第一御沙汰可有候條、右之條々、無御糺明内府様被申上間敷候。全疎意無之通、折節之御取成、於我等も可畏入候事。

一、何事も乍遠國推量仕儀候條、有様可被仰聞候。當世様々餘情が間敷事候得者、自然實之事も、僞之様に罷成候。無申迄候得共、被懸御目候と云、天下之黑白を、御存知之儀に候條、萬被仰越候儀者、實儀に可存候。御心易儘、如此候。慮外者奏達。恐惶敬白。

四月十四日

直江山城守

豐光寺

兼續判

侍者御中

追而宜様條、一通申述候。亦者中納言様歟内府様、御下向之由候間、萬端御下知次第可仕候。以上。

直江兼續が事

彼直江山城守は、越後國與坂之城主樋口與三左衛門兼政が子にて、始めは樋口與六郎といひたり。此樋口氏は、木曾殿の郎徒樋口次郎兼光が末孫なりとぞ。與六郎は、

家康、景勝を討たんとす

景勝の亡父謙信の時、側に仕へたる者なりしが、上杉の家老直江大和守實政が家來、森名左衛門といふ者、亂氣して、忽ち主人を斬殺す、此時、大和守女子一人ありて、男子なかりけるに依り、樋口與六郎を、大和が死後に婿養子となし、直江が家を繼がせて、家老となし、莊嚴下戸島の城主とせらる。今の山城守兼續是なり。謙信の眼が明かなるにや。山城守、度々武功を顯し、景勝、會津入部の時、米澤の城主となり、三十二萬石の分限となる。天下に名ある陪臣あれども、直江に優る大身なし。太閤常に直江を懇にし給ひ、小早川隆景、直江山城守、堀監物が如き調ひたる者は、天下に珍しかるべしと仰せらる。内府公も内々は、御懇意ありけるが、此時の返事を御披見ありて、殊外に御機嫌悪しく、我六十三に及べども、斯かる無禮の文を、手に取らず。是偏に、景勝が所爲なるべし。近日、會津へ發向して、速に退治せんと宣ひける。其頃、前田玄以は、京都にありけるが、大坂へ赴き、増田長盛と相談して、御出馬を止め、景勝卿に御無事ありて、然るべき由、諫められけれども、内府、御同心なかりしかば、生駒雅樂頭・中村式部少輔・長束大藏大輔方へ、飛脚を以て、此旨をいひ遣

内府黃門兼續

1104



し、各同意なるに依りて、重ねて一通の連書を、内府へ捧ぐ。其趣に曰、  
今度、會津表御出馬之儀、被仰出候に付而、面々存候條々。

一、沖茂 秀頼様御取立の儀に御座候間、上方御座候而、天下靜謐被仰付、遠國出入も候者、名代被遣被仰付候様に、存候事。

一、各懇意之故、憚多候得共、自然申事之刻、如何様にも罷出可成程、肝煎候様に、被仰付候故、如此御座候。今度、直江所行、不相届儀、御立腹御尤存候。乍去田舎人に御座候間、不調法故、如此御座候。當年中、被加御遠慮、其中不成候は、至來春、御出馬尤に存候事。

一、太閤様、御不慮以後、如何程下々出入御座候得共、何茂以御分別被加御遠慮目出度、相濟申處に、此度、御下向候得者、早速被仰付候共、日本に劍付申様に、下下可存候事。

一、第一、秀頼様御若年に御座候。然共是に御座候而社、諸人重々敷奉存候。只今、御下向被成候者、秀頼様被成御見放候様に、下々可存候。是非當年之儀、被

成御遠慮候様に、達而申上度候事。

一、先々御兵糧、東山道自前々不作仕、殊更一兩年、飢饉仕由に候條、兵糧の事、如何可有御座候哉。又雪前御働差詰可申哉。旁來春に罷成、御出馬被成候様に、奉存候事。

慶長五年五月七日

長束大藏大輔政家

増田右衛門尉長盛

徳善院法印玄以

中村式部少輔一氏

生駒雅樂頭親正

内府様

斯かりしかども、内府公、御承引なくして、仰せられけるは、各異見さる事なり。然れども中納言、大坂へ來り申さるは、我等が事は、如何にもあれ、公儀を掠むる所なるを、私に許容せば、天下の御威光薄かるべし。其上島津・北條が召せども、上洛



せざりし時、征伐せられし先例あれば、旁々承引すべからず。我景勝を攻圍みて、降参さするか、腹切らせて、程なく軍を班すべし。更に氣遣ひせらるまじとて、終に御出馬に定まりけり。

### 景勝卿防戦會議

會津七口の守りとして、蒲生宰相氏卿、諸城築き置かれければ、景勝卿も、會津へ入部の後、其城主を分ち定めらる。米澤に直江山城守、福島に本庄越前守、南山に大國但馬守、白川に安田上總介、小峰に五百川縫殿介、長沼に島津玄番允、金山に色部長門守、白石に甘糟備後守、築川に順田大炊介、猪苗代に杉原常陸介、鮎貝に中條與次郎、藤島に木戸元慮、二本松に下條駿河守、大寶寺に志田修理亮、大浦に松本伊賀守、森山に水谷孫次郎、津川に鮎川帶刀、須賀川に千坂對馬守等在城して、口々を堅めたり。此度内府公と、景勝卿手切れに及ばれしかば、米澤の城主直江山城守・福島の主本庄越前守、其外老功の輩を召集めて、防戦の利害を相談せらる。是より先きに、

景勝、諸城を堅む

景勝の防戦準備

直江山城守は、常陸國へ馳赴く。是は水戸の城主佐竹義宣も、景勝と同意して、旗を揚ぐべしとあるにより、萬づ相談すべきとなり。

一説に、相馬大膳亮利胤も、景勝と同意して、家老近藤主膳に、手の者を相添へ、三春の大竹山迄、出されたりといへり。

直江、水戸より馳歸り、此時、評定の座に出で、曰、佐竹殿、彌、無二の御覺悟なり。内府、江戸迄下着あらば、義宣は、家老物頭に先手させて、水戸を打立ち、御領内棚倉に陣を据ゑ、屋形の御差圖を請けて、戦を決すべき由、御直の返答なりと申しければ、景勝卿の曰、當家の將士、志を合するに於ては、上杉の鋒先に、少しも瑾は附くべからず。増して義宣も、合力すべしとある上は、人數も不足なかるべし。然れども口々の堅めは、其方角の城主に、任せ置きて、大手の防ぎを、第一とすべし。敵若し搦手より、攻入りて、何れなりとも、危しと聞かば、速に加勢を遣し、追拂はん、手間は入るべからず。此謀、如何あるべきと、内談せらる。

一説に、景勝、出馬の留守を伺ひ、伊達政宗最上義光領内へ攻入るべきも、測り難



しとて、諸城に加勢を入れられたりといへり。今按するに、福島・築川の兩城に、加勢を入れられたる事は、別卷にあり。福島・築川には、政宗兵を進めて、方面なるに依りて、兼てより、加勢を入れられしなるべし。

直江山城守申して曰、仰の如く、大手の御防戦肝要なり。但し白川の城主安田上總は、武功ある者なれども、大敵を引請けて、始終の守り覺束なし。此手當、如何あるべきといひけるに、景勝の曰、内府父子の出馬あるを、我等居ながら先手を、下知すべきにあらず。當家の人數、十にして六七八、白川へ差遣し、我等も近日發向すべし。直江・本庄兩人も、白川表へ出馬して、武士共を下知すべき事、勿論なりとありければ、本庄越前守申しけるは、某、先年、御意に背きて、浪人となり、齡も漸く傾きたれば、他國の土となるべきに、不思議に御免を蒙りて、父子共に歸參仕り、此御大事に遇ひ申す事、誠に武家の本望なり。賤息出羽守に先手をさせ、一足も去らず、突懸るに於ては、縦ひ目に餘る程の大敵なりとも、一方へ捲り立て申さん事は、案の内なりと申したりしに、景勝機嫌よげに、打笑みて、其方の武勇・智謀に於ては、誰にか劣

り申すべきと、挨拶せらる。去る程に、景勝卿は、亡父謙信の菩提寺雲洞庵の毘沙門堂に到り、家老武主物頭、其外數百人の諸士を召集め、景勝卿、直に申されけるは、今度、内府を敵になし、防戦の謀を廻らす事、更に私の遺恨にあらず。去年淺野彈正・石田治部を、罪をいひかけて、逼塞させ、今又我等に、難題を申し懸けらるゝも謂なし。其上御幼少の秀頼公、天下を失ひ給はんとするを、知らぬ顔して、闇くに於ては、故太閤の選み置かれたる大老の職には、當るべからず。此故に、汝等が一命を乞ひて、勝負を決せんとする所なり。我若年より、弓矢を取り、攻戦毎度に及びたれども、終に一度も不覺なし。身命に係りて、寄手に押手を見する者は、當家の名譽を汚すといひ、主人の恩を忘るゝといひ、旁比興の振舞なるべし。然れば諸人の見懲の爲めに、忽ち引出して、其首を切り、勇功を立つる輩には、其輕重に隨ひて、必ず賞祿を施すべき事勿論なり。近日我等に具せられて、一の城戸へ赴く輩は、合戦の勝負に依りて、我等と一所に、白川を墓所とすべし。彼是違變なき爲めに、毘沙門尊天又は謙信公の御牌前にて、上下誓約をなすべしとて、景勝卿、手づから牛王の血を濺



きて、信義を下に示しければ、大身・小身の面々は、血判を居る、末々の輩は、皆神水を呑みて、君と共に生死を決すべしと、堅約をなす。時に一人進み出で、曰、此御合戦の勝負を測るに、御勝利更に疑なし。如何となれば、凡て並々の敵國さへ、五倍十倍の人数ならずば、切取り難き法なり。縦ひ家康左右なき智將にもせよ。十萬に足らぬ集勢を下知して、五萬に餘る練卒を敗り、百萬石の領知を掠めらるべき事、思も寄らぬ所なり。此謀の辨へなく、率爾に出馬せらるゝ事、家康一生の不覺なるべし。然れども味方の將士、御法度を破り、又は寄手を侮るに於ては、勝敗更に測るべからず。各々只今の君命を逐一に承り。又は我等が申す所をも、覺悟仕れと、高らかにいひたり。諸人、頭を上げて、之を見れば、米澤の城主直江山城守兼續なり。抑も會津の追手二口あり。一口は下野と陸奥の堺の明神より、會津迄十四里を隔て、其間に白川の城・長沼の城あり。安田上總・津島玄蕃、其城に籠り守りて、長沼より勢至堂を過ぎて背灸の山中に十町計り、左右なき節所あり。夫より山頭に上れば、出羽越後の海面迄、遙に見え渡りまして、會津は目の下なり。背灸の別名を、登這坂とい

ふ。此山の絶頂に、狼煙竈を塗らせ、土櫓を揚げて、石弓を仕懸け、又白川・長沼の海道に、左韋・右韋とて、節所をあり。此所悉く切塞ぐべしと、景勝卿下知せらる。是は往還の通路を斷つて、革籠原かつこへと寄手を引付け、一時に勝負を決すべき爲めなり。此故に、數千人の人夫を召寄せて、革籠原の竹木を悉く切取らせ、民家を焼拂ひて、地形を引き、平均三里四方を、壘の上の様ように拵へたり。又白川の西南に、二里計り續きて、谷田川と深沼あり。此沼に落入りては、人馬も助かり難き要害の地なり。其沼の西の方に、西原といひて、一里四面の萱原あり。武隅川を此野にせきかけて、皆其邊を足入れとなす。

一本に、中畑の浪人、蕪木といふ者に仰せて、大なる酒桶を、二千計り取寄せて、此野に埋め。人馬の落入ぬる様に、拵へたりと記す。今按ずるに、謙信の時より、斯様の奇計を用ひられたる先例なし。殊更、内府公、景勝の領内へ、兼てより忍びの者、數兵入れられたる上を、件の張計聞えざる事は、有るべからず。景勝卿、其遠慮なく、彼酒桶を埋み置きて、人馬を落し入るべしとは、せらるまじきにや。



亦一方追手に、南山より會津へ、僅に四里半あれども、羽太・鶴生といふ所甚だ難所にて、多勢攻入るべき地形に非ず。然れども敵若し兵を馳せて、此口へ働く事もやとて朴坂はらのさかを切崩して、道を塞ぎ、根子鷹助より、黒川郡に懸り、白坂の西へ道を付けて、身方の出入すべき通路を開き、又小峰の城主五百川縫殿に、平林内藏を相添へ、三千計りにて、城を守らせ、白川の合戦勝負區なる時、手を合すべしと下知せらる。又五百川縫殿、景勝の内意を請けて、蒲生秀行の領内監原・鹿沼の卿人に、一揆を起すべしと、密にいひ遣す。南は山王峠を、後に當て、大國但馬守・横川の宿に陣を据ゑ、近邊の谷川をせきて、湖水を湛たへ、鶴淵の山を切塞ぎ、山王峠の此方なる山頭に、遠見を置きて、相圖の具を、聞くと等しく、但馬守・絲澤の宿より、切つて出づべき約束なり。去る程に佐竹義宣は、家老梅津半右衛門・戸村豊後に、五千餘人を相添へ、南關より先鋒の兵を、進められしかば、義宣の領地東關館岡等、山川・三野山・淺川・石川・竹實・仁井町・蓬田・滑田・赤埴・管野・三森・高城・鹿島・定倉・小川・行方・新張・玉造・竹田・手賀の村里に居たる、國士數百人、梅津・戸村が手に屬す。澁井内膳は、二千餘

白川合戦

義宣、  
棚倉出陣

人を帥ゐて、景勝の領地、寺山鏡城に續きければ、屋代・櫻岡・仁井田・小井堀・老髮・哀坂・近邊の浪人、我もくと馳集り、兜の緒を締めたる兵二萬餘人、梅津・戸村・澁井に屬す、義宣も、水戸を打立ち、南關大洪より、伊餘臺の宿へ懸り、棚倉に陣を取りて、會津へ使者を立てられければ、景勝卿、直江・本庄其外數十人の武將を召具して、白川に至り、旗本八千を率して、長沼に陣を居ゑらる。爰に新津右近は、謙信の時より、武功ある者なるが、此時景勝卿を諫めて曰、先の屋形謙信公御出陣の時、八千を具せられし吉例あり。然れども其頃は、御身脇の百騎衆を始めて、老弱共に武者道を覺悟仕候ひぬ。近年は、天下無事なるに依りて、戦を忘れ、其上老功の輩は、過半死失せて、若き衆は、皆初陣なり。願くは御旗本に、御人數を加へらるべきかと、申しければ、景勝卿、承引ありて、新津右近・澤根刑部・瀨上權之丞・甘糟加賀、然らば旗本を隔て、勢至堂に陣を取るべしとして、彼是都べて六千餘人、旗本の後に控へたり。一本に、岡左内・栗生半左衛門・外池甚五左衛門・志賀與三右衛門等の蒲生浪人加勢として、勢至堂に備へたりと記す。今按するに、蒲生浪人數輩、瀬上の在番を勤



め、後に福島に籠城したりと聞ゆ。然れば彼輩、大手白川へ出でたりとあるは、異説なるにや、覺束なし。

直江山城守は、一萬餘人を隨へて、高原に陣をかけ、本庄越前守・同出羽守は八千餘人にて、根子鷹助に陣を取る、西關より白川迄、二里計り續きて、生ひ茂りたる松山を、關山といひ、此山に陣を取る。北東には、千坂對馬守・齋藤下野・毛利上總・高梨源五郎・松平内匠・長尾權四郎・中條越前・山本庄藏・泉澤河内・清野助次郎・市川左衛門・山村源五郎・沼掃部・松本大隅・竹俣參河・須賀宇右衛門・木戸監物・村上源五郎・山岸宮内・柏崎日向・桃井右近・神藤出羽・黒川右衛門等、都べて一萬五千人、半分は顯れ、半分は隠れて、備を立つる。又長沼の城主・島津玄蕃が老父・島津右京入道月下齋を、此表の武者奉行となし、白川の城主・安田上總に相添へて、一番合戦は安田・津島兩人相計るべしと、下知せらる。此時、會津より白川へ出でたる景勝手勢に、出羽陸奥の浪人國士相交り、都べて四萬六千人、此外白川・長沼・南山・小峯、兵一萬二千人、彼是都べて五萬九千人とぞ聞えし。景勝は長沼に、出馬なき内に、密に會津を出で、背灸・勢至

兼續、高  
原出陣

堂・長沼・白川を通り、西の關を越えて、東西の地形を見計り、黒川郡根子鷹助より、鶴生・羽太を経て、會津へ馬を入れられしが、又長沼に在陣の後も、白川に赴き、本庄越前・安田上總・島津月下齋等を召連れ、革籠原より白坂に出で、蘆野近邊迄乘廻し、又白川に馬を立て、本庄・安田・島津以下の輩を呼びて、内々定め置きたる戦の下知、少しも違變せざる様に、武主共に申し聞かせよとて、夫より又長沼の陣所へ、馬を入れらる。是より前に、景勝卿・家老・其外老功の輩を會津の本城へ招き、合戦の始終を議定せらる。敵の旗本先づ蘆野へ近付く時、足輕を出して、敵を革籠原へ引懸け、安田上總・島津月下齋、旗を進めるを見て、關山麓に控へたる輩、備を立寄せ、數百挺の鐵炮をつるべかけ、敵の色めく時、乗切り乗込みて、馬・足輕を入れて、敵の陣を駈破り、一同に合戦を始むべし。内府は、先手の戦、始まる時口給はば、鬼怒川を渡り、旗を進めらるとも、佐竹の陣將・澁井内膳、多勢を下知して、内府父子の間を取切り、景勝は、一萬四千の強兵を率して長沼を打立ち、井伊出・古田川・布馬瀬より、關山の蔭を廻り、小井堀・老髪を過ぎて、白坂の西に馬を立て、本庄越前父子と、一手になりて、江戸黄



門の旗本へ、無二無三に突懸るべし。其時、關山に残りたる七八千の伏兵、横を入れ、三方より稠敷揉立て、大國但馬・五百川縫殿・平林内藏・島津玄蕃等は、相圖の狼煙を見て、南北より馳付け、息を付かせず刈立て、谷田川・西原の足入れに、追込むべし。同時に直江山城守は、高原より兵を進め、鹽原・奈須・湯島の麓高林・鹿野原・八田地を経て、佐久山・太田原の間へ押出し、佐竹の家老梅津半右衛門・戸村豊後は、富田道場宿より、石井の渡りを越えて、姫井筋を推通り、是も佐久山・太田原の間へ出で、直江山城守と一手になり、内府の跡より切懸り、寄手を中に取込みて、悉く討果すべし。此所一里半が間は、深田・切崖等の節所あり。寄手は地形知らず、進退途を失はん事、必定なり。内府、若し此地を退去せらるゝとも、烏山・千本口・鬼川の地嶮あり。其上直江・梅津・戸村が兵、跡より嚴しく突懸るに於ては、寄手の多勢、奈須・湯島の方へなだれ引くべし。此時、佐竹義宣は、棚倉より騷梨伊王野に懸り、蘆野口へ押出して、淺井内膳と手を合せ、直江・梅津・戸村と立袂みて、必死の戦をせば、身方の勝利疑なし。是は手に餘りたる時の策なり。大方は箒川の此方にて、内府父子を、討取

るべしと、戦の勝負を決断せられしとかや。

一本に、本庄越前守、謙信・景勝に仕へて、始終を記して曰、彼越前守重長は、上杉の一門にて、初めは彌次郎といひたり。彼が一代の武功、都べて百度に及べり。永祿の頃、謙信と不和になりて、其領地本庄の城に楯籠り、數年の後和睦して、上杉の家臣となれり。天正の頃、景勝・景虎・戦の時、越前守、景勝に忠節あるにより、上杉十郎憲景が知行を、一圓に給はりて、米祿十萬石なり。其後、最上出羽守義元の陣將、田川郡大浦の城主東禪寺右馬頭義光の隊長、草岡虎之介と、出羽十五里原にて相戦ひ、越前守打勝ちて、草岡虎之介、命を落す。彼東禪寺右馬頭は、常に勇義あつて、人にも知られたる者なりしが、戦に利を失ひ、剩へ隊長虎之介を、敵に討たれ、口惜しく思ひ、首一つ提げて、越後勢に交はり、我等は越前黒川の者なり。今日の合戦に、旗頭を討ちたりといひて、越前が旗本へ近付き、東禪寺右馬頭が首を見よといひて、彼提げたる首を投付けざまに、其日差したる正宗の刀を抜打に、越前が被りたる明珍の筋兜を、切削りたる上に、打付けながら、引組みて臥し



けるが、越前守事ともせず、右馬頭を取つて押へ、二刀差して、其首を取り、刀を添へて實檢に入れたりしかば、刀は越前に返し給はりぬ。又其後、出羽國庄内の地頭大寶寺義興を攻亡し、越前守が二男千勝丸を、大寶寺義勝と名乗らせて、秀吉公へ御禮させたる罪に依りて、景勝卿、越前守父子に暇給はり、二三年計り、浪人して居たりしが、越前守家の子郎等、數多召具したる故に、忽ち貧窮に及び、東禪寺が差したる正宗の刀を、本阿彌が取持ちにて、内府公へ捧げたりしに、黄金百枚與へ給はり、彼刀を常陸介殿に參らせられしが、今紀伊國の御家に傳りて、本庄政宗と名付けらる。其後、越前守景勝の赦免を請けて、歸參したる故に、今御大事に逢ひ申す事、本望なりとはいひしと記す。尙按するに、此説、大概正説なりと聞ゆ。又頃日、異本を見るに、本庄越前守景勝の下知に依りて、伏見の城の普請奉行を勤めけるが、勝手差詰りければ、彼正宗の刀を、本阿彌が取持を以て、内府公へ捧げたりといひて、越前が、景勝へ歸參は、會津へ入部の時なりと記す。前後相違なるにや。又予が父族陽村式部と號する者、可笑記といふ草子を作り、其一

族東禪寺右馬頭が本庄繁長に、討たれたる始末を書きたり。但し東禪寺が差したる正宗の刀は、二尺七寸なるを、内府公へ上りて、二尺五寸に摺上げられたりといへり。一書に、内府、會津へ御發向なき頃、藤田能登守を召され、景勝の家來に、兼て知りたる者多し。汝が方より手引きして内通させよと、仰せらるゝにより、能登守、會津へ書狀を送り、其外井伊兵部、榊原式部、書狀を遣して、景勝の家人に降參を進めけれども、返答する者一人もなし。剩へ藤田を討洩して、無念口惜しとのみ、下々迄いひあへり。又蒲生秀行、會津より宇都宮へ所替の時、蒲生浪人數十人、景勝の家人になるに依り、秀行、彼輩が方へ書狀を遣し、汝等舊恩を忘れざるに於ては、返忠すべし。然れば内府へ申して、重ねて賞祿を得さすべしとありければ、岡左内、栗生半左衛門、外池甚五左衛門、町野主水、志賀與三右衛門等、答へて曰、仰せの如く、昔の御恩忘れ難し。然れども差當りては、景勝を主君に頼み、殊更勝負測り難き戦なるに、景勝を既に返忠仕るに於ては、天下後世迄の譏なるべし。但し秀行公、此度の戦に、若し御難儀に及び給ひ、某等馳向は、馬を控へ、之を



報恩に仕べし。降參・内通の仰に於ては、幾度も御斷り申しなんとひて、一人も承引せざりしといへり。又異本に、太閤御在世の時、石田治部、密に直江山城守を招き、秀吉公は匹夫なれども、天下の主となり給ひぬ。又我等も、太閤薨去の後、天下に旗を揚ぐべき大志あり。御邊は、景勝を進めて、弓矢を起し、其後景勝を弑し給ふべし。然らば京鎌倉の時代の如く、貴殿と我等兩人にて、天下を平治すべしといひければ、直江も同意したりとて、其謀の品々を記す。尙古を按ずるに、石田治部、天下の主となるべき爲めに、此企をなしたりと、諸説に出でたるさへ、覺束なきに、増して直江が自立すべき爲めに、景勝を勸めて、此一亂を起したりとするは、所謂過なき中に、過あるを求むるに似て、更に信用するに足らず。又同本に、景勝は、去年九月廿八日、直江は十月朔日に、大坂を出で、會津へ下向あり。此時、直江山城、佐和山へ來るべしと聞えられたれば、石田三成、高宮迄出向ひ、直江を佐和山へ同道して、内々申し合する如く、來年は、東西に旗を揚ぐべしと相定め、直江、佐和山を出づる時も、三成、垂井迄送りたりと記す。今按ずるに、秀家景

勝・輝元・増田・石田・長束以下、秀頼公の御爲めを計り、内々密談の事ある故に、景勝會津へ下向の時、直江を佐和山へ寄せられたるも、知り難し。然るに石田直江、唯兩人の企にて、内府公と景勝と、戦に及ばれたりといふは、時勢を知らぬ異説なるべし。

### 内府公關東御下向附諸將出馬

去る程に、家康公、軍を奥州へ出し給はんとて、六月八日、大坂の西の丸に於て、軍評定あり。此時、羽柴秀治の老臣堀監物、末座より進出で、謀の利害を申しけるが、殊更地形の得失を上げて、白川より會津迄の道中に、背灸勢至堂と申す節所あり。彼所に於て、御先手の輩、越度なき様に、御遠慮廻らさるべきかと申しければ、家康公、聊か御氣色ありて、縦ひさうなき節所にもせよ。味方、鍵一本なれば、敵も又鍵一本なり。此方の者共が、會津の鍵にいかで劣るべきと仰せらる。其後、攻口を定め給ひ、方面の諸大名に仰渡さる。

家康の軍評定



異本に、此時、大久保相模守仰を承り、筆を取りて、口々の軍令を記したりといへり。尙ほ古を按ずるに、相模守は、頃日、江戸に居て、内府公御下向の時、駿州三枚橋迄、御迎に出でたるが、實事なれば、用ひ難き説なるにや。

謂山道口へは、佐竹義宣向ひし、伊達信夫口へは、羽柴政宗向ふべし。米澤口へは、最上本氏義光馳向ひ、羽柴秀治、村上周防守頼重、溝口伯耆守宣勝、同所の先手を勤むべし。家康公、秀忠公は、白川口より直に、會津へ攻入り給ふべし。各御下知を相待ちて、一同に兵を進むべしと仰せらる。又内府公に隨つて、白川口へ向ふ輩には、追追江戸迄下着せらるべしと、仰出さる。同九日、伏見の城に、御家臣を止め置かるべしとて、御内談あり。頃日、石田治部、未東權大夫異本に鈴木權六とありといふ者を、使者として、某も人並に、關東へ下るべし。若し御免なきに於ては、賤息隼人を名代として、下し申したしとありければ、貴殿は逼塞の身なれば、此度の出陣然るべからず。子息隼人に、家老相添へて、差下さるべしとぞ、仰せられける。同十五日、御暇乞として、本丸へ御出でありければ、秀頼公、又は御母堂へ御對面ありて、内府へ餞別の引出

物を參らせらる。翌十六日、内府、大坂を御出馬あり。西の丸の御留守居は、佐野肥後守正吉なり。此時の御出立は、淺黄の御帷子に、廣袖の黒き御羽織、越前より出る戸の口の御笠を召し給ひ、島津駿といふ名馬に召されしなり。其日、伏見の城に入り給ひ、爰にも御家人を、差置くべしとて、鳥井彦右衛門元忠上總國兵佐の城主四萬石、内藤彌次右衛門家長上總國佐貫二萬石、松平主殿頭家忠下總國小美川二萬石、松平五左衛門近正上野國天戶三倉五萬石を召して、仰せけるは、四人共に、留守居して、此城に止るべしいふ事に、及ばぬ事ながら、關東の供せざるを、必ず不足に存すべからず。人多き中に、取分けて汝等を殘し置く事は慥に念ふ所なり。但し鳥居は、西丸にありて、城代を勤むべし。内藤は、松丸を守り、主殿と五左衛門は、三丸を堅むべしとて、鐵炮二百挺を、主殿と五右衛門に預け給ふ。其頃、在番として、城中にありける輩は、皆大坂へ歸り、木下若狹守勝俊計りは、初めの如く、本丸を堅めらるべしとぞ宣ひける。斯くて六月十六日、家康公、伏見を御出馬あり。御供の家人には、酒井左衛門、同宮内少輔、大久保加賀守、同治右衛門、本多美作守、同内記後出雲守と號す、奥平美作守、同大膳亮、同藤兵衛、本多彌八郎後上野介と號す、平

家康關東  
下向

内府公關東御下向附諸將出馬



岩主計頭・小笠原信濃守・松平玄蕃頭・戸田左門・同采女・青山常陸介・同伯耆守・松平和泉守・阿部備中守・本多豊後守・高力左近大夫後攝津守と號す・大須賀出羽守・内藤三左衛門・松平内膳正・天野三郎兵衛・石河長門守・本多縫殿介・菅沼大膳亮等、都べて三千餘人とぞ聞えし。其頃、京極宰相高次は、江州大津に居られけるが、御首途を祝ひ申さんとて、城中へ請し奉り、晝の御膳を獻せらる。御膳過ぎて、奥へ御通り、高次の内室へ、御對面あり。是は秀忠公の御簾中の御姉なるに依りてなり。又高次の妹松丸殿も、去年の春より、大津の城内におはしけるが、此時、内府公へは、初めてま見え給ひしとかや。其後、表へ御出でありて、高次の家臣佐々加賀・龍寄圖書・山田三左衛門・山田大炊・赤尾伊豆・黒田伊豆守・養寺門齋・今村掃部・友岡新兵衛等を召出され、御詞を懸けられし中に、淺見藤右衛門といふ者を御覽じて、あれは彼志津嶽にてはなきやと、御尋ある。高次承り、御意の如くなりすと、御答へ申されければ、能者を扶持せられたり。總じて貴殿は、武道の心懸深し。是へ出たるは、勿論の事、此外の輩にも、用に立つ者多かるべし。然れば當家の諸士に於ては、頼母しく思召すとの仰なり。

彼淺見藤右衛門は、其始め、柴田勝家に屬して、江北志津嶽の戰に、比類なき働ありたる者なるを、家康公、兼てより知らせ給ひ、今斯く仰せられしとなり。斯くて内府公、大津を御立ありしが、貞宗の御脇差を、高次へ與へらる。其晚、石部に御著あり。水口の城主長束大藏大輔・同伊賀守・御膳を獻すべしと、兼てより披露ありけるが、大藏父子、石部へ參り、必ず明朝、立寄せ給ふ様にと申入れて、大藏父子は、水口へ歸る。然れども家康公、如何思召しけん。其夜の戌の刻計りに、石部を御立あり。水口へ渡邊半藏を、長束大藏が方へ御使者を立てられ、俄に御用の事ありて、路次を急がせ給ふ故に、御立寄なしと仰せければ、長束、大に驚き、此上は力及ばずとて、其晝、土山の驛に來り、御殘多き由申しければ、誠に懇切なりと宣ひ、來國光の御脇差を、政家に給はりけり。

異本に、石部の御代官笹山利兵衛、内府へ密に申しけるは、水口の城主長束父子、明日御膳を獻する用意とて、何事とは知らず、彼所夥しく騒ぎ合へり。御心得にもなるべきかと、告げ奉るなりと、申しければ、内府も、内々、長束父子異なるかの



由、疑ひ思召して、笹山を御案内者となし給ひ、間道を経て、石部より關の地藏へ、御出である事記す。尙ほ古を按ずるに、此説の實否知り難し。然れども水口を這させ給ひたるを、長束父子、曾て知らず、御使者にて、驚きたりとあるを見るに、間道を御通りありたるが、實事なるにや。又別記に、此時、長束政家、御餞別として、小簡の鐵炮、二百挺捧げたりとあり。正説なるにや、覺束なし。又俗本に、内府、石部を御出馬ありしが、中地袋といふ所にて、本多忠勝、馬を立て乗懸け、馬を先きへ通し、騎兵を水口河原に止め、鐵炮頭服部半藏、渡邊半藏、加藤次郎九郎、水野太郎作、酒井與九郎、阿部掃部、成瀬小吉、渡邊彌之介が組の足輕に下知して、火繩に火を附けて、どつと聲を揚げ、町中を馳廻りたりと記す。今按ずるに、此説、舊記になし。違人の忘説なるべきにや。

其曉、勢州關に御止宿、二十日、四日市場に御止り、此所より桑名の城主氏家内膳正行廣が方へ、小栗大六を、御使者に立てられ、兼ては御立寄りあるべき由、仰せけれども、道を御急ぎあるに依りて、御心に任せ難しと宣ひ、兼光の御脇差を遣さる。廿

一日、四日市より、御船に召して、三州笹島異本佐々島ともありへ御上り、此所は岡崎の城主田中兵部大輔吉政が領地あるにより罷出で、御膳を獻じければ、行平の御刀を與へらる。水野和泉守忠重も、同國刈屋より出で、謁し奉る。廿二日、同國吉田にて、羽柴三左衛門輝政、晝の御膳を獻せらる。其曉、遠州白須賀に御止宿。廿三日、同國濱松にて、堀尾信濃守忠氏、晝の御膳を獻す。父帶刀も、越府より此所へ出でて、謁し奉る。嫡子信濃守、關東に於て、御心に叶はぬ事あるとも、未だ弱輩の者なれば、御宥免を加へらるべしとぞ申されける。

一説に、此時、家康公、帶刀吉晴を御前へ召して、御密談あり。是石田三成が事、御推量ありて、彼若兵を擧ぐるに於ては、速に註進せらべき由、仰聞けられたりと  
いへり。

其晚、同國中泉へ御止り、廿四日、佐夜中山にて、掛川の城主山内對馬守一豊、晝の御膳を進む。其曉、駿州島田に御止宿あり。明日は、御供の面々、鞆子を立ちて、御先さへ參るべからずと、仰出さる。是は兼て大坂より御陣觸ありける時、駿府の城主



中村式部少輔一氏、御返答ありけるは、某此程、膈を煩ひ出でたり。愚見一學、幼少にて、名代を勤むる者に非ず。旁、出勢なるまじとありければ、陣代として、人數を出だされ然るべき由、重ねて御下知ありけるが、式部少輔が、煩を頃日不審に、思召し、聊か御用心ありしとなり。廿五日、島田を御立ありしが、用船より、村越茂助を駿府へ遣し給ひ、式部少輔、病體を御尋あり。斯くて駿府に至り給ひければ、式部少輔、頻りに立寄り給へかすとあるにより、場内へ御入れありければ、二の丸に於て、式部少輔名代横田内膳、晝の御膳を獻す。城主式部少輔、所勞重く、座中の歩行さへならざるに依り、漸く乗物に助け乗せられて、御前へ參る、内府公、衰への甚だしきを御覽じて、兼ての御疑も、一時に釋けて、哀れにや思召しけん。一氏の手を取り給ひ、是程の病體とは、露もしろしめさず。今更驚き給ふ由、懇に仰せられて、御落涙あり。式部少輔も、涙を流し、死後の事を御願ひ申す序に、家來新村加兵衛・大數新八郎・小倉忠左衛門三人を、内府の御家人になし申度と申されければ、御許容ありて、後に江州蒲生郡にて、彼三人に食祿を與へらる。斯く内府公、御座を立たせ給ひしが、備

前長光の御刀を、式部少輔に與へらる。其曉、清見寺に御宿止。廿六日、沼津に御止。り、三枚橋の城主中村彦左衛門一榮、夕御膳を獻す。御膳終りて、彦左衛門を召され、式部少輔病體を御覽するに、中々出陣なるべからず。彌、其方、陣代を勤むべき由、仰せられて、信國の御脇差を與へらる。此所へ大久保相模守忠隣・本多佐渡守正信、御迎に出でければ、御前へ召し、御密事を仰聞かさる。廿七日、相州小田原に御止り、廿八日、藤澤に御止宿。是より鎌倉へ立寄せ給はんとて、江島に入らせ給ひし折節、干潟となりて、陸路に續きければ、岩本坊の邊より、御乗物を下りさせ給ひ、御歩行にて、岩窟へ御出で、辨財天の像を、拜し給ひぬ。海邊へ御出ありければ、獵師共、船を浮め、數々の魚類を取りて、捧げ奉る。是より下の坊に入らせ給ひ、晝の御膳過ぎて、上坊・中坊、又は獵師共に、白銀を與へ給はる。御歸路の時は、潮満つるにより、御船にて陸へ上らせ給ひ、片瀬・腰越を経て、稻村崎の道筋、又鎌倉山・星月夜など御覽じて、雪下に著かせ給ひ、又爰にて、御裝束を改め給ひ、八幡宮拜禮あり。其後、別當蹲踞もて、申して曰、當社草創の由緒を、御尋に任せ、申して曰、後冷泉院

家康、鎌倉八幡宮參詣



御宇、源賴義、敕を請けて、東夷貞任・宗任を征伐の時、此八幡宮大神に祈願して、成  
 功あるにより、新に社頭を建立せらる。又其後、源義家、羽州夷武衛・家衡を誅して、  
 又戦功顯せり。時代遙に過ぎて、源賴朝卿、此神を祈りて、終に平代を亡し、天下を  
 保ちたりと申しければ、内府公、始終聞かせ給ひ、御先祖より尊崇の靈神なれば、此  
 後社頭を、造らせらるべしと、仰せらる。其夜は、彼所へ御止宿あり。明くれば七  
 月朔日、瀬戸の明神を拜し給ひて、金澤に御止り、同二日、金澤を御立ありて、武州品  
 川に御著ありしに、秀忠公、彼所迄御迎に出でさせ給ひしを、御同伴ありて、其日の  
 申の下刻、江戸の御城へ入らせ給へり。其後、中村一氏、病死の註進ありければ、一  
 氏の舍弟彦左衛門、又は家老横田内膳方へ御書を給はる。其趣に曰、

就式部少輔死去、其國諸仕置等、并軍法以下の儀、式部少輔如被申付不沙汰御座  
 有間敷候。恐々謹言。

七月十七日 家 康

中村彦左衛門殿

家康江戸  
城に入る

横田内膳殿

一書に、内府公、伏見を御出馬もありと聞えければ、石田三成、家老島田左近を將と  
 して、榎原彦右衛門・島新吉・川瀬左馬・新藤縫殿・後藤又助・百々宮内・早崎平藏・磯野  
 平三郎・香筑間藏人・三田村織部・町野助之丞・馬渡外記・口分田伊織・淺井新六・渡部  
 新助・川崎五郎左衛門・山本清三郎等、其兵八百人、雜兵凡そ三千人、袖章、白一文字、  
 相詞、誰か勇と相定め、兵船二十餘艘に込乗りて、蘆浦觀音寺の邊より、草津・石部  
 の上手へ参り、子の刻、石部の御旅館に切入るべしと、相計りしが、其方術、相違し  
 たりと記す。今按ずるに、治部少輔、兼て老中奉行と相議して、東西旗を揚ぐべし  
 と企ながら、比類の謀ある可らずと、然ども必定の虚説なりともいひ難きにや。  
 又異本に、内府公、守山海道を美濃路へ懸り、御下向あるべしと聞えしかば、三成  
 内談して、島左近・榎原彦左衛門・杉江勘兵衛に、弓・鐵炮の功者を添へて、多賀山に  
 伏置きて、襲ひ奉るべしと、用意せしが、伊勢路に御下あるに依りて、其謀、空しく  
 なりたりと記す。此説も、前に論ずる如く、虚實知り難し。但故ありて、榎原彦右

内府公關東御下向附諸將出馬



衛門が家傳に傳聞く、多賀山に伏勢置きたる説なし。然れば異説なるべきにや。  
 斯かりしかば、内府公の御跡東海道・中仙道を経て馳下る。大名・小名には、織田有樂・  
 子息河内守・羽柴左衛門大夫清洲侍從・子息刑部大輔・舍弟掃部頭・羽柴三左衛門吉田侍從・子息  
 新藏後武藏守と號す・舍弟備中守・同吉左衛門尉・羽柴越中守母後侍從・同與市郎後號細川式部・舍弟玄蕃頭・  
 淺野左京大夫・生駒讚岐守・堀尾信濃守中村式部大輔陣代・中村彦左衛門・黒田甲斐守・蜂須賀長  
 門守・羽柴修理大夫伊奈侍從、後號京極丹後守・羽柴右近大夫・羽柴伊賀守伊賀侍從本氏簡井・田中兵部大輔・有馬  
 法印・子息玄蕃頭・徳永式部卿法印・子息左馬助・金森兵部卿法印・子息出羽守・眞田安  
 房守・同伊豆守・同佐衛門佐・石川玄蕃頭・加藤左馬介・藤堂佐渡守・同宮内少輔・富田  
 信濃守・宮部兵部少輔・小出遠江守・一柳監物・太田兵部少輔・稻葉藏人正・分部左京  
 亮・九鬼長門守・市橋下總守・桑山伊賀守・同左衛門佐・同相模守後號伊賀守・龜井武藏守・寺澤  
 志摩守・大野周防守・津田長門守・同小平治・古田織部正・山城宮内少輔・佐藤參河守・佐  
 久間河内守・田丸中務大輔・山岡美作入道道阿彌・同主計頭・三好新右衛門入道道三・  
 同越後守・松倉豊後守・石川伊豆守・戸川肥後守・浮田左京亮・赤井五郎作・同少五郎後號

兵庫・岡田助右衛門・疋田正五郎・中村半左衛門・大島雲八・同茂兵衛・舟越五郎右衛門・  
 平野遠江守・舍弟九左衛門・池田備後守・子息彌右衛門・西尾豊後守・水野六左衛門後號・  
 日向・同藏七郎後號主膳・長谷川甚兵衛・金松又四郎・沼兵右衛門・佐々淡路守・堀田若狹守・洛  
 合新八・森宗兵衛・中村久藏・同孫右衛門・能勢惣左衛門・甲斐庄喜右衛門・清水小八郎・  
 川村助左衛門・箸尾半左衛門・柘植半右衛門・佐久間又右衛門後號備前守・舍弟源六後號大膳・多羅  
 尾又八・鈴木越中守・庄田小大夫・同小左衛門・溝口源太郎・松波半右衛門・堀田權八・野  
 間久左衛門・伊丹兵庫入道意頓村越兵庫頭・加藤平内・別所孫次郎・奥山治右衛門・本  
 多因幡守・神保長三郎・田中清六郎・秋山右近・福富平左衛門・杉原四郎左衛門・野尾彦  
 太郎・水野河内守・伏屋新介・佐々彦太郎・林丹波守・渡邊筑後守・山中參河守・岡江雪同  
 平兵衛・施樂院等、都合五萬八百人とぞ聞えし。

關原軍記大成 卷之五 終



# 關原軍記大成 卷之六

## 家康公・秀忠公江戸御出陣

此程の御催促に隨ひて、國々の軍勢馳集りければ、江戸の御城一の丸に於て、大身小身皆御饗應あり。内府公御直に仰せけるは、各々時刻遲滯せず、是迄下向御辛勞なり。暫く人馬の足を休め、當家の吉例なれば、榊原式部大輔を先鋒として、近日出陣せらるべし。我等父子も出馬して、手始めに白川・長沼の城を攻落し、直に會津へ押入るべし。此方よりの下知なき内は、敵の境十里計り引離れて、太田原邊に陣取りて、堅く手出しあるべからずと仰出さる。此外規約事終りて、十五箇條の禁令を諸將に示し給ふ。其趣に曰、

條々

家康の禁令

- 一、喧嘩口論堅停止之上、若違背之輩に於ては、理非を論せず、雙方共に誅戮すべし。或者傍輩の思ひをなし、或は知音の好によりて、荷擔の族有之者、本人より可爲曲事者、吃可申付。自然令用捨に於ては、假令後日に相聞候共、可爲重科事。
- 一、味方之於地、放火并亂妨狼藉止之事。附作毛を取散し、田畑之中不可陣取事。
- 一、於敵地男女、猥に取るべからざる事。
- 一、先手江不相斷物見を出すべからざる事。
- 一、先手を差越參る者、假令高名仕るといふとも、軍法を背の門、可爲曲事事。
- 一、無子細、他の備へ相交る輩あらば、武具馬具共に是を取べし。然上、主人異議に及ば、共に可爲曲事事。
- 一、人數押しの時、脇道すべからず由、堅可申付。若猥に於通に者、可爲曲事事。
- 一、時之爲使者如何様之者、雖、差遣不可違背事。
- 一、諸事奉行之差圖不可違背事。



一、持鍵は軍役の外たる間、長柄を差置持する事、可令停止之。但、長柄之外於持は、主人馬廻に一本持すべき事。

一、押買狼藉すべからざる事。

一、小荷駄押之事、兼而軍勢に相交らざる様に可申付。若違背の族あらば、其者可爲曲事、路次中右之方ニ付押可通事。

一、於陣中、馬を取放たざる様に堅可申付事。

一、舟渡之儀、他備に交らず、可爲一手越。夫馬以下同前の事。

一、下知なくして、陣はらひすべからざる事。

一、右之條々、若相背之輩於有之者、忽可所罪科者也。仍如件。

慶長五年七月五日

右之通、御出陣前に御書出しなざるゝとなり。

斯かりければ、榊原式部大輔先陣として、諸國の軍勢、七月十三日より同十七日迄、江戸御城下打立ち、會津表へ發向あり。其頃内府公の御領地を分ち給はる人々に

家康領地を分與す

は、

武藏國忍石十萬

世良田下野守殿後號薩摩守

下總國佐倉石六萬

武田萬千代殿

上州高崎石十二萬

井伊兵部少輔政直

總州小多喜石十二萬

本多中務大輔政忠

上州館林石十萬

榊原式部大輔政康

相州小田原石四萬五千

大久保相模守政隣

下總國笛吹石三萬

酒井左衛門尉家次

上州厩橋石三萬或四萬

平岩主計頭親吉

總州久留里石三萬

大須賀出羽守政忠

上總小幡石三萬

奥平美作守昌信

同國藤岡石三萬

蘆田右衛門

總州島戶石二萬或上州鳴戸とも

石川左衛門大夫道虎

上州白井石二萬

本多豊後守孝

總州城戶石二萬

石川庄右衛門

野州古河石二萬

小笠原上總介

武州羽生石二萬

大久保治部大輔

上州大胡石二萬

牧野右馬允

武州岩付石二萬

高力河内守

上州吉井石二萬

菅沼忠七郎或小大膳とも

下總國關宿石二萬

松平因幡守康元或三郎太郎

武州喜左井石二萬

松平周防守重康

下總國松藤石二萬

岡部内膳正盛

武州川越石一萬

酒井河内守忠重

上州皆川石一萬

皆川山城守照康

家康公秀忠公江戸御出陣

二四一



豆州葦山 <small>一萬石</small>	內藤三左衛門 <small>信成</small>	下總國多古 <small>一石</small>	保科彈正忠元 <small>正</small>
同國岩富 <small>一萬石</small>	北條左衛門大夫 <small>勝氏</small>	同國相馬 <small>一萬石</small>	菅沼山城守 <small>政定</small>
上州安生 <small>一萬石</small> <small>或阿市</small>	菅沼部八郎 <small>定盈</small>	武州東方 <small>一萬石</small>	松平丹後守 <small>康長</small>
同國松山 <small>一萬石</small>	松平内膳正 <small>家廣</small>	同國八幡山 <small>一萬石</small>	松平玄番允 <small>清家</small>
同國深若 <small>一萬石</small> <small>或總州甘繩とも</small>	松平上野介 <small>康直</small> <small>源七郎</small>	上州八幡 <small>一萬石</small>	本多佐渡守 <small>正信</small>
總州本城 <small>一萬石</small>	小笠原左衛門佐 <small>信嶺</small> <small>或掃部</small>	同國木熊大綱 <small>一萬石</small>	三浦監物
同國原市 <small>五千石</small> <small>一萬石</small>	屋代越中守	武州川越 <small>五千石</small>	酒井右兵衛大夫 <small>忠利</small> <small>或與七郎</small>
同國原市 <small>五千石</small>	西尾隱岐守 <small>吉次</small> <small>或常陸介</small>	同國鳩谷 <small>五千石</small>	阿部伊豫守 <small>正勝</small>
相州佐間 <small>五千石</small>	青山伯耆守 <small>忠成</small>	武州名戸 <small>五千石</small>	牧野讚岐守
相州三浦 <small>五千石</small>	永井右近大夫 <small>直勝</small>	總州海老名 <small>五千石</small>	高木主水正 <small>清秀</small>
同國茂原 <small>五千石</small>	大久保治右衛門 <small>忠佐</small>	武州河山 <small>五千石</small> <small>或柄山とも</small>	内藤四郎左衛門 <small>正成</small>
總州生實 <small>五千石</small>	西郷新太郎 <small>家或孫貞九郎</small>	下總國駒羽 <small>五千石</small>	松平伊賀守
武州三の尻 <small>五千石</small>	三宅惣右衛門 <small>貞康</small>	同國指羽 <small>五千石</small> <small>或内野とも</small>	三宅彌次兵衛 <small>正貞</small>

總州五井五千石	松平紀伊守 <small>信家</small>	武州 <small>五千石</small>	天野三郎兵衛
下總國佐倉 <small>五千石</small>	久野民部少輔	同國小佐子 <small>五千石</small>	本多縫殿介
武州松嶺 <small>五千石</small>	渡邊半藏 <small>綱守</small>	同國鯨井 <small>五千石</small>	戸田左門 <small>一西</small>
同國菖蒲 <small>五千石</small>	柴田七九郎	豆州下田 <small>五千石</small>	戸田三郎右衛門 <small>忠次</small>
同國梅繩 <small>五千石</small> <small>或上野市川とも</small>	石川日向守 <small>家成</small>	武州川越三千石	酒井備後守 <small>忠也</small> <small>或雅樂頭</small>
下總國小南 <small>三千石</small>	松平隱岐守 <small>定勝</small>	總州小井戸 <small>三千石</small>	本多左衛門佐 <small>重次</small>
武州松嶺 <small>三千石</small>	服部石見守	同國老葉 <small>三千石</small>	設樂甚三郎 <small>貞光</small>
總州勝浦 <small>三千石</small>	植村右衛門督 <small>泰忠</small> <small>或庄右衛門</small>	上州新川 <small>三千石</small>	稻葉對馬守 <small>長茂</small> <small>或平右衛門</small>

其外、小身の面々は記すに暇なし。此時領地に留り、又は家康公・秀忠公の御出陣に  
 隨ひ奉りけるとなり。先軍既に下野國に至り、太田原・作山邊に陣を取る。斯かり  
 ければ、同十九日、秀忠公江戸御出馬あり。其兵四萬三千人なり。同廿一日、家康公  
 江戸御出陣あり。其兵三萬八千人、前後軍勢八萬一千人とぞ聞えし。松平因幡守・  
 石川日向守、其外數千人、江戸の御留守を勤む。其日鳩谷に御止宿あり。領主阿部



伊豫守御膳を獻す。其夜、上方騒動の聞えありて、内府公の御耳へも入りたりとかや。廿二日、岩付に御著ありければ、城主高刀河内守御膳を獻す。廿三日、古河に御止り、城主小笠原上野介御膳を獻す。此所にて御自筆にて御書を書かせ給ひ、渡邊半藏を御使者として、秀忠公へ遣はさる。御口上に、本多中務急ぎ御本陣へ馳歸るべしと仰せらる。其御書の御文言、又は本多中務を召されたる御用知る者なしとかや。廿四日、野州小山に御著ありて、此所を御本陣と定めらる。是は頼朝卿、佐竹退治の時、爰に軍を留められし吉例を用ひ給ひしとなり。又、常陸の大守佐竹右京大夫義宣は、仙道口より會津へ攻入るべしと、兼ねて御下知ありけれども、義宣仰に隨はず、彌、景勝同意と聞えあるにより、又、島田治兵衛を御使者として、其意趣を尋ねられしに、義宣は頃日出馬して、奥州棚倉に在陣せられしが、家老の面々僞りて、常陸介義重、太田の城にあり。義宣も老父と内談の事ありて、太田へ赴きたり。是より御返答申すべし。父子共に内府に對して、別心更になしと申すに依つて、治兵衛小山に馳歸り、此旨を申しければ、重ねて古田織部正重勝を御使として、水戸へ

佐竹義宣  
叛意なき  
を申開く

上杉景勝  
の戦備

遣さる。織部正は、義宣の茶道の師匠なるにより、義宣、内府公に二心あらば、意見すべき爲に、是非に對面すべしといひければ、家老の輩迷惑して、義宣方へ此旨をいひ遣す。義宣も内府の御出馬を聞きて、疑惑の心あるに依り、臺宿といふ所まで旗を返して居られしが、古田織部正に義宣の返答を聞くべしと責むるに依つて、留守の輩、又此旨を臺宿へいひ遣しければ、義宣力なく水戸へ歸り、古田織部に對面して、更に異心なき旨を陣謝せらる。是に依つて、佐竹の家老津戸村以下も人數を引きて、奥州より本國へ歸る。景勝は、義宣が心變りを聞きて、直に本庄以下を相計り、兼ねて定むる如く、一番合戦は、安田上總・島津月下齋相勤むべし。戦ひ半なる頃、本庄越前守別軍の先手として、千坂對馬・齋藤下野・毛利上總・高梨源五郎・松本内匠・長尾權四郎・木戸監物・上倉治部・中條越前村・上源五郎・山本庄藏・泉澤河内・清野助次郎等、關山より横鎧を草籠原へ馳懸り、江戸中納言と勝負を決すべし。内府蘆野へ旗を進めらる時、直江山城守二萬にて、根子鷹助より白坂に出で、内府の左へ切懸り、景勝は精兵一萬二千人にて、長沼より關山の東を通り、小井堀・老髪を過ぎて、内



府の後に廻り、無二無三に突掛りて、若田川西原の沼へ追込むべしと、再び議定せられしとかや。又是に、浮田の家老花房助兵衛は、去年の春、彼家中騒動の事に依つて、佐竹義宣に預けらる。水戸に居たりしを、内府公小山の御陣に召し給ひ、佐竹は敵になるべきかと仰せられ、花房承り、父常陸介無二の御身方なり。嫡子右京大夫、大坂の人質を不便に思ひ、一旦景勝と與力仕るとも、始終御敵にはなるべからずと申したりしに、内府公、然らば其證據の一筆に、誓書を添上げよと仰せければ、花房申して曰く、人情の反覆測り難し。證文を認め申す事は、御免あるべしと申しけるに、助兵衛御前を退きて後、内府、御近習の輩に、花房は武道功者とも覺えぬ者なりと仰せらる。之は御身方の雜兵共が、佐竹義宣御敵となるに於ては、御大事なりといひあへるを傳へ聞召して、人情の反覆は御覺悟の前なれども、身方安堵の爲に、花房に證文を書くべしと仰せられたるに、助兵衛御斷り申すに依つて、聊か御氣色ありしとなり。彼助兵衛武功ある者なるに依つて、去年常陸へ下國の時、子供一人御領内に残し置くに於ては、召仕はるべしと御内意あるに依り、池上本門寺に賤息一人

赤館源七郎忠節

留置きたり。内府公、御鷹野の御序に本門寺に立寄せ給ひ、助兵衛留置きたる子を召出され、御家人となし給ひ、榊原式部大輔に、名字を得させよと仰せらるゝに依つて、榊原氏になす。後に飛驒守といひたるは、花房が子なり。助兵衛も江戸へ召寄せられしが、小山にて名將の御見限りを請けたりとて、一生後悔せしとかや。又奥州棚倉の前の地頭赤館源七郎といふ者あり。父伊賀守も浪人なり。内府公當分の召にて、伏見の城に籠りしが、嫡子源七郎が方へ使者を下し、此度御忠節せよといひ遣はす。是に依つて源七郎従者三十人計り召連れて、御先手皆川山城守康照が陣所民家の内、岩屋の地藏堂に來り、内府公に密に申入れ度き意趣ありと申すに依り、山城守人を付けて、御陣所本多彌八郎方へ差遣す。彼に對面して、事の様を問ひけるに、源七郎申して曰く、景勝堅く領内を守るべき爲に、菩提寺の毘沙門堂にて、家老武主共誓紙血判の約束をなし、士卒下々は神水を飲み、殊更景勝に従ひて、大手へ向ひたる四五萬の人は、白川を墓所にすべしと相定む。是更に妄説に非ず。然れば、白川の御合戦御大事なりと申しければ、源七郎を御陣所に留置かれ、内



家康、小  
山著陣

府公江戸へ御歸陣の時、御目見を請け給ひ、御具足を給り、御先へ罷り上るべしとあるにより、源七郎上方へ馳上り、中村一學忠一陣代中村彦右衛門一榮が手に付けて、九月十四日、江尻口の追合ひに晴れなる討死したりければ、内府公も不便に思召されけるとなり。去る程に、内府公小山御著陣ありければ、先鋒の諸兵勇をなし、御下知あらば手始めに、白川・長沼の城を攻落して、戦功を顯すべしといひあへり。  
一學、秀忠公御前に於て元服し、松平氏を下され、松平伯耆守忠一と號す。伯耆國一圓に下され、都合十七萬五千石になる。其後亂心となり、慶長十四年五月十一日、狂ひ死に卒去し、家永く斷絶す。

鳥居・内藤註進附諸將上方發向

羽柴利長  
の註進

羽柴肥前守利長、加州より早馬を馳せて、内府公へ註進せられけるは、兼ねて仰を蒙りし如く、會津津川へ發向仕るべきを、頃日世間物騒なるに依つて、出陣延引の所に、上方一圓、内府の御敵となる。某も荷擔すべき由、度々申し越すと雖も、一向

に承引せず。却つて近日、舍弟能登守を召連れて、羽柴加賀守丹羽本氏が小松の城、山口玄蕃が大聖寺の城を攻落し、夫より越前へ働くべし。景勝御退治は、暫く閑き給ひ、急ぎ上方へ御馬を向けられ、急に御退治あるべしとなり。同時に伏見の御城代鳥居彦右衛門・内藤彌治右衛門註進を申しけるは、石田治部、佐和山を出で、大坂へ越し、同意の輩と相談して、諸國の軍勢を召集む。是御當家を亡し奉るべき企と聞ゆ。定めて近日、御城へ攻寄すべし。城中志を一致にして、堅固に拒ぎ守るべし。御氣遣ひあるべからずとの趣なり。家康公、此註進を聞召して、鎮目市左衛門を御使に立てられ、結城秀康卿・蒲生飛騨守等、宇都宮の居城に残り、秀忠公、其外先手の諸大名、何れも人數をば陣所に殘し、急に御本陣に參るべし。中にも黒田甲斐守には、急に仰せられ度き御用あり、諸大名に先達つて馳せ參るべしと、御使者追々に來りしに、此時、内府の思召を甲斐守推量して、羽柴左衛門大夫陣所に至り、此度上方の動亂に付きて、内府より、我等に急用ありと告げ來たれり。是は貴殿の心底を聞届くべき爲と覺えたり。御心中承り度しとある時、左衛門大夫答へて曰く、上



方の様子耽と知れざる故に、兎角の事申し難しとあるに依り、甲斐守聞きも敢ず、此企は、治部才覺紛れなし。然れば、我等の思案を申すべし。去年、治部を相手にして争論に及び、終に佐和山へ逼塞させ、今又、治部が發起に随ひて、上方の方人すべき覺悟なし。貴殿も我等と御同心ありて、内府の身方せられよといはれければ、左衛門大夫つくぐと聞きて、申さるゝ所は去る事なれども、大坂に人質あり。其上、治少と中悪しきは私の事なり。秀頼公を脇になし申さん事、如何あるべきと答へられければ、甲斐守、又押返して、仰は餘儀なき様なれども、今、秀頼公御幼少なれば、此事は御下知あるべき様更になし。又、人質の遠慮も、去る事ながら、此度貴殿引分れて、上方へ御上りあらんに、御子息刑部殿を容易く御同道なり難かるべし。然れば、一方の人質を捨てらるべき事勿論なり。假令各、我等大坂の人質を捨て置きたりとも、石田・増田以下、安々と殺害すべきにも非ず。然れば人質の御氣遣なく、ひらに内府の下知に随はれよと、理を盡して意見せられければ、正則終に承引して、内府の身方すべきに定めらる。斯くて甲斐守小山へ參向ありて、我等に仰聞けら

福島正則  
家康に味  
方す

れ度との御急用を推量して、羽柴左衛門大夫と内談を遂げたる意趣、詳に申入れられければ、長政の推量、内府の思召に相叶ひし故に、甚だ御悦喜ありて、淺からぬ忠節なりと仰せらる。其後、秀忠公又は先鋒の大名小名、小山へ參著ありければ、山岡道阿彌・岡江雪兩人を以て、彼註進の書状を諸大名に見せ給ひ、石田治部、去年天下の面目を失ひ、其遺恨ある故に、他事に寄せて亂を興し、諸人を語らひ入ると見えたり。今推量するに、景勝も必定石田と同意なるべきか。又、備前中納言安藝中納言、其外諸國の大身・小身、彼に與みするとして告來らば、各詮議區々なり。假令石田が邪謀にもせよ、秀頼の御爲とある上は、其催促に叛き難し。其上、大坂へ人質を置かれし方々は、石田に與すべきかと、二の足を踏む人多かるべし。之も餘儀なき所なれば、唯今始終を思案ありて、石田をひかんと思ふ人は、早く歸國せらるべし。路次の妨げあるべからずと、懇に宣ひければ、諸將暫く疑惑して、兎角の御返答申す人もなき所に、羽柴左衛門大夫は、前日、黒田甲州と議定せられたる意趣ある故に、其座を進み出で、内府の仰は去る事なれども、今更石田が下知を請けて、御敵にな



り申さん事存じも寄らぬ所なり。秀頼公へ御疎意なき内は、是愛宕八幡も照覽あれ、左衛門大夫に於ては、何時も内府の御身方致すべしとありければ、黒田甲斐守之を聞き、左衛門大夫申さるゝ如く、某等、更に上方へ罷上るべき所存なし。存亡を當家と共に極むべしと、挨拶せられければ、末座に控へたる徳永法印坐を進め、兩人の申さるゝ様に私式迄、上方の援仕るべき心中會てなしとあるにより、此三人の出語を以て、座中一同に決斷して、皆御旗下に屬すべき由を申されけり。道阿彌・江雪此旨を内府へ申しければ、甚だ御悦喜ありて、重ねて井伊兵部・本多中務兩使を以て、各の心中聞届け祝著なり。今既に前後に敵あり。何れをか先きに御退治あるべしと仰せければ、諸將一同に、先づ上方を御静めあれかしとなり。是れ又家康公の思召す所に叶ひたりとて、御機嫌斜ならず。

俗本に、秀忠公、小山の御本陣に御參りありければ、内府公、井伊直政・本多忠勝・酒井家次・大久保忠佐・大須賀忠政・平岩親吉・牧野康成・本多康重・石川康通・松平家清・菅沼定盛等を召し給ひ、今東西に大敵あり、何れを先きに退治あるべきと、御

諸大名、  
家康に味  
方す

井伊直政  
の計策

内談ありけるに、酒井家次申しけるは、景勝を捨て、江戸へ御馬を入れさせ給ひ、諸大名を召して、二心ある方は國に歸り、時節を待つべし。御身方に志ある輩は、江戸へ集るべしと仰聞けられ、箱根を限りて持堅めらるゝに於ては、御領内へ敵攻入る事なかるべしと申したりしに、井伊直政が曰く、左衛門尉が申す所一理ある様なれども、箱根を限るに於ては、居込みになりて、御威勢薄かるべし。駿府を御本陣となし、濱松に秀忠公、吉田に忠勝と我等罷在り、岡崎に忠吉卿、清洲に福島を召置かれ、敵清洲を攻めば、吉田より救ひ、岡崎を攻めば、福島後より敵を遮り、其外の諸大名所々に陣取らせ、敵の形勢に依つて前後より、攻撃つべしと申しければ、本多忠勝思案して、彼兩人と同意せず、石田・増田、名を秀頼にかる上は、日々に多兵となるべき事勿論なり。佐竹義宣、別心の聞えあれども、老父常陸介無二の御身方なれば、御跡の妨げあるべからず。又、政宗・義光・秀治等、會津を窺ふ上は、景勝出馬すべきにもあらず。猶又、結城殿に二三萬の御人數を差向け給ひ、公も程なく御出馬ありて、美濃・尾張・近江の間にて、敵を御退治然るべ



し。然らば、景勝は獨り轉びせん事疑ひなし。此上ながち、榊原が御先手より罷歸るを御待ちありて、謀を定めらるべきにやと申しけるに、榊原も臆て御本陣に參るに依つて、合戦の始終を御尋ねありけるに、康政申して曰、景勝は強敵なれども、小敵なり。上方は弱敵なれども、大敵なり。景勝と鬪を取組み、上方の、御出馬あるべからずと油斷する所に、不意に出馬あらば、御勝利疑ひなしと諫め申すに依つて、本多榊原兩人が申す所を御承引ありて、上方御退治あるべきに定められしとなり。今按するに、此説の眞偽知り難し。然れども、御先手の諸將と御相談なき内に、御内談ありたるにや。

斯くて諸將へ御料理を給はり、其後内府公、諸大名御對面ありて、此上は清洲侍從・吉田侍從を兩先手として、諸將殘らず馳上り、政則の清洲の城に入りて、内府の御出馬を待ち給ふべし。井伊兵部少輔・本多中務大輔・其外御家人數十人御先へ上らせられ、家康公・秀忠公は、景勝押への御下知ありて、程なく御出陣あるべしとなり。此時、山内對馬守一豊・堀尾信濃守忠氏に會釋して、某等が海道筋の城々開き申すべ

家康の軍備

し。御人數を入れ置かれ、御馬休めあるべしと申されければ、其志甚だ御悦喜に思召す由仰せらる。かく申されし故を聞くに、家康公未だ御出座なき中に、一豊、堀尾忠氏に御挨拶の内談あり。忠氏、其頃廿三才なれども、才智ある人なれば、取敢ず答へられけるは、内府、上方へ御出馬あらば、御隔心なき爲に、各我等が道筋の城を御用に立つべしと、申入れては如何あらんとありければ、對馬守手を拍つて、之を感じて、家康公の御前にては、信濃守に先達つて、此事を申されしとなり。家康公重ねて、徳永法印に仰せけるは、貴殿は美濃案内者といふ老功の人なれば、一入精を出ださるべし。又、此度の勝負に於ては、如何あらんと御尋ねあり。法印承り、必定御勝利を得らるべし。御存じの如く、石田治部籠居の身として、大事を企て、歴々を一旦招き入るゝとも、軍中の下知差支へ、却つて脆く敗すべし。只願くは、景勝の壓を置かれ、一日も疾く御上りありて、御退治あれと申しければ、家康公聞召され、徳永が存する所の如く、凡そ軍の勝敗は、將の一人に歸る事珍しからぬ所なり。我等は才智乏しくして、大將の器量にあらずと雖も、上方の諸將と算ふるに、家康と相應を取



りて、雌雄を争ふべき程の人もなければ、五十日の内外には、天下一統に治るべし。各々戦功を勵み給へと、羽柴政則に御祕藏の驪の御馬を下され、徳永法印へは、聰の御馬を與へらる。諸將、内府に對し奉り、更に別心あるまじきとて、誓詞を捧げらる。去る程に、會津の押へとして、結城三河守秀康を、宇都宮に留置くべきに定めらる。松平玄蕃允、家清を御使者として、其旨を仰せ聞けられしに、結城殿甚だ怒り給ひ、上方の闘ひ大切なるに、此表に残り留まる事思ひも寄らず。假令、内府の仰せにもせよ、此事に於ては用ふべからず。押して御先へ馳上るべき由仰せける。御家來梶原美濃守、原隼人兩人を、松平玄蕃に相添へて、小山の御本陣へ遣し給ひ、上方に出陣の御頼ありけるに、〔脱字ア〕内府公、彼兩人を召し給ひ、三河守年若き故に、其志理りなり。此事に付きて、直に仰せらるべき趣あり。急ぎ小山へ參向せらるべしとあるに依り、秀康公、頓て小山の御本陣へ御參駕ありければ、内府公御對面ありて、仰せけるは、此度上方へ馳上る諸大名、又は家來の妻子、人質、江戸に闘ひの陣あるべからず。其上、會津の押へには、其方に玄く者あるべきや。景勝討ちて上るとも、宇

都宮にて防ぐべからず。彼利根川を越えたりと聞かば、諸勢悉く押出たし、景勝が跡を附慕はゞ、必ず取りて返すべし。此時諸勢を下知して、一時に雌雄を決すべし。其爲に御邊を留守居とするなり。又、此具足は我等弱年より著ふるしたれども、一度も敵に押附け見せず、祕藏の鎧なりとて、結城殿に與へらる。宰相殿、此時心釋けて、忝き由仰せられしとかや。

一本に、上方騒動の聞えありければ、家康公、本多佐渡守と御内談ありて、結城秀康卿を宇都宮より召され、上方に大敵起る事を仰せられて、謀の得失尋ねられしに、秀康卿仰せけるは、急ぎ御馬を向けられて、兎徒御退治あるべきなり。某不肖の身なれども、御跡に止り、景勝を壓へ申さんと、御返答ありければ、佐渡守手を拍つて、天下泰平の成功は、此御一言に止るべしと申しければ、家康公も甚だ御悦喜ありて、結城殿を野州に止め置かれ、上方へ御人數を出だされたる事と記す。今按するに、此説の虚實知り難し。但、文に顯はす如く、結城殿、此時の御留守を一旦承引なかりしが、實事なるべきにや。



其後、家康公、羽柴政宗、最上義光、羽柴秀治等の搦手の諸將へ、飛脚を立てられ、此段、石田治部、諸國の人数を召集め、天下の亂を起すにより、彼一黨を退治の爲に、上方へ御手遣あり。先づ各も攻口を退き、景勝が方便に隨ひ、攻守覺悟せらるべし。又、相馬彈正大弼盛胤は、宇都宮へ來りて、景勝が押への勢に加り、秋田藤太郎後號城之介、實秀、津輕右京進爲信は、近日江戸へ馳上り、家康公上方へ御出馬の時、隨ひて發向あるべしと仰遣はさる。斯くて上方發向の行列を定めらる。一の御先き、羽柴正則、羽柴越中守、黒田甲斐守、羽柴修理允、加藤左馬介、藤堂佐渡守、田中兵部大輔、徳永法印、金森法印、羽柴伊賀守、富田信濃守、古田兵部少輔、稻葉藏人、分部左京亮、市橋下總守、井伊兵部少輔、本多中務大輔等なり。二の御先き、羽柴輝政、淺野左京大夫、堀尾信濃守、山内對馬守、有馬法印、子息玄蕃頭、中村彦左衛門尉、一柳監物、西尾豊後守、九鬼長門守、水野六左衛門等、七月廿二日、同廿七日、野州小山を打立ち、同廿九日晦日に武府に至り、質人を江戸の御城中へ入れ置きて、兩御先手、八月朔日二日に武州を發つ。

家康、上方發向の部署

一書に、先手の諸將小山へ歸參の時、何となく下々騒ぎ立つて、諸大名の陣所騒動に及びたり。此時、白川より二三萬の人数を出して、馳懸るに於ては、御身方危かるべきを、景勝の失計なりと記す。尙右按ずるに、太田原より白川迄、十餘里を隔たりし騒動を、白川へ聞ゆべきにもあらず。假令、又、其聞えありたりとも、敵地十里計りの長途を、出勢なり難かるべし。然らば、必定景勝の失計ありとはいひ難きにや。

内府公は、諸將上方へ馳上りし後、奥平藤兵衛を召し給ひ、黒田甲斐守に仰せ聞けらるゝ御用の事あり、急ぎ途中より馳歸るべき由、甲斐守に申聞かせよと、仰せらるるに依り、藤兵衛上方へ馳赴く。然る所に、備前中納言、安藝中納言、其外、前田徳善院、増田右衛門尉、長束大藏大輔等、家康公に叛き奉り、斯く實説聞えければ、其旨を諸將へ御知らせあるべき爲、又は彌頼み覺し召す由にて、山本新五左衛門、大塚平右衛門を御使者に立てられ、御書を御上せありしが、黒田長政は、武州原太より小山へ歸參の道中にて、其御書を拜見せらる。趣に曰、



先度御口上以後、大坂奉行私曰此奉行とか、せ給ふは、秀家・輝元以下の事なるべし。別心の由申來候旨、可令相談と存候所、御上り故、無其儀候。委細之様子、羽三左へ申渡候間、能様に可被相談候。猶山本新五左衛門・大塚平右衛門、可申候。恐々謹言。

七月廿九日 江戸内大臣家康

黒田甲斐守殿

御陣所

此時、諸將へ給はりたる御書の御文言、皆斯の如し。但、家康公豫てより、奉行の別心を御推量ありて、諸將へ其御約諾ありし故に、秀家・輝元以下、別心の聞えありけれども、上方へ馳上りし諸將、一人も異心なかりしとなり。斯くて黒田長政は、小山の御陣所へ伺候ありけるに、家康公、長政を御前へ召し給ひ、彼是内談の御序に、羽柴左衛門大夫が心中、此上ながら覺束なしと仰せられければ、甲斐守承り、知し召さるる如く、左衛門大夫は、常に貴公に心を寄る者なり。殊に石田と不和なれば、更に御疑ひあるべからず。彼野心あるに於ては、某彌、意見を加へ、御敵にはなすべからず。兎にも角にも、左衛門大夫が事は、私に御任せ置かるべしと、御返答ありければ、家康公

黒田長政  
家康の疑  
を解く

甚だ御悦喜ありて、長久手御陣に召給ひし齒笮の御盃を、長政に給はり、翌朝、長政發足の時、御鞍置馬を與へらる。

一説に、此時黒田長政を召して、御密談の第一は、上方の御出馬を御遲滞あるべしと仰せられしを、甲斐守御内意ありたりといへり。今按ずるに、此一説、御密談の一事といふ。時代遙に隔りて、其虚實知るべき様なし。然れども、甲州を途中より召還へされたる御用分明ならざる上は、此説おほやう實事なるべきにや。甲斐守、重ねて小山を出馬せられしが、申殘したる旨趣ありとて、一封の書を使者に持たせて、内府公へ捧げられければ、本多彌八郎奉書を送る。其趣に曰、御使者并御一書の趣、懇に申聞候。何も相濟候間、御使者返申候。然者爰元、内府出馬之儀少も不被存油斷條、御心易可被思召候。先々之儀はかゆき申候様に、御相談尤ニ令存候。井伊兵部ハ病氣ニ候條、本多中務を清洲迄被遣置候。能々御相談可被成候。恐惶謹言。

本多正純  
の書翰

八月八日

本多彌八郎

正純判

鳥居内藤註進附諸將上方發向

三〇



黒田甲斐守様

尊報

爰に土方勘兵衛雄之は、去年の秋、内府を失ひ奉りし〔らんカ〕とする聞えありて、常陸國へ  
謫せられ太郷といふ所に在りけるを、此度小山へ召出され、御直に仰せけるは、上方  
に大敵起ると雖も、金澤中納言一筋に身方せらるべき由申聞けられたり。其方急  
ぎ馳上りて、利長・利政兩人に心を添へ、彌、越度なき様に萬づ相談あるべしとて、土  
方を加賀へ遣さる。彼勘兵衛は、利長・利政の従弟といひ、殊更利長の家老太田但馬  
守が兄なるに依つて、旁、利長・利政への御懇振りに、土方を金澤へ上らせられしと  
なり。又、大野修理亮治長も、土方と同罪に依つて、結城殿に預けられ、富屋といふ  
所に居たりしを、是も此度召出され、上方へ御出陣に召連れらるべしと仰せ出さる。  
一本に、大野修理亮配所に居て、観音に祈願をなし、百日詣したりし結願の日、内  
府の御免を蒙り、是偏に観音の利生なりとて、観音堂を立てたりしが、其棟札今  
もありといへり。尙右按ずるに、大野氏再び大坂へ歸り、秀頼の御爲を計ふべし  
と、一筋に思ひ入りたるか、又は無實の罪を口惜しく思ひ、他意なく祈りし故に

鬼神の慮を請けたりしにや。

又此時、田中兵部大輔吉政は、子息民部少輔忠政後號筑後守を人質として、江戸の城に残  
すべしとありけるを、民部上方の戦に逢ひ間敷事を口惜しく念ひ、七月晦日の未  
明に、手の者三十人計り召具して、急に江戸を打立ち、上方へ馳上る。父兵部大輔  
之に驚き、羽柴輝政へ使を立て、此旨を告げられしに、輝政、民部少輔が心中測り  
難きにより、早打ちを三州吉田へ遣し、留守居竹村彦右衛門後號伊豆に、田中民部を壓置  
くべしと下知せらる。民部少輔、本坂越に上る由聞えければ、彦右衛門馳向ひ、郷  
人に紙小旗を多く持たせて、本坂の峠の坂に立並べ、其身は山下に出向ひ、民部少輔  
が馬を止む。田中は押して通らんとしけれども、本坂の昇りを見て、叶ひ難くや思  
ひけん、是より牛窪へ立寄り、御下知次第切腹すべし。彼所まで通して給はれとい  
ひしが、彦右衛門同心せず。吉田の城へ御入りありて、御左右御待あるべき由、互に  
問答する内、輝政より飛脚來り、民部少輔心中分明なり。通し申すべしとあるによ  
り、田中異儀なく、本坂を越えて岡崎の城に入る。斯くて正則・輝政等の御先手、八



水野忠重  
父子和談

月十二日・十三日兩日、皆尾州清洲へ參著ある。水野和泉守忠重嫡子六左衛門後號日向守勝成は、久しく父の勘當を受け、國々を経歴して、近年備中國にありけるが、一兩年以來伏見へ出で、去年の春、家康公向島に御座ありし頃、六左衛門毎日御館へ參向す。父和泉守是を聞きて、内府、六左衛門を近付け給はし、某伺候申す間敷と、御内意を申入るゝにより、山岡道阿彌を御頼み、色々御意見ありければ、和泉守、仰せに随つて、終に親子の和談あり。勝成御恩の忝さに、内府の旗下に就き奉りて、今度小山へ參陣す。然るに先日、和泉守、加賀野江彌八郎に討たれければ、其家督を相違なく六左衛門に與へられ、御先へ上るべしとあるにより、勝成承り、亡父和泉守が家老共に、其證據の御書を給はるべきかと願はれければ、水野が家老上田清兵衛鈴木治右衛門・同久兵衛三人に御證文を與へらる。又生駒讚岐守・蜂須賀長門守も諸將と俱に上るべきを、兩人の父生駒雅樂頭・蜂須賀阿波守、敵に組する由聞えければ、讚岐守・長門守を暫く留置かれけるが、兩人の父使者を爲し、催促遁れ難く、一旦人數を出だすと雖も、内府に對し奉り、別心なき由申し上ぐる。又、浮田左京亮・戸川肥

諸將、三  
州吉田へ  
發向

後守は、元來浮田の家臣なれば、秀家に通ずる事もやとて、是をも殘し置かれけるに、一筋に御身方申すべき由、色々申し上ぐるにより、終に御許容ありければ、此時浮田左京亮・坂崎出羽守と名を改む。此外上方に分けて故ある輩は、何れも留め給ひけるが、皆聞届けられしかば、彌、一心ある間敷き由、各、誓詞を獻じ、生駒讚岐守・蜂須賀長門守・小出遠江守・寺澤志摩守・龜井武藏守・坂崎出羽守・戸川肥後守等、七月晦日に小山を立ち、各、人質を小田原の城に残して、八月中旬に三州吉田へ著きしかや。

### 眞田父子井田丸俱忠歸城

信州上田の城主眞田安房守昌幸も、家康公に隨ひて會津へ發向せんが爲に、嫡子伊豆守信幸・二男左衛門佐幸村、其外、家老、須原若狹・佐藤軍兵衛を召具し、上州大山ま

眞田父子井田丸俱忠歸城



べしとの趣なり。

一本に、石田・大谷、秀頼の奉書を送り、安房守信濃國、伊豆守上野國、左衛門佐に甲斐國を與へ給はるべしと、書付けたりと記す。今按するに、此説の眞偽計り難し。然れ共、石田・大谷兩人の判にて、國郡を給ふべしとは、書載せまじきにや。

眞田昌幸  
父子向背  
を談す

昌幸、此書を披見して、大切の一儀なれば、伊豆守・左衛門佐が先陣にあるを呼返し、佐野の天明の山へ登りて、茂みの中に座を構へ、安房守いはれけるは、只今治部・刑部兩人より申聞けらるゝ旨、却て見るに、景勝卿御幼君に對し給ひ、逆心なき事分明なり。此上は内府を敵になして、此所より引返すべし。面々如何とありければ、伊豆守承り、仰せ誠に至極せり。今度内府に隨ひ給はゞ、世上の批判惡しかるべし。其上貴公は、石田治部と御縁者なり。左衛門佐は、大谷刑部が聳になりて、上方に筋目なれば、此者を召具し給ひ、先づ御領地へ御歸りありて、彌、御思案あるべきなり。某は内府の御懇意といひ、殊更、本多中務と縁者の好み黙し難し。哀れ御赦免あるに於ては、徳川家の旗下に屬すべし。猶ほ志す所あり。若上方の軍破れ、城々

眞田信幸  
の意見

眞田幸村  
の意見

に籠る輩迄で、内府刑罰せらるるとも、父と弟の危きを救ひ、夫のみならず、眞田の氏族斷絶なき様に、某計るべしといはれけるに、左衛門佐聞きもあへず、憚りながら伊豆守殿へ、某御意見申すべし。内府儔ひなき懇切なりとも、太閤の御恩に似るべからず。又、本多中務と御縁者の因み斷る事なれども、是私の由緒にして、公儀へかかる事にはあらず。又、上方の軍破れ候に於ては、安房殿と某の身命を救ひ給はんとの事なれども、凡そ軍に功なければ、將より士卒に至る迄、多く戦死する事なり。然れば、父と某が存命の程も測り難し。又御苗字の絶えざる爲め、内府へ屬し給はんとあるも、事六ヶ敷き御思案なり。秀頼公の御爲に、一家忽ち亡ぶとも、御先祖へ不孝あるべからず、總じて人の身の上を見るに、亡ぶべき時止みたるが、卻つて目出度き所なり。事新らしく申す事なれども、天正の比、安房守殿、家康と不和になり給ひ、三河勢、上田を攻むる時、一旦當家の武功に依つて、寄手を一時に斫崩すと雖も、家康公、北條同意して、大軍を催さば、籠城危かるべきを、秀吉公御下知として、譽の上と和談あり。此時、上杉景勝卿、越後より後詰を出だされしも、淺からぬ所なり。某



信幸の憤  
怒

以來、秀吉公の旗下に屬する事十四年なり。然る上は、君の御恩を忘れ、景勝卿の志を捨て、内府の身方仕給はず、人たる道にあるべからず。幸ひ貴殿は、御弱年より御器量も人に勝れ、戦功もおはしませば、いつかと御用に立ち給ふべき人の、むだむだと敵になり給はんは、残念至極の御事なりとありければ、伊豆守大に立腹して、安房守に先達つて無用の事をいふのみならず、内府の旗下に屬せん者は、人たる道に非ずというて、恣に我等を輕しめ譏る、今一言を出だすに於ては、即時に討つて捨つべきぞと、打物の柄に手を懸けらるれば、左衛門佐取鎮めて、我等は君の御爲に死なんとある一命なれば、是にて御手に懸け給はん事、御免あるべしと返答す。安房守兩人を制して、兄弟のいふ所何れも謂れなきに非ず。先づ豆州が心を按するに、去々年、太閤薨去の後、内府自から權威あるを、老中奉行忌み妬み、無理に内府の權柄を削らんとする所より、此亂も起ると了簡して、内府に心を寄すると見えたり。又、左衛門佐が論ずる所は、大老奉行一人も残らず、内府を退治せんとのある上は、兎角詮議に及ぶぞとて、兄を諫むと覺えたり。伊豆守がいふ所も、一應其理なきに非ず。秀

真田昌幸  
兩子の意  
見を批判

頼公の御大事も此度に限るべからず。旁望に隨ひて、内府の身方すべき由、打釋けて許されければ、伊豆守は是より野州を越えて、秀忠公の御手に就き、安房守、左衛門佐と此所より引返す。

一本に、真田安房守の事、内府七月廿三日、古河に御止宿あり。此所へ上州足利の小林十郎左衛門馳參り、今日午の刻、真田安房守佐野近所犬伏より、信州上田へ旗を返したりと申しければ、真田が子源五郎、此時御供申すより、松平淡路守中山右助に預けられ、古河の城に召置かれしが、城主小笠原秀政、御先手として出陣するにより、源五郎を岩付へ遣し給ひ、高力權右衛門に御預け、三年の後御免を蒙り、程なく病死したり、と記す。正説なるにや、覺束なし。伊豆守、内府へ御懇志を請ひたりといはれし故を聞くに、家康公、本多中務娘を妻にすべしと仰せられしに、父安房守承引せず。陪臣の娘を娶にせん事、思ひも寄らずとあるにより、秀吉公の御前にて、此物語仰せられ、某面目失ひ申したりと、ありければ、秀吉公聞き給ひ、貴殿の娘にして、豆州が妻にせられよと仰せらるゝに依つて、家康公、本多が



娘を御養子となし給ひ、終に婚禮ありしが、伊豆守を實の御掣に變らず、御馳走あるに依り、伊豆守御重恩と思ひ、天明の山にて密談の時も、此事を語り出されたりとかや。又一説に、伊豆守上田沼田より信州へ來り、父子三人上田を打立ちけるが、上方一左右ありければ、信州神名川の中洲にて密談あり、終には伊豆守と左衛門佐と、何やらん高聲に論ずるを、川岸にありたる眞田父子の家來、何れも聞きたる事なりといへり。今按ずるに、眞田父子神名川にて相談ありたるは、上方の風説聞えし故なるべし。石田・大谷兩人よりの書狀、此所へ到來せば、安房守・左衛門佐、上州犬伏迄は出陣あるまじきにや。但、眞田兄弟の爭論を推量するに、二男左衛門佐は、上方の企てを御聞届けありて、御出陣あるべき由、父安房守を諫め、嫡子伊豆守は、唯速に御發向あるべしとの兩端にて、兄弟怒り諍ひしにや。又一説に、眞田父子三人、下野國へ著陣せしが、上方騷動の聞えあるに依つて、安房守と左衛門佐は、家康公へ御暇を乞ひて、小山より信州へ歸りしといへり。是異説なるべし。前に記す豆州兄弟の諍論、川岸にて聞きたりし眞田家來の物語りとて、老

眞田昌幸  
同信幸上  
田へ歸る

人佐橋氏、予に語りき。是神名川の中洲にて、兄弟諍ひし時の事なるべし。天明の山にて、父子三人密談せしを、側に居たる眞田家來、堀田角兵衛物語したりと、香西氏予に語る。又、伊豆守老父に向ひて、貴公は治少と縁者なりといはれたるは、石田治少・眞田房州兩人ともに、宇多河内守が聳なる故なりと、いづぞや人の語りぬ。斯くて安房守・左衛門佐は、犬伏より上田へ歸りけるに、上野は内府の御領内なる故に、諸勢は本道を上田へ通し、安房守・左衛門佐其家老、須原若狹・佐藤軍兵衛は、赤坂山の麓へかゝり、伊豆守信幸が領地沼田へ立寄り、伊豆守内室又は幼き子息にも對面して、上田へ通るべしとて、先づ此旨をいひ遣しける。伊豆守は、左衛門佐が沼田の城下を焼拂はんかと思ひ、家老木村土佐を沼田へ遣す。伊豆守内室、安房守の案内を聞きていはれるは、伊豆守殿は、内府の御身方となり、安房守殿・左衛門佐殿は、上方へ寄せられしとあれば、今は敵味方なるに、城中へ請じ奉り、自ら見參に入り參らせ、幼き者を御目に懸くる事は、如何にも叶ひ難しと、返答あり。安房守之を聞き、此心付けなかりつるは、誠に我等が粗忽なり。流石本多中務が娘ほどあり



と感悦して、城下の正覺寺へ寄宿せらる。其夜伊豆守家來石廣と號する者來り、伊豆守殿は如何にと問ひけるに、左衛門佐聞きて、伊豆守殿は浮木に乗り、風を待ちて居られたりと答へければ、石廣覺束なき返答かなと思ひて、座を退きける。翌日、安房守殿・左衛門佐は、沼田を立ち、其夜大篠といふ里に火をかけ、其明りにて、鳥居坂を打越えしが、此所にて左衛門佐、名ある百姓三人切捨て、上田へ歸りしが、安房守より、石田方へ註進の書狀を遣しける。治少返書を送る。其詞は曰く、

去三日之御書狀、六日子上刻至、佐和山參著、令拜見候。

一、先書に度々申入候參著如何。其國一箇國之仕置、其所に可仰付之旨、輝元秀家・増右長・大徳玄、私曰、増田左衛門尉・長束大藏大輔・徳善院玄以也從拙者可申遣旨被申候間、其心得候而、深志・河中島・諏訪・小諸・甲州まで之儀、成程弓矢御才覺可被仰付候。何茂上方に妻有之衆ニ候間、不可有異儀候。懸意之方は、押付成敗有之、其知行可有配領旨、各相談之上被申定候間、其旨可被仰付候。被移時候は、其詮有間敷候。但、申御字候衆、此方へ可承候。美濃衆可被差向候議定候。羽右近儀者、各別

遺恨、其故御若輩之秀頼様を申掠、新知拜領曲事と被仰事。

- 一、會津へ被越飛脚可被仰談儀、肝要候事。
- 一、越後之儀、久太私曰、久太郎彼國に差而承引も無之條、上方關國多ク候間、越後を被遣景勝に、久太ニハ上方ニ而、拜領の様ニとの有増事。
- 一、川中島之儀、川中島、羽柴右近大夫領地御手に餘り候に付てハ、此方より被仰付方可有之事。

一、羽肥前羽柴肥前守江戸に老母并家老、村井豊後、山崎安房人質を置候故歟、其敷の事ニ候哉、今に慥に御請不申刻に、五郎左羽柴五郎左衛門、但其頃羽柴加賀守と手前へ出入數杯と申ニ付、北國へも如形被遣御人數候。羽久太、上方へ無二の覺悟候。越後筋に候間、越中へ亂入候へと申遣事。

一、丹後國之儀、一國平均申、所務半は申付候。幽齋事、色々懇望ニ付、赦一命令流罪候。田邊解戶後幽齋、京吉田にあり。爰に流罪と書けるにや。長岡越中事被御法度誑、内府、御若輩の秀頼様を申掠、取新知候故、遺恨深候。彼が妻子大坂に居候を、燒討内室自害の後、留守居屋敷に懸たり。爰には燒討と



書け被申付候事。

一、先書にも申候大坂西丸、家康留守居の者、五百餘名居候を追出し、大坂の城西丸へ移輝元候。其以後、伏見之に鳥居彦右衛門大將にて、千八百餘人籠居候。去朔日、從四方乘破り、一人も不殘討取、城中御殿、此間雜人原踏著候間、悉懸火、一字も不殘燒拂事。

一、内府會津佐竹を敵仕、僅に三萬の人数を持、分國十五城を抱へ、二十日路被上事、成物に候哉、路次筋之面々、今度出陣仕上方衆如何。内府次第と申共、二十年以來、太閤様御恩を、内府、去年一年に相替懇情、秀頼様に如在を仕、剩、大坂ニ候妻子を捨可申候。其上内府、各へ差て懇を無之と承候。右之分別も無之、自分の人数一萬、上方勢一萬計洛に上り候共、尾上の間ニ而可討取儀、誠天の與ニ候。然ば會津佐竹、貴殿關東へ袴を著可有亂入候。但、被捨天道仕置見え候間、不罷上事も可有之候。唯今進候備如左、各被相究事。

一、乘此書立候衆、何茂無二の覺悟ニ候。可御心易候。日本國之諸將之妻子入

置候大坂ニ候間、於仕置無越度候。兎角被及四方軍行、懸意輩可被討取覺悟專要に候。此方爲仕置、明月尾州表に被出候。岐阜と申談候。不可有御氣遣候。一手の筑紫衆は、殘置佐和山、用次第可被打出尾州表。輝元人数一萬計、吉川、安國寺召連れ、長大同道ニ而昨日被討出候。其外勢州表、書立る次第に候。鈴木越を被打出、輝元儀、自然家康被上候は、濱松迄被着候時分、人数二萬召連、至勢州、出馬可被仕相定候。此書立の人数、五三日已前、悉從國々、駈上相交候。於仕置は可御心易候。其上金銀玉藥料入事候は、可承候。從秀頼様可被遣候。太閤様御之金銀并關地、何茂御忠節次第、それぐに被可下候。今度伏見表手柄仕候。九州衆ニハ、内府、江州十萬石を割付られ、當座の引出物に金銀を添、感狀被下候。

一、定而可聞召候。水野和泉守、三州池鯉鮒に居候所に、加賀之江彌八郎と申者出陣仕候に、立寄致口論加賀之江彌八・三成と密談、此事有彌八郎、和泉守を殺候。其座に堀尾帶刀居合扱、共にも被斬候。痛手ニ而早相果體ニ候。帶刀ハ新地取候



仕合と相違候。中式少も中村式部少輔病死、猶吉事切々可申承候。御用無之とも、可預御飛脚候。御内儀方大坂御入候一段無事ニ候。宇多本名尾藤河内父子、當城爲留守居今日當地へ被參、下野事、先日攻伏見候節、被取合家中之者、少之手負候得共、父子共に無事候。可御心安候。今度九州衆、不大形秀頼様へ御奉公候。抛命無二之體に候。輝元同然候。恐惶。

八月六日

石田治部少輔三成

眞田安房守殿

追而豆州之儀、伊豆守、家康公へ屬申されしと聞えしにより、斯く書けるにや。如何に候哉、無心許存候。夜中相認候ニ付、落字無覺束候、以上。

又、濃州岩村の城主田丸中務少輔俱忠は、家康公に隨ひて、下野國迄下向しけるが、家康公註進を聞召されて、先手の諸將を小山へ召して、石田と同意の輩は、歸國あるべしと仰せける。中務大輔申して曰く、某治部少輔と懇志を受けたる者なれば、

田丸俱忠の素姓

上方へ罷上り、三成がなれる様を見申し度しとあるに依り、家康公、御許しありて、御服を遣され、御腰物を與へらる。田丸忝き由御禮申し、七月廿六日に小山を出で、それより直に木曾路を経て、岩村の城に歸り、其の後大坂へ馳せ赴く。此の田丸中務は、伊勢の國司北畠親房の庶流にて、數代、勢州田丸にありしが、天正の中頃、秀吉公、蒲生飛驒守氏郷に勢州松坂を給はりし時、今の中務を氏郷に付け置かれ、氏郷會津へ入部の後、秀吉公の御意として、氏郷より中務に五萬石を與へ、三春の城主とせらる。蒲生の家にては、並びなき大身なりし。然るに去年の春、秀吉公、羽柴秀行の采地を減少せられし頃、田丸は故あるものとして、太閤へ召出され、岩村の城を給はりき。此の恩忘れ難きにより、假令大老奉行中の其の心底は如何にもあれ、かりそめにも、秀頼公の御爲と稱する軍なるを、餘所に見るべき様なしと思ひ、家康公の御前にては、他人の思はくを憚り、石田を見つき申すとのみいひて、居城へ歸りしかば、其の留守に置きたるものども、寄手と攻鬪ひ候へども、田丸は實心ある者にて邪なく、秀頼の御爲を圖りし故にや、罪科の御下知なかりしといへり。

眞田父子并田丸俱忠歸城

三七



關原軍記大成 卷之六 終

關原軍記大成 卷之七

羽柴秀治會議

内府公、會津へ御出馬あるべしとて、口々の御手先を定め給ひ、越後の國主羽柴秀治本氏堀は、津川口より會津へ攻入るべしと御下知あるにより、秀治の一族郎徒、春日山久太郎の本城に馳せ集り、城攻めの利害を計りけるに、秀治の老臣堀監物直政が四男丹後守直寄、主君秀治を諫めて曰く、先君秀政公、太閤の御幕下に屬し給ひ、逝去の頃迄八九年が程、深く御恩徳を請けさせ給ひ、貴公御家督を御繼ぎありて、又八九年が間の御懇情淺からず。然るに今度、大老奉行の面々、秀頼公の御爲に大事を企てらるゝ聞えあれば、景勝卿と御同意ありて、天下の安危を計り給へと申しければ、秀治、此時老臣監物に向つて、御邊が了簡聞かまほしきとあるにより、監物申して曰く、丹後守

堀直寄、  
秀治を諫  
む



が申す所、主君と某身の上に於て、太閤の御恩澤を忘却せざると申すものなり。然れども御家は、信長公の御恩によりて起り給ひたれば、さまで秀吉公の御恩とはいひ難し。此故に御父秀政公も、信長公の御子孫、いつとなく衰へさせ給ひしを、人知らず御歎きありて、如何なる謀もあるべきかと、仰せ聞けられたる事度々なり。御隱密の仰なれば、四人の子供にも、今日まで申聞かせずと雖も、諸將其外四人の子供疑なく今度戦功を勵み申す爲に、御前に於て、御物語申すなりといひければ、丹後守、又秀治に向つて、御家の起は信長公の御恩なりと、監物が申す所はさる事なれども、貴公、某などの、物を覺えてより次來は、皆太閤の御懇遇に依つて、斯く御大身となり給ひぬ。然るに堀の御家は、信長公の御恩により起り給ひ、秀吉公の御惠はなかりしといひなして、御幼少の秀頼公に二心あらば、天下の嘲を請け給はんか。某未だ若輩といひ、兄雅樂介後號、淡路式部を聞いて、老父と争ひ申すは、身の程を知らざる様なれども、戦の勝負は兎も角もあれ、弓矢の道に於ては、深く御思慮あるべき事なるに依つて、再三憚り申すなりといひければ、監物にこゝろ笑ひながら、其方は

今度の企を、實に秀頼公の御爲と思ひ、又、内府の負け給はん事を憚りて、再三所存を申すと見えたり。さり乍ら、今度の企をなす輩、多くは實心より出でたるにもあらず。内府又並びなき智將なれば、必定戦に勝利なるべし。然るに邪なる義理立して、秀頼公の御爲にもならず、徒に國を失ひ給ふべきなり。我れ弱年より、老年の今に至る迄、國の存亡、戦の勝敗を計り、さのみ越度を取りたる事なし。一座の面々、此戦に疑をなさず、武功を顯すべしといひて、相談を極めければ、丹後守其外の輩、各、席を立ちけるなり。其後内府公、大坂を御出馬ありて、江戸の城に入らせ給ひ、七月中旬、江戸を御出陣あるべしと聞えけるが、羽柴秀治は、其一族藏王山の城主羽柴美作守・三條の城主堀監物・嫡子雅樂助・二男淡路・三男式部・坂戸の城主堀丹後守・本城の城主村上周防守・新發田の城主溝口伯耆守・下倉の城主小倉主膳・椋尾城主神子田八右衛門、其兵一萬八千餘人、御下知を待つて、津川口へ出陣せらるべしと、内々議定ありけるに、秀家・輝元・増田・石田・長束以下、西北の軍勢を催促して、東西より内府を伺ひ奉る聞えあるに依つて、内府公上方御退治の爲め、野州小山より軍を返



し給ひ、羽柴政宗・最上義光・羽柴秀治等の搦手の諸將、先づ戦を止めて、馬を入れらるべしと御下知あるにより、秀治は春日山に在城せられ、國中の城主は各、歸城して、其所を守る。此時、堀監物は嫡子雅樂介に三條を守らせ、其身は淡路式部を召連れて、春日山の本城に居たり。然るに石田三成方より、秀治と監物が方へ書状を送り、金澤中納言・小松宰相以下の北國の諸將、皆此方と同意承り、秀治・直政と君臣相計りて、北國の通路を開き、景勝卿に合力して、御忠節せらるべしとなり。監物、此書状を披見して曰く、金澤中納言老母に家老を相添へて、人質を江戸へ出させたる上は、内府に對して、一向二心なかるべし。然るを上方一味とあるは、正しく石田が謀なるべし。然れども、若し肥前守人質を捨て、上方と同心せらるゝに於ては、前後に敵ありて、當國の守、覺束なし。此上は我等に任せらるべしとて、三成方へいひ送りけるは、秀治若輩なるに依つて、頃日内府に心を通じ、違變あるまじくとの所存なり。去り乍ら、秀頼公の御爲に、此事を企て給ふとあれば、我等に於て黙止難し。秀治に諫言して、是より御返事申すべしとて、飛脚を返し、其後、羽柴利長の家

石田三成  
秀治・直政  
に書を  
送る

老横山山城守の方へ使者を上せ、中納言殿上方と、實に御同意の聞えあり、御老母を捨て給ひ、内府と御異變あるべき様なし。定めて世間の風説ならんか、景勝、假令國中の軍勢を打拂ひて、北國より發向せらるゝとも、當家に於ては、堅固に拒ぎ守るべし。兼ねての御約束を御違變なく、内府の身方せらるゝに於ては、御子孫も繁榮たるべし。是彼に付きて、御心中承りたしとありければ、利長卿殊の外驚きて、何とて内府に背くべき、更に疑あるべからずと、分明の返答あるにより、監物彌、決斷して、内府公の御身方すべきに定めけるとなり。彼監物は、左衛門督秀政の従弟なり。秀政・直政兩人、織田の家人となりし後、君臣の約をなしたる故を聞くに、信長公鷹狩に出で給ひし時、民家に入りて、水を乞はれけるに、一人の老女、新しき茶碗を取出し、改めて水を參らせけるに、信長公の御心に叶ひけるにや、汝何なりとも所望あらば、叶へて得さすべしと仰せらる。老母承り、婆が昔持ちたる二人の男子は、先達てなくなり候ひぬ。其兄弟の子が形見の男子二人あり。願くは彼輩を召出されて給はれかしと、申しければ信長公、頓て兩人を扶助あり。是則ち堀久太郎後號左衛門尉、秀

堀秀政、  
同直政、  
信長の臣  
となりし  
由來



政・同監物直政なり。兩人密に相計りけるは、今戰國の折節なれば、戰を勤むべき事眼前なり。凡そ小身より大身に至る迄、身に替らざる家來を持たずしては、更に其功なき事なり。然れば明日にも出陣して、早く手に逢ひたるを主人となし、堀の家を再興すべしと、約束したりしが、秀政初陣の高名あるにより、則ち兩人の内證を信長公へ訴へければ、彼輩未だ弱年なるに、其心付殊勝なりとて、直政を秀政の臣となし給へり。是より主従戰功を勵み、終に其家を興しけるが、秀政は小田原陣の頃、終に卒去せられ、直政は慶長の比迄存命して、秀治を輔佐したり。又監物が四男丹後守直寄は、三十郎といひて、十三歳の時、秀吉公近習に召出されしが、才智人に趁えたりとて、甚だ懇志を加へ給ひ、知行一萬石與へらる。久太郎秀治に越後を給はりし頃、秀吉公の御下知として、同國六日町坂戸の城主となし、秀治より一萬石を與へ、都て二萬石になせり。此時に太閤の御恩を忘却せず、景勝卿と御同意あるべしとて、秀治を再三諫めけるとかや。

## 景勝一揆催促

越後の前の國君謙信・景勝二代の間に、其身の罪、又は父兄の咎に依つて、暇出されたる者共、上杉の家風を慕ひ、多くは越後の國中に居たり。景勝卿、直江山城守と相計り、彼浪人共の方へ、密に使者を遣し、汝等舊恩を忘れずば、羽柴久太郎が枝城葉城を攻落して、御忠節すべしと下知せらる。彼久太郎國替の時、去年の所務を半納させて、越前より越後へ移り、景勝は年貢を皆納させられしにより、秀治の家老堀監物、直江が方へ使者を立て、越後の半所務を返し給はるべしと、いひ遣はせども、一向承引せず。誰の下知にて、越前の年貢を半納せられたるや。必定貴殿の誤なるべし。然らば越後の年貢を返し申さん事、得こそなるまじけれと答へけるに、監物是を憤り、景勝別心の御沙汰ある頃、榊原式部大輔迄、度々書狀を遣し、近日内府公御出馬あらば、津川口の御先手は、久太郎承るべしと申す。其後大坂へ上り、景勝の企を訴へ申したるに、直江も是を聞傳へて、遺恨を含み居ける故に、彌々越後の浪人



に一揆を勧めけるとなり。増田・石田以下も、羽柴久太郎、内府の身方するに於ては、越後は景勝の本領といひ近國といひ、旁、彼國を一揆に人数を加へられ、久太郎を御踏潰しあるべき事肝要なり。但し、久太郎、上方にて一國を與へらるゝに於ては、越後を景勝卿へ返し申さんと、分明に御請ひ申したり。何の道にも前々の如く、越後を御領あるべしと、直江が方までいひ送る。頃日三成方より、直江に送る書狀に云、細書則及返報候。内府、一昨十八日、伏見出馬にて候。兼ての調略任存分、天の與と令祝著候。吾等無油斷支度仕候間、來月始、佐和山罷立、大坂江可令越境候。輝元秀家、其外無二之味方に候。彌可心易候。其表手段承度候。中納言殿江以別書申進候。可然御心得頼入候。恐々謹言。

六月二十日

治部少輔

三成判

直江山城守殿

其二

六月廿九日之御狀到來、其表諸口丈夫に被申付旨、大慶不過之候。先書にも申入通、越後の儀者、上杉御本領に候間、中納言殿に被下置候旨、秀頼公御内意に

候。彼國の事成次第に、手段御油斷不可有候。中納言殿勘當にて、越後に殘居候浪人、歷々有之由、柿崎三河守・丸田左京・宇佐美民部・萬貫寺加治等、御引付御尤に候。此節に候間、聊不可有油斷候。堀久太、大方大坂奉公の志に候。能登ね上條民部可差遣候。尙追々可申入候。恐々謹言。

七月十四日

治部少輔

三成判

直江山城守殿

斯くて三成は、家來筵田清六といふ者を、潜に越後へ下し、彼國の浪人宇佐美民部・齋藤八郎・柿崎三河・丸田左京・朝日采女・安田平八郎・加地右馬・萬貫寺源藏・矢坂主膳・竹俣壹岐・七寸五分監物・庄瀬新藏・神保刑部・遠藤讚岐守等に、御忠節すべしといひ遣す。彼等が中に宇佐美民部勝行は、一揆の催促に従ひ難き意趣ありて、其旨を會津へ訴へけるに、宇佐美はさるものなりとて、景勝卿急ぎ歸參すべしとあるにより、民部・其子藤三郎・大菊丸父子三人、上下百八十餘人、六月下旬、會津へ馳せ赴く。彼の宇佐美は、賴朝の近臣宇佐美次郎祐茂が末孫なり、民部が曾祖父宇佐美能登守定興・祖

宇佐美  
行の妻姓

景勝一揆催促

三七



父越中守孝忠、父駿河守定行迄、上杉の旗下に屬して、柏崎枇杷島の城主たり。永正の頃、謙信の父長尾信濃守爲景、府内の城に居て謀叛を發し、妻有左長・森原に於て、管領上杉顯定と相戦ひ、此時戦死せらる。是より爲景強大になりて、猛威を振はれけれども、宇佐美駿河は、父越中守が遺言を守り、一向爲景に従はず、剩へ一手を下知して、出雲崎寺泊新潟より出羽の庄内の沖まで打隨へ、顯定の子息播磨守定憲の方人して、永正七年より大永元年迄、十年計り爲景と相戦ひしに、時の管領上杉憲房の下知を受けて、爲景・定行和睦をなす。其後、天文七年四月十一日、越中國仙壇野にて、爲景戦死せられしに、爲景の家臣三條平六郎・黒田和泉・會津伊豆逆心を企て、爲景の嫡子長尾彌太郎晴景と相戦ひ、爲景の二男平三郎康景・三男左平治景房を殺す。謙信は爲景の四男なり。其頃、虎千代といひて、十三歳なるを林泉寺天寶和尚、人を付けて潛に椽尾へ落し、淨安寺の住持門密和尚を頼みて隠し置きたり。彼虎千代、武將の器量備はりけるにや、本庄美作守慶秀・宇佐美駿河守定行・大熊備前守朝秀・庄野新右衛門實爲等、虎千代を主君に侍づき、長尾平三郎後號彈正少輔景虎と名乗らせて、逆臣を

上杉謙信  
爲人

誅す。

一本に、宇佐美駿河は、先祖より神得流といふ軍法を相傳するに依つて、潜龍の圓備・陰陽の軍懸り等の秘訣を景虎に授けたりと記す。尙古按ずるに、即ち若狭の國君に仕へし時、宇佐美が門弟玉置朴齋といふ者に、彼方術を學び、一流の傳來をも、常に聞きたる事あれど、畧して記さず。

斯くて爲景の長子彌六郎は、舍弟景虎に士民の歸服するを怒り、景虎を殺害せんと催さる。景虎諫臣と相計り、兄兩人を逆臣に討たせたるも、舍兄晴景の智計未練なる故なり。其上、晴景の長く子孫を保ち給はん事覺束なし。されば當家の長久を本とするは、先祖に勤ある所なりとて、終に兄彌六郎晴景を失ひ、長尾の家を相續せられしが、景虎俄に先非に恥ぢ悔いて、十八歳の時、變を起して不識庵謙信と名乗り、妻妾はいふにも及ばず、一生の間、侍女一人もなく、肉食を止めらる。其後、上杉憲政の讓を受けて、管領職となり、上杉政虎と改名せらる。此時、上野半國政虎の領地となれり。



尙古、予が父祖の何某も東上野に居たりし故に、憲政の下知を請けて、是より謙信の旗下に屬す。

又其後、公方義輝公諱の一字を謙信に給はり、政虎を改めて輝虎と稱せらる。智謀勇名、凡天下に著し。然れども一人の子息もなく、其家絶えなんとするにより、斯ては又孝心なきに似たりとて、同國上田の城主長尾越前守政景の子息喜平治景勝を相續とせらる。彼政景は親戚なるに依りてなり。然るに政景、管領を妬み、自立の謀ありと聞えければ、謙信、政景を殺害すべき爲に、宇佐美駿河守に内談せられけれども、定行暫く同心せず。事も見えざるに、政景を失ひ給ひては、後日の殃發るべし。時節を御待ちあれと諫めけるに、政景の隱謀分明なるにや、謙信更に承引なく、頻りに政景を殺すべしとあるにより、然らば某に任せ置かるべし。喜平治殿も御恨みなく、上田衆も御手に付き申す様に、潛に計り申さんというて、其頃の居城同國野尻に歸り、永祿七年七月五日、政景を上田より招き、辨財天の湖の邊に出で、漁師の漁するを見るに事寄せて、政景、定行只二人、小船に乗浮ばれしが、摺ヶ崎といふ所

にて、定行忽ち政景と組み、船を乗覆し、水底にて沈み、俱に死す。時に政景三十九歳、定行七十六歳とかや。定行が殘し置きたる一封の書中に、必ず某が跡を潰し給へと書きたるに任せて、謙信不便に思はれけれども、其子民部が十五歳の時、領地野尻を追放せらる。景勝の代となりて、新發田の城主新發田因幡守治長を、景勝自身攻められし事あり。此時民部、景勝の先手に交り、放生橋の戦に、盔首二つ討取り、平林内藏を頼み、實檢に入れて、歸參を願ひけれども、實父政景を殺したる者の子なりとて、景勝更に承引なく、年經て後、小西行長に具せられて、高麗へ渡り、平壤の合戦に勝ちたれたる働あるにより、太閤御感狀を給はり、小早川隆景も感狀を與へて、民部の武功を稱美せしなり。其外黒田長政、立花統虎後號宗茂も民部に懇意を加へられしが、傍輩を斬戮して、其子弟讐を報ひなんとするにより、日本に歸り、本國越後に隠れ居て、此時一揆の催促にあひ、亡父定行が謙信に忠を盡したる始終を述べ、永祿の頃政景公を野尻にて失ひたれども、定行も御機嫌を恐れ奉り、政景の御供仕りたる上は、御宥免あるべしといひて、又歸參を願ひしかば、景勝終に許容せら



れしとかや。

一本に、宇佐美父子が謙信景勝に仕へて、武功ありたる始終を顯はし、其卷の中に、景虎大義を發して、舍兄晴景を殺害せられたりと記す。尙古按するに、晴景縦へ君父に敵する罪ありとも、舍弟景虎の是を計ひ給ひしに、如何にもして、死刑を宥めらるべき事勿論なり。況んや晴景に不孝不忠の一説もなし。されば周公旦の管叔を罪に行はれたる例も引難く、又大義とすべきいはれなし。是偏に、景虎の若輩と文盲より出來たる過ちなるべし。然れども二十にも足らずして、先非を悟り、孝悌の道を知らざりし故なりとて、不識庵主となりて、形を變へ、一生の間色欲肉味を斷ちて、不悌の罪を償はんとせられし心ばへ、尋常の人に似るべくもなし。都べて謙信の氣象と行ひを聞くに、君父を敬ひ、貞實を守り、勇義を好み、邪偽を惡み、法令を慎み、賞罰を正し、威嚴を備へ、禪法を尊び、古人を慕ひ、風雅をたくみ、智計ありて敵を挫き、仁心ありて衆を懐くる、是皆父祖の語り傳へ、又見來る舊記に證據あり。されば木下順庵の作れる律詩に、

不忍雙鷗變

起將救洛陽

權謀雖假相

名分欲勤王

八翼人心折

兩旗我武揚

平生多義氣

四海服剛腸

尙古、常に聞き傳へたる謙信の仁智を揚げていふ、家人廉將監が嫡子甚四郎、不義ある故に死罪に行はれ、父將監が方へ使を遣し、甚四郎が罪をいひ聞かせて、父母に憐みを加へられしに、將監、一旦は君命を畏りて、奥へ入りたりしが、薙刀を持つて使者に立向ひ、謙信公次には其方達に恨みなし、只子を思ふ道に迷ひて、氣が違ひたるぞといひも敢ず、二人の使者を突き伏せけるに、近邊の輩馳せ集り、其外働きたる家來を悉く誅戮す。此時手負死人三十人に及びたれども、謙信更に怒り給はず、一子を失ひて、氣違ひたるも不便なりとて、其妻と娘を厚く扶助せられしも、仁心ありとすべし。又蓬澤何某罪ありて、國中を追放せられしに、越中國に越えて椎名に仕へ、謙信越中へ出陣の中、彼蓬澤、鐵炮を以て叢に隠れ、忽ち謙信を撃たんとし、鐵炮を傍へ捨て泣き居たり。謙信彼を召して、如何に蓬澤珍しといはれけるに、彼承り、さばかりの仁君智將たるを、我等が手に掛け申



さんも空恐しく、又惜みても餘りある事を、尊容に向ひて思ひ當り候ひぬ。前にも屋形の御意に背き、今又斯様に企て仕る事、我ながら極めて重罪なりと、泣く泣く首を刎らるべしといひて、ひれ伏して居ければ、謙信からくくと打笑ひ、仁智は我等に當らぬ虚名なり。急ぎ在所に立歸り、椎名に忠を盡すべしとありけれど、も蓬澤、越後に歸りて、農夫となり、一生耕して居たりしとぞ。同じく越中陣の中、境川に浮橋を架けて、先手と旗本の通路を開かれしに、田中太左衛門といふ者、先手より使者に來りたるを呼びて、浮橋の下知如何にと問れば、田中承り、長熊手の御用意なくては、危かるべしと答へしに、謙信傍に居たる輩、一人も田中が心を悟らず、何事にやと呟きけるに、謙信忽ち領きて、此策に従ひ、熊手を百本計り作らせ、川上四五丁が程の兩岸に番所を建て、人を入置かれしに、或時大雨續き、河水増りたる中を伺ひ、敵彼浮橋を突き切るべき爲に、材木を流しかけたるに、兩岸の番所より、彼の熊手を出して、材木を引寄せたりし故に、浮橋の妨げ少しもなし。彼太左衛門が一言を聞きて、即時に發明せられしも、智ありとす

べし。又彼田中の背篋さしものに書きしは、先手引けば後殿と書きたるを、謙信評判していはれけるは、若者の血氣に任せたる誤りはさもあるべし。田中が秘藏する背さし旗は年來と功眼には相應せずといはれければ、田中殊の外に迷惑して、魁殿さかきは日の宣によるべしと、書き改めたりと聞きて、機嫌を直されけるとなり。彼功眼といはれたるは、敵陣を見計りて、幾度も眼に功驗ある故に、謙信の附けられたる異名なりとぞ。又謙信、村上義清を伴ひ、廣野へ出で、鷹狩せられしに、義清曰く、此野へ御人數を召連れて、備を立てさせ、列伍の調ひたるを見申し度しとありければ、安き程の御所望なり。只今見せ申さんとて、螺を一聲吹かせられれば、四五十騎計りの甲士隊、馬埃を立て馳來り、彼野に陣を布きければ、謙信、義清に向ひ、此次には具に連れて、即時に馳來る兼約なれば、先づ二隊を見給へと申さるれば、義清つらく之を見て、斯く陣列の正しき事、天下にも稀なるべしと挨拶せられたるも、法令正しき故なるべし。凡謙信の十二三より、四十九の逝去まで、人の見聞きたる言行、品々いひ續くも暇なし。但、景勝老兵を召して、



亡父謙信の昔語りを聞き給ひしに、傍にて書きたる一本を、夜話略記と名付けて、さうなき實録あり。此書を見て、謙信の行ひ仁義に近く、覇術に遠きを思ひ見るべしと、いつぞや人の予に語りき。

去る程に景勝卿は、家來齋藤三郎左衛門・長尾喜左衛門・多田浦傳藏・朝藏人を長澤の本陣に召寄せ、汝等は本國に家族の者ありと聞く、急ぎ彼地に赴きて、一揆の武主等に力を付くべし。敵地へ踏入りて、左右前後の差引する事に付きて、辛勞なる働きなれとも、選出だされたるを面目として、越度なき様に相計らひ、追々註進をせよとありければ、各畏りて、景勝の前を退き、直江山城守が陣所に至り、始終の下知を承り、七月二十日の夜半計りに、直江が陣所高原を打立ち、津川口より、密に越後の國へ赴く。是に依つて、一揆の隊長齋藤八郎・柿崎三河兩人は、赤田北の下濱に旗を揚げたり。彼兩人の父齋藤下野守朝信・柿崎和泉守景家、謙信の時代に赤田下濱の地頭なるに依り、其嫡子齋藤八郎・柿崎三河相計り、舊領の民を語らひて、一揆を發す。其外丸田左京朝日采女・安田平八郎・加治右馬・萬貫寺源藏・矢尾坂主膳

竹俣壹岐・七寸五分監物・庄瀬新藏・神保刑部・遠藤讚岐・柿崎源左衛門等は、妻有庄・田川・下倉・新發田・本庄・五泉・分陀川・水戸・橋本・椽尾・上條邊に發りければ、國中の浪人馳集りて、一揆の旗下に附く。中にも三俣主膳・樋口與左衛門・山若長門・宇佐美主水・有坂齋・石坂與十郎・五智院・梅龍庵等は隠れなきものなり。彼輩數年浪人して居たりければ、武具・馬具は古びたれども、手鎧提げたる勇士七百人、雜兵都合八千人、鐵炮二千挺、時の間に集りけるとかや。

### 堀直政父子武功附小倉主膳戰死

一揆の伴類數十人、爰彼處に群り居けるが、手始めに上條の城を攻め落して、國中に振ひ、剩へ羽柴秀治の本城春日山を攻取るべしと相計り、吉日吉方を撰みて、時を移しけるに、秀治の家老堀監物、七月廿七日の曉に、逆寄せに攻め懸り、一揆の隊長石坂與十郎・三俣主膳、其外百八十餘人討取りて、東西へ追散らし、梅龍庵を生捕り、即時に誅戮して、春日山の城下に首を並べ梟ぐる。上方に大軍發りて、身方危き

堀直政、  
一揆を討つ



時節なるに、監物が此日の戦功、皆人感じけるとなり。一揆の殘黨は、妻有庄に引退く。斯かりしかば、一揆の隊長丸田左京・齋藤八郎・柿崎三河・朝日采女・齋藤三郎左衛門・長尾喜左衛門・遠藤讚岐・萬貫寺源藏・庄瀬新藏、其外春日山より退き來りたる宇佐美主水・有坂齋・神保刑部・七寸五分監物、彼是五千餘人、八月朔日の早天に、上田庄下倉城へ攻め近く。城主小倉主膳政照、又は秀治の菩提寺と號する眞言宗の坊主城兵を帥して、町口を堅めたるに、丸田左京四人に下知して、其邊の竹木を夥しく運ばせ、之を仕寄にして、町口へ攻め寄せ、剩へ竹木に火を放ちければ、餘炎町家に移るに依つて、小倉主膳・蓮正寺等防ぎ兼ねて引退く。丸田左京・神保刑部、城兵を追立て、三の丸へ攻め入りしに、小倉主膳、朱具足に燕尾の盔を被り、淺黄と黒段々の母衣かけ、穂長の鎧を取りて、七八騎突伏せ、寄手を追歸して門をさす。爰に坂戸の城主堀丹後守直寄は、君父を覺束なく思ひ、春日山へ赴きしに、一揆數千人、上田の庄に集りたりと聞えければ、丹後守は、坂戸の城を心許なく思ひ、春日山より馳歸りけるに、一揆下倉の城を攻むる由を聞きて、後詰すべしと相催す。時に家老の輩諫

めて曰く、下倉の寄手一揆なれば、御領内の民も心を通じ、御出馬の跡を窺ひて、此城を攻むる事あらん。御留守を承りたる面々、一命を捨て、防戦するとも、御城内の小者中間等、一揆に内通するに於ては、籠城危かるべし。同じくば弓鐵炮に騎兵を相添へて、下倉の城を救ひ給ひ、殿の御出馬は止めらるべきかと諫めけれども、直寄曾て承引せず、近年此所を知行すれとも、土民を實に勞はりて、一事も民の煩ひをなさず。然れば何恨ありて、領内の者共一揆には與すべき。若恩徳を知らぬ奴原、我等が出馬を窺ひて、此城を攻むるに於ては、下倉より僅に五里を隔てたれば、蜚の如くに馳歸り、一方より撫斬にするのみならず、其殘黨を搦め取りて、磔に懸くべしと、事もなき先きに怒を顯はし、手勢千八百人を相具して、八月朔日の四更の頃、坂戸の城を打立ちて、三里計り馬を進められしに、下倉の城早や落ちたりと風聞するに依り、左右の輩又諫めけるは、寄手下倉を攻め落す程ならば、必ず坂戸へは掛るべし。然らば大敵と渡り合ひ、途中の戦覺束なし。是より坂戸へ御引返し、御籠城然るべきかといひけるに、直寄是も同心なく、汝等が論ずる所謂れなき



には非ず。然れども、是より坂戸へ返すに於ては、下倉の落城に聞怖ちして、這々坂戸へ逃歸りたりと、世の舌頭に懸るのみならず、君父の御不審を蒙るべし。攻めては汝等がいふ如く、一揆坂戸へ寄來らば、一戦の功もあるべきを、敵下倉城攻め落し、小倉主膳を討取りて、速に彼地を退くに於ては、足摺りをするとも甲斐なかるべし。其上丹後守程の者が、敵を追散さんと匂うて、此所迄馬を出しながら、血も付かぬ鎧を横たへて、すごとくと坂戸へ歸るべきや。片時も早く下倉へ馳せつけ、一戦に敵を切崩し候はんといひければ、諸兵一同に勇決して、二日の辰の時計りに、小倉より一里こなたに馳せ付けたり。斯くて小倉主膳は、堅固に城を守りけるが、丹後守後詰の註進を聞きて、斬つて出づべしと勇むにより、蓮正寺同意せず。丹州の先陣を待ち請け、内外より突掛つて、寄手を追拂ひ給へかしといひけるに、主膳が曰く、未ば若輩なる丹後守に一命を助けられては、更に面目なかるべしとて、手の者六十餘人前後に従へ、城戸を開きて突いて出づる。寄手の先陣六百餘人、一足も去らず相戦ひけれども、必死の城兵に突立てられ、二町計り崩れけるに、二陣に控へ

たる丸田齋藤・朝日・石坂等二千餘人、左の方より兵を進め、城兵の跡を取切らんと、堤に添うて馳懸かり、梯崎・有坂・七寸五分・庄瀬・宇佐美・萬貫寺等は、右の方より直に切入り、三方より揉立てけれども、小倉主膳事ともせず、敵兵數輩突伏せ、宇佐美主水と突合ひしに、敵二十人計り駈け寄せ、主膳を鎧玉に揚げて、堀へ突落す。去れども主膳したゝかなる者にて、堤へ這ひ上りしを、宇佐美主水、主膳を鎧つけ、終に首を取る。城主既に討たれしかば、寄手勇み進んで、城中へ攻め入るべしとする。蓮正寺、城兵を下知して堅く防ぐ。是に依つて、寄手城邊を去つて、暫く息を休めけるが、丹後守後詰すると聞きて、あな事々し。老功の小倉主膳をさへ手も取らず討取りたるに、若輩の丹後守、殊更小身なる者なれば、前後より引包み、一人も洩らさず討果たすべしと、鎧衾を作りて待居たり。丹後守は陣列を調べ、しづくと馬を進め、節を量りて、一同に突懸る。城兵も突出で、丹後守に力を合せ、左右より厳しく揉立てければ、寄手忽ち利を失ひ、神保刑部・遠藤讚岐、其外物頭八人討死して、敗軍に及びけるを、丹後守息をもくれず追立て、首三百二十餘級計り取りて、凱を揚ぐ

小倉主膳  
討死堀直寄の  
戦功



る。柿崎・宇佐美・齋藤・丸田・朝日・萬貫寺等は、妻有庄・小千屋・田川にて敗軍を集め、又丹後守に馳向ひしに、丹州此旨を聞きて、山中數馬・速水織部に六百餘人相添へ、三階笠の馬章に、釘貫の旗を打立て本陣と見せて、道筋に陣を居るさせ、丹後守は精兵九騎・雜兵百八十人、傍に森ある其中へ控へ居たり。

一本に、太閤一年哲長老を召して、孫子が兵法を聞かれしに以正合、以奇勝と説きたるを、丹後守、太閤の御側にて承り、此時方術を用ひたりと記す。正説なるにや、覺束なし。

斯かりければ、柿崎・宇佐美等、手の者を進めて、山中速水が陣へ馳せ懸りしを、丹州は黒革の鎧に銀の鯨尾の冑を被り、手鎧を提げて、堀丹後守是にありと名乗り、横鎧に突きゝかる。中村與左衛・建部織部、丹後守に立並びて鎧を打込みたり。本道に備へたる六百餘人も、鬨を作つて突き懸かりければ、敵兵既に列伍を亂す。此時宇佐美主水・七寸五分因幡守、其外物頭踏留りて、死を致す。其從兵二百人計り討たれて、彌、陣列亂れけるを、丹後守間なく追崩し、首數五百餘級前後に得たり。丸田

宇佐美主水等討死

家康の感

左京・齋藤三郎左衛門・柿崎三河・朝日采女・有坂齋等は千餘人を引き纏ひ、二十町計り退きて、百姓の家に楯籠り、四百挺の鐵炮を備へて、堅く防ぐ。丹後守は、悉く討果たすべしと勇みけれども、日既に暮れかゝりければ、人數を引揚げて、下倉城に歸り、生捕りたる者を城兵に手の者を添へて、城を守らせ、翌日坂戸へ歸城して、家康公・秀忠公へ此旨を註進ありければ、兩君御書を與へらる。其趣に曰。

從會津上田庄へ手出候處、則被遂合戰、五百餘被討取の由、手柄の儀共、誠無申計候。此上、無越度様ニ仕置尤ニ候。猶西尾隱岐守可申候。恐々謹言。

八月七日 家康

堀丹後守殿

自會津上田の庄へ罷出候處、則其方被驅付、被遂一戰於、手前五百餘被討取之由、誠無比類儀、難申盡候。彌無油斷仕置等簡要ニ候。將亦此表無別條候間、可安心候。尙追而可申入候。恐々謹言。

八月九日 秀忠

堀直政父子武功附小倉主膳戰死

秀忠の感



堀丹後守殿

此時西尾隱岐守、内府の仰を傳へて曰く、敵又其地へ働くに於ては、真田伊豆守・牧野右馬允・本多豊後守・平岡主計頭、加勢として差向けらるべしとなり。

諸説に、會津の兵に一揆相添へて、下倉の城を攻めたりといふ。家康公・秀忠公の御書面にも、會津より上田の庄へ働きたりと書かせ給へども、今上杉家の説には、津川の城へ加勢の事なしといへり。實事如何にとも知り難し。又一説に、堀丹後守、下倉の城内へ軍使を馳せて、我等是まで駈付けたり。寄手を追拂ふべしとありければ、小倉が曰く、我等寄手を追散らすべし。それにて御見物あれといひて、城を出でたり。此時、丹後守も俱に馳懸り、相戦ふ中に、小倉は討死せしといへり。今按ずるに、小倉が戦死、此一説の如くならば、左もあるべし。本文に記す如く、堀丹州に一命を助けられては、口惜しかるべしといひて、敵中へ駈入り、忽ち討たれたるに於ては、不覺の行ひなるべし。又蓮正寺が始終の働、兵道に叶ひたりと聞ゆ。然るに堀秀治は、勿論の事、家康公・秀忠公御褒美の御沙汰なきは、如

何なる故にや、覺束なし。又按ずるに、一揆上條の城を攻め落したりと、舊記に出でたる故に、本文に記す。然れども、其城攻めの始末分明ならず。城主の姓名もなし。實事いかにと知り難きにや。

抑も彼丹後守直寄は、太閤の御意に叶ひ、秀治に越後國を與へられし中、父監物と相俱に國政を聞くべしと、下知せらる。秀吉公の御眼力明かなるにや。此時並びなき武功を顯し、内府公・秀忠公の御感にあへり。彼丹州、常に武備を好み、諸士を激勵せられたるに付きて、老人の曰く、丹州の小姓に何某といふ者あり。兼ねて元服を願ひけれども、丹州許容なきに依つて、力なく小姓を勤め居たり。或時、永日の勤番に倦みて、書院に出でたりしが、障子に小蝶の居たりしを捕へに懸かり、爰彼處に追廻りたるに、上の座敷にて、丹後守にひしと行合ひ、赤面して退きしが、番所を立去るのみならず、童の行ひしたる上は、罪科に所せらるゝとも、更に恨みなしと、心中に思ひ込みて居たりけるに、小姓頭を呼びて、何某を召されて來たれとあるにより、彌覺悟を極めて出でけるに、丹州の曰く、未だ若年の者さへ法式を守り、



番所を去らざるに、其方法度を破るのみならず、障子に居たる蝶を捕へかゝり、偏に兒童の戯をなす。沙汰の限りなる行ひなれば、忽ち罪に所すべしと雖も、彼蝶を取らんとする中、小聲になりて、何やらん物いふを聞きしに、丹後守が者、などか其方を遁して濟むべきかと、幾度もいひ返したり。依つて思案するに、戲言なれども、思ふより出づるといへり。我等を常に頼母敷く思ひ、武勇を勵む心なくては、いかで假にも此戯をいふべき。是賞すべき所なれば、兼ねて頼みたる如く、元服させ、少知なれども、二百石得さするなりといはれければ、彼少年、思ひの外なる事に思ひ、感涙を浮めて、丹州の前を退く。家中の輩も、此言葉に深く激勵せしとなり。又丹州は、やさしき方もありけるにや、岩舟檢校、官に進みて丹州の方へ來りしに、丹後守對面して、其方檢校になりたるは幸にて、盲目たるは不幸なり。今更盲目を歎くは、やくたいもなき事なれども、流石思ひ捨て難しとて、

岩舟のあたりに拾ふ具はあれどもみるめなきにぞ袖は濡れける

と詠みて、哀を催されしとぞ。彼岩舟は、丹州の家の子なるに依つてなり。

或説に、丹後守十三歳の中、秀吉公へ召出されしといふは非なり。父の人質に出づるを、秀吉公側に召され、甚だ御意に叶ひたりとて、監物が末子なれども、坂戸の城主とせられ、家康公も丹後守は智勇ある者と思召しけん、御薨去の十五六日前に、丹後守を御前近く召され、彼は仰せ聞けらるゝ御序に、戦の中は、其方も藤堂高虎・井伊直孝と同列に先手なり、將軍家の御爲めを計るべしと、仰置かれたりと記すといへり。

### 三條城攻<sup>附</sup>村上・溝口援助

爰に堀雅樂助直清は、三條の城に居たりしが、一揆に攻め圍まれては、危かるべしと思ひけるにや。家老山中兵右衛門に手の者を添へて、三條を守らせ、其身は春日山に馳赴きしに、父直政甚だ怒り、丹後守は一揆起ると聞きて、坂戸の城を守るべき爲に馳歸りたり、汝は弟に劣りたる覺悟なりとて、荒らかに折檻するにより、直清三條へ歸りけるが、下倉より引取りたる一揆の武主朝日采女・庄瀬新藏・矢尾坂主膳



萬貫寺源藏・安田平八郎等一手になり、三條の城を圍む。有坂齋・竹俣伊豆兩人は、城邊を去りて、押への爲に陣を取る。堀直清は、一揆多勢にて、三條の城を取巻きたりと聞きて、三條より五里を隔て要害の地に陣を据ゑて、村上周防守・溝口伯耆守方へ加勢を乞ひたりしに、其飛脚兩人を有坂齋が手へ生捕りて、獄門に梟くる。是に依つて、又禪僧を頼み、村上・溝口に後詰を乞ひたりとぞ。此時、本庄の城主・村上義明、新發田へ飛脚を馳せて云く、國中に一揆發ると雖も、皆郷人なれば恐るゝに足らず。然るに城に楯籠り、一揆を止めざるも無念なり。其上三條の城邊に、一揆馳集る聞えあり。貴殿も我等も同意ならば、三條へ後詰めすべしとあるにより、溝口宣勝も之に同意して、急ぎ出馬すべき爲めに、家臣茂呂次郎右衛門・窪與左衛門・戸井半右衛門を遣して、領内の人質を取る。彼三人、七日町の宿を過ぎて、川を渡りけるに、涉人一揆に與みして、窪與左衛門を殺す。殘る兩人は、危き難を遁れて新發田へ馳歸り、此旨を告げたりしに、伯耆守更に驚かず、手の者七百人を従へ、八月七日新發田を出馬して、分陀川に至り、村上方へ使を立て、是れまで出陣したり

といひ送りければ、周防守も頓て出馬して、溝口と一手になる。一揆は五泉村に陣をかけ、村上・溝口の三條へ後卷するを遮るべしとて、近邊の草原に三百人計り埋伏して、村上・溝口を待ち懸けしに、溝口が家來間太兵衛、伏兵を狩り出だし、百四五十人討取りければ、一揆等五泉村を退き、橋本の古城に籠る。村上・溝口、水陸二手になりて攻め掛りければ、一揆又橋本を捨て、法華山に登りて陣を取る。溝口・伯州・橋本の古城に入りて、狼煙を揚げたりしに、三條にも火を合せたり。然れども一揆多勢なるに依つて、三條の城へ委しく註進をすべき様なかりしに、村上が家來相部治郎右衛門といふ者、さうなき幻人なるが、數千人取卷きたる城中へ、やすくと入りて、防州・伯州、後詰に來りたりと告げ知らせ、村上が陣へ馳歸る。堀直清が家老山中兵右衛門、後詰に力を得て、翌八日、城門を開きて突き懸かる。一揆の隊長安田平八郎定治は、黒母衣を掛けて先陣に進み、嚴しく相戦ひしを、終に山中の方へ討取りて、寄手を追拂ふ。此日、山中が手へ首二百討取りたり。斯かりければ、山中兵右衛門使者を馳せて、雅樂介に此旨を告げしかば、直清馳來りて、三條の城に



入り。神子田八右衛門は、三百計りにて、椽尾より馳來り、是も三條の城を堅むるに  
より、一揆等重ねて攻め來らず。此時雅樂介は、村上周防守・溝口伯耆守を城内へ招  
き、後詰の禮儀を述べけるが、兩人は領内覺束なしとて、本庄・新發田へ旗を返す。  
雅樂介が父監物は、三條の安否を覺束なく思ひ、手の者を具して春日山を打立ち、柏  
崎に著しが、身方戦ひに打勝ちて、一揆悉く退きたりと聞えければ、彼も又春日山へ  
馬を入れたり。抑も彼周防守家來相部次郎右衛門が妙術を聞くに、或時佞輩二三  
人、彼術士が宅に至り、端居して物語する序に、主の術士、銀河の鮎を各は喰ひた  
りやといふにより、興がる事をいふ人かな。争でさる事あるべきといはれければ、  
然らば今宵の翫なしに、銀河の鮎を取つて歸るべしとて、僕を呼びて、細引を幾筋  
も取寄せ、其細引を皆結び付けて、庭上へ下り、彼細引の端を取りて、空へ投上げし  
に、其繩、竿の如く立ちて、天へ上り、庭に積みたる手繰繩皆引拂ひたるに、其繩の  
末に取付きて、術士空へ上る。客人奇異の思ひをなして、空を見やりたるに、空中へ  
飛揚して、其形見えざりしが、やゝありて其形して下人に與へ、袂の中より、生ける鮎

相部次郎  
右衛門の  
幻術

の見事なるを二三十計り取出し、是を調じて客に饗應す。此類ひ奇妙あるにより、  
周防守見物すべしとありければ、鼻紙を裂きて、喰締し大豆程の大きなを柱に押  
付けて、本の座に歸りしが、暫くありて、彼の付置きたる紙の中より、露落ちたるに、  
周防守を初め近習の輩、目をも放さず打ち守り居たりしが、其後には瀧となりて、座  
中へ其水漲るにより、防州最早無用なり。術を止めよとありければ、則ち座を立ち  
て、先きに附置きたる紙を取ると等しく、溢れたる水なくなりて、本の乾きたる席と  
なる。其後周防守、家老を呼びて、彼が妙術怪しむに絶えたり。若彼を我が家に召  
置くに於ては、世上に其隠れもなく、此頃御禁制の切支丹の稱へあるべしなればと  
て、暇を出だしても行末の殃覺束なし。不便なる事ながら、無益の術を覺悟せし不  
祥に、腹を切らせよとあるにより、家老の面々否み難く思ひ、檢使を遣して、其旨を  
告げければ、彼術士力及ばずとて、己が頼みたる寺に至り、住持の僧に對面して、某  
切腹するに於ては、長持に納めて、鎖を下して、埋葬して給はれといひ置きて、腹一  
文字に切りければ、傍輩其首を打落し、彼が遺言に任せ葬りて、檢使の輩城に歸り、



家老の面々に會ひて、其物語りする内に、家老の方へ、相部次郎右衛門が送りたる文箱なりとて、持出しけるを、封を切りて披見するに、某何の罪もなく、死罪に逢ふべき様なければ、某城下を出で、そこへ迄で退きたりとの文言なり。檢使の輩驚いて、彼寺に至り、長持を掘出だして其内を見るに、大なる狸の腹切りたるがあらしかや。彼松江の鱸を釣りたる太慈が幻術にも劣るまじと、世にいひ傳へ、其傍輩の何某等、濃州加納の家中に居て、相部が妙術の品々を常に語りし、遺老のいひし儘に、無益の事ながら爰に書きつく。

### 下田合戦 附 柿崎・齋藤戦死

一揆の隊長丸田・柿崎・齋藤等は、下倉城を攻め破り、小倉主膳を討取ると雖も、堀丹後守に切崩されて、下田村まで引退く。是より先きに、會津の加勢奈良澤主殿・上倉庄兵衛・小佐原土佐・南條求馬・小鏡平八郎・蓼沼河内・中曾根小左衛門等二百騎計り、津川の城に籠りけるが、丸田・齋藤・柿崎等、津川の城を後楯にして、下田の高陵を後

### 下田合戦

にあて、沼田を前になし、三段に陣を取りたり。羽柴美作守・堀雅樂介・同淡路・同式部・堀丹後守・神子田八右衛門等、岐阜の落城を聞きて、勇み悦び、九月八日、下田へ馳向ひしが、丹後守先鋒に進み、旗本を敵の脇へ廻し、横合より鐵炮を厳しく打たせ、敵色めくを、先手丹後守、白熊の麾を振ると等しく、先鋒の一隊無二無三に馳せ懸り、二三町切崩しけるに、齋藤八郎・柿崎三河、五百計りにして引返し、手痛く相戦ふ中にも、柿崎三河は、洗革の鎧に柳葉の立物、大根に折掛けの指物さし、韋毛の馬に乗り、左右七八十人眞丸に成りて、丹後守が備を二つに駈け割り、銀の鯁尾の冑著て、河原毛の馬に乗りたる若武者は、堀丹後守なり。あますな者共と下知する所に、羽柴美作守・堀雅樂介・同淡路・同式部・神子田八右衛門等、面も振らず馳せ懸りければ、柿崎・齋藤利を失ひ、津川を指して崩れけるに、齋藤・柿崎度々返し合せ、兩人共に命を殞す。其外討たる者數百人、甲冑首百七十餘級とかや。其後丸田・庄瀬・萬貫寺・水原以下二千餘人にて、溝口が領地へ押寄せ、佐々木川放生橋にて、伯耆守と相戦ひしが、伯耆守打勝ちて、一揆百二十餘人命を落す。又加治右馬・竹俣越中等二千

柿崎三河  
齋藤八郎  
兩人討死



餘人にて、本庄へ働きしが、是も利を失ひて、加治竹俣討たれたり。此時の戦功に依つて、内府より羽柴美作守親直に給はる御書に曰く、

其表一揆蜂起之處、早々御成敗之由、御手柄無申計候。彌無油斷様ニ仕置等被仰付尤候。猶西尾隱岐守、可申條、令省略候。恐々謹言。

八月十七日 家康

羽柴美作守殿

其後作州より、秀忠公へ書状を捧られしに、其頃大坂に御座ありて、御返書を與へらる。其趣に曰、

來書令披見候。仍自會津、爲物頭齋藤・柿崎・丸田ニ加治、一揆下田村江楯籠候則、被及一戰、速被討取候由、無比類儀共に候。然者平均相濟、内府大坂へ被移申候。萬方被屬存分候間、其表堅固ニ可被仰付事肝要候。猶期來信候。恐々謹言。

十月八日 秀忠

羽柴美作守殿

異説に、一揆下田にて勝利を失ひ、津川の城へ逃歸りしを、堀監物直政勝ちに乗つて、津川の城を乗取りたり。但、下田より津川迄、行程六里なりと記す。今按ずるに、景勝卿領内廿一城の内、白石一城ならでは落城せずと、舊記に出でたり。然らば津川の落城は、異説なるにや覺束なし。又一説に、柿崎三河、此戦に勇を振ひて討死したり。流石に和泉守が勇名を恥ぢたるにやといへり。今按ずるに、景勝の父謙信の時、柿崎和泉守景家と號する陣將あり。彼が認旗の葉附の蕪を見れば、強敵も恐るゝ程の勇將なりしが、信長公へ内通するに依つて、謙信彼を誅戮せらる。今の柿崎三河は、其子なるにや。但、老兵の曰く、柿崎和泉更に別心なかりけれども、制禁に背く。尾州博勞に我が良馬を賣りたる科に依つて、謙信彼を召籠めて置かれしが、泉州とても逃れ難く思ひ、領地へ人を遣して、妻子一族を片付けを計るべしと思ひけれども、泉州が居宅、春日山の城内なるに依つて、城門の外へ人を出だすべき様もなかりけるに、柿崎が郎等に何某とかやいひし

下田合戦附柿崎齋藤戦死

家康の感状



者の曰く、某罪ありと號して誅し給ひ、其死骸を門外へ送り出だす様にもてなし、棺中に別の人を入れて、御領地へ遣し給へかしと、密に語りけれども、柿崎暫く承引せざりしを、彼者強ひて諫むるに依り、然らば戰場にて、晴れなる討死したるに準らへ、其方の一命を乞ひ受くべしといひて、彼を切殺し、檢使を呼びて、其死骸を見せ、夜に入りて、其棺を以て外へ出だすにより、咎がは更になし、斯くて棺中に入れ替へたる者、柿崎が領地に至り、其妻子以下を他國へ遣す。柿崎は終に死刑に逢ひけれども、子孫は残りたりといへり。然らば彼祕計にて、死を脱れたる柿崎が子孫、此時の隊長となりて、下田に討たれたるにや。

越後國に群居たる一揆、爰彼處にて利を失ひ、村上溝口堀等勇を振ひけるに、景勝の下知として、甥の上杉彌五郎義昌、上杉左近將監義直後號島山下總守、法名一廣兩人を軍將となし、本庄越前守・甘糟備後守・津川彈正等の武將・士人兵數三萬餘人、津川口より越後へ寄來る風聞あるに依つて、堀村上溝口等、各居城に楯籠り、防戦の用意をなしけるとかや。

一本に、堀秀治の父秀政は、其始め本願寺の末寺蓮正寺の住持なりしが、程なく還俗して、太左衛門となり、蓮正寺に知行二千石寄附して、菩提寺とせらる。下倉城に籠りたる蓮正寺は、彼寺の住持なりと記す。今按ずるに、堀久太郎秀政、初め出家せられし事を聞かず。又、太郎左衛門といひたる説もなし。若秀政の父を太郎左衛門といひて、始め蓮正寺の住持なりしにや、覺束なし。又同本に、堀監物は丹後守が弟なれども、監物が母、秀治の母なるに依つて、父監物嫡子になしたりと記す。正説なるにや、覺束なし。又別本に、本庄の城主村上周防守義明九萬三千石、新發田の城主溝口伯耆守宣勝は六萬二千石、藏王山の城主堀美作守親直は二萬石、坂戸の城主堀丹後守直寄二萬石、椽尾の城主神子田八右衛門基昌一萬五千石。下倉の城主小倉主膳政照三千石、各秀治の旗下又は一族なり。中にも堀丹後守は、此時の武功に依つて、四萬石になる。又一萬石御加恩ありて、其後九萬五千石給はり、同國村上の城主に仰付らると記す。彼丹州の人品を論ずるに、或人、勇才ある人にもせよ、兄監物と訴論して、監物は勿論、主君越後守迄領地を沒收せら



れたるは、丹州の誣へ故なり。君と兄との危きを計らざる心ばへ、道を失ひたりといへり。尙古がいはく、越後守若輩なるを、監物無道に誘ひ、剩へ丹後守を憎み、國政邪曲ある故、丹後守是を歎き、本多中務は舅なるに依つて、越後の國政正しからざるは、偏に同名監物が所存なり。越後守、未だ弱年なれば、御宥免ある様にと願はれしに、監物、丹後守を駿府へ召して、御糺明ありしが、監物が邪佞紛れなし。然るに、越後守、監物を退けざるは不覺なりと仰せられて、越後守、監物主従共に身上を果たされし上は、丹後守あながちに君と兄とを誣へたる人なりとはいひ難かるべきにや。

關原軍記大成 卷之七 終

關原軍記大成 卷之八

政宗歸國 附白石落城

伊達政宗  
領下向  
を願出づ

内府公、會津へ御出馬あるべしと仰出されし頃、羽柴越前守後號松平陸奥守政宗、大坂西の丸へ參向して申入れられけるは、知召さるゝ如く、某が領地は、會津と相境ひたれば、景勝隙を伺ひて、領地へ攻入るべきも測り難し。御暇給はるに於ては、御先き人馳下り、防戦の下知をも仕り度しと訴訟せらる。是は政宗、領内を守るに事寄せて、御先きへ下り、敵地を切取るべき爲めなり。内府公聞召され、申さるゝ所、理あれば、我等より先に領内へ下向せらるべし。去り乍ら景勝は、さばかりの大敵なり。此方より手出し、必ず無用なりと仰せければ、政宗承り、仰を背く様にて如何なれども、斯様の折節、敵の領地を切取るべからずしては、争で大名になり申すべきとあ



家康、政宗の心中を察知す

家康、政宗の願を許す

りけるを、内府公御笑ひありて、今は御邊の心中分明なり。領地を守るに託けて、我等より先へ馳下り、景勝が領内へ人數を出すべき爲と見えたり。然れども、貴殿に限らず、今度功ある輩には、重々恩賞を施すべき約諾あり。下知を待つて、軍功を立てらるべしと宣ひければ、政宗重ねて申されけるは、會津の御恩賞は、景勝亡びて後の御裁許なるべし。若し其間に、景勝降参を乞ひ申すに於ては、寶の山に入りて、空しく歸る譬なるべきか、一日も疾く罷下り、敵の虚實を相量り、景勝が領地を削り取りて、茶の代りになし申したしといはれければ、内府彌興に入らせ給ひ、返す返す越度なき様に下知せらるべしとて、頓て御暇給はりければ、政宗悦びて、六月十四日、大坂を立ち、領地大崎へ下向せらる。

一本に、政宗既に大坂を立ちて、領地へ下向の註進ありければ、伊達の家臣等相談して、景勝の領内へ攻入るべきに相定め、伊達阿波元實・片倉小十郎景綱、彼是七千餘人、六月廿三日、築川の城へ兵を進む。彼城には、須田大炊助長茂居たりしが、景勝、横田大學・鬼生田大膳金子美濃・大塔小太郎・住谷太郎左衛門・島倉孫

左衛門・猪村玄蕃等二千餘人、築川へ差向けらる。又是より先に、佐竹義宣の家人車丹波守虎武も、水戸より築川へ來りぬ。前の大崎の屋形義隆も、須田大炊に加屬す。城主須田長茂は、其頃二十三歳なれども、亡父相模守に劣らぬ強將なるが、政宗の軍勢寄來ると聞きて、築川を打立ち、大被といふ所へ逆寄せに切つてかゝりければ、政宗の兵士も取合ひて、鐵炮迫合數刻に及びしが、寄手の武者色亂れ立ちて、敗軍になるべかりしを、伊達・片倉兩人、敵味方の中へ割込み、列伍を崩さず引揚げたり。須田長追ひもせず、盜級十八討取りて、築川へ軍を打入れたり。此迫合を、上杉・伊達の矢合せといひ傳へたりと記す。尙右按ずるに、政宗は、一筋に内府の御身方なるにより、其證據を顯すべき爲め、戦の勝負に係はらず、景勝の領地へ攻入るべしと、大坂より下知せられし故、各、築川へ兵を進めたるか、さなくては、元實・景綱等の一族家老と雖も、恣に出陣も成難し。又、須田鐵炮に打立てられて、脆く敗北すべき様もなし。但、此矢合せの鐵炮迫合、異説なるにや、覺束なし。

上杉・伊達の矢合せ



政宗、白石へ發向

政宗、白石城を攻む

斯くて政宗は、景勝の領地を過ぎて、佐竹領又は相馬岩城を通り、所々に逗留して、七月廿二日、領地大崎へ歸り、翌廿三日の夜中に領地を打立ち、片倉小十郎景綱を先鋒となし、景勝の領内刈田郡白石へ發向せらる。彼白石と大崎の間、行程十餘里あり。景勝卿會津へ入部の時、白石は政宗が領地と相境ひ、第一の手先なれば、勇智の兼備へたる武主ならでは、召置き難しとて、甘糟備後守清長を白石の城主に定めらる。甘糟は、始め長尾越前守正景の先手として、度々武功を立てたる強將なるに依つてなり。然るに彼、甘糟備後守、會津へ妻子を召置きたりしが、其妻身罷りたりと告ぐるに依り、葬禮の爲め、又は幼少の子供が愁歎するを聞きて、不便に思ひければ、家老豊野日向を本丸に止め、甥にて駕なりける登坂式部、二三の丸を守らせて、潜に會津へ赴きしに、白石の城下に内通する者ありて、城主甘糟備後守會津へ赴きたりと、大崎へ告げければ、政宗天の與へなりと悦び、唯一日休息して、領地を立ち、廿四日の午の刻計りに、白石に馳著き、町口に火をかけて、大手搦手より兵を進めらる。甘糟が留守に置きたる豊野日向、登坂式部は、政宗の歸國さへ知らざ

りしに、思ひの外に取懸けられて、城中の騒動斜ならず。然れども、豊野・登坂兩人、共に戦功ある者なれば、塙裏を厳しく堅め、鐵炮を放つて寄手を防ぎ、會津へ註進の飛脚を遣す。寄手の隊長濱田治部は、弱年なるに依つて、石田豊前に濱田が後見すべしと、政宗下知せらる。濱田治部諸兵に先立つて、三の丸の門前に進みけるを、石田豊前は力量ある者なるが、濱田を敵に討たせじと思ひけん、濱田が具足の上帯を取つて、是より先へ一足もやらじといひて引留る。此時政宗、三の丸を乗り取るべしと、頻りに下知せられければ、屋代勘解由兵衛十餘人にて、濱田と入替り、大手へ攻懸りしに、手垂の城兵弓鐵炮を放ちければ、手負死人其數を知らず。然れ共、夜に入りて彌、追手へ攻め近づき、火矢を射懸けて櫓を焼き落し、屋代勘解由兵衛塵を振つて、子の時計りに、終に三の丸を攻取りたり。翌十五日の未明に飛脚を立て、内府公へ攻戦の旨趣を註進せらる。其趣に曰、

態以脚力奉啓上候。仍、景勝領刈田郡白石城に、家臣甘糟備後守入置、近邊犯掠狼籍以之外に候。某事去月十四日、大坂罷出、急馳下、今廿二日大崎に下著仕、



其日一人馬の足を休め、廿四日備定、白石を取巻攻之候。此所は會津より二十里、從<sub>レ</sub>仙臺十餘里也。我等の先手片倉小十郎以下、投身命雖<sub>レ</sub>攻之、城主堅相守、未<sub>レ</sub>決雌雄候。次に奥羽兩國の輩の事、敵味方難<sub>レ</sub>測候。猶追々承届、註進可<sub>レ</sub>仕候。恐惶謹言。

七月廿五日

羽柴越前守

井伊兵部少輔殿

斯くて濱田治部は、又手の者を下知して、二の丸へ攻寄せけるに、登坂式部二百計りにて、門を開き突出でたり。濱田へ屬する兵百餘人、城兵に渡り合ひて相戦ひければ、終に駈立てられて、岸へ雪崩落つるを、登坂式部勝に乗りて、寄手を突立て、二十四人討取りたり。然る所に、濱田治部横合より、鐵炮を打たせて突き懸かりければ、登坂式部、敵を追捨て、引取りけるに、濱田治部大音揚げて、附入りにせよと下知して、追駈けしに、城兵取つて返し、又寄手を七八人突臥せ、二の丸へ引取りけるを、濱田治部手鍵を取りて、一番に馳懸り、中目大學・山川帶刀・木村隼人、濱田に續いて

白石城合戦

追詰めしに、登坂式部・甘糟三十郎・鹿子田求馬、又引返し、散々に相戦ひ、木村隼人を突伏せ、少し白らむを見て、二の丸へ引入りて、門を堅む。濱田治部・中目大學・山川帶刀等脇につきて、後陣續けと招きける。濱田治部が家來沖彦三郎は、濱田が馬印を持つて進み來り、門脇の柳の木に結び付けしに、寄手濱田が馬印を見て、すはや城中へ乗入ると思ひ、我劣らじと馳懸りしに、城兵又、弓鐵炮を雨の如くに射懸しかば、二十間三十間に頭を差出す者もなく、皆ひれ伏して居たりしに、政宗の鐵炮頭中島宮内左衛門、烏毛の母衣かけて唯一人馳來り、是も濱田と一所につく。此時、濱田治部立上り、頻りに身方を招きければ、片倉小十郎甲士三十人計り召連れて、二の丸の門近く進みけれども、城中の弓鐵炮雨の如くなれば、鍵を伏せ、折敷きてこたへけるに、中目大學之を見て、片倉殿、夫に控へられたる武者振り見苦し、今少し寄られよといひたり。是を口惜しく思ひしにや、片倉が手の者堀下につくべしとすれども、二十人計りはたくと打倒されて、進み兼ねたり。政宗了簡せられけるは、城主備後守留守なれば、即時に攻取るべきを、思ひの外なる事かな。是偏に登坂式



部が勇氣の所爲なるべし。彼登坂は、初め甘糟彌三郎といひ、謙信の時より覺の者なれば、景勝直參せらるべきを、多欲無道にして殊更疾あるにより、景勝疎略にせられしを、舅の備後守が所爲なりと思ひ、憤りを含むと聞く、是幸に矢文を射させて見るべしとて、貴殿事、承り及びたる人なり。然るに景勝へ直參の勤めもなく、甘糟殿に居らるゝ事、本意なく覺えたり。昨日の御働、目を駭し候ひぬ。武士の習ひなれば、反忠せられよ。此城に三萬石を添へて參らすべしと、書かれしに、登坂此矢文を見て、甚だ歡び、只今使僧を出し、委しく御返事申すべしと答へたり。此時、片倉小十郎家人鈴木源兵衛を濱田・中目・山川・中島が方へ遣し、各働ゆゝしく社候へ、願くは門を燒拂はれよ。小十郎攻入るべしといひ遣はす。弓鐵炮嚴しく、立上る者もなかりしに、彼鈴木源兵衛、黒四半の差物にて、徐々と堀下につき、主の口上を述べければ、人皆舌を振ひたるとぞ。濱田治部、片倉が口上を聞き、門を燒くべき事いと安し。然らば焚草を給はるべしといひて、使者を返す。後に小十郎濱田に逢ひ、城中より、人を出すべしと答へしにより、其使に聞かすべしと思ひて、門を燒拂

## 白石落城

はれよとはいひたり。構へて心に懸けられまじといひしとかや。少時ありて、城中より扇を出し、矢留して給はるべし。申度き事ありといふに依り、寄手鐵炮を打止めしに、登坂使者を出し、白石の城に五萬石の約束にて、反忠すべきに相定め、門を開きて、政宗の兵を二の丸へ引入りける。豊野日向、鹿子田次郎兵衛以下、本丸より切立て、手痛く相戦ひけれ共、寄手多勢なるに依つて、終に本丸を乗り取られ、豊野、鹿子田百七十餘人討たれ、政宗の兵士手負ひ死人千人に及びて、白石の城終に落ちたり。彼登坂式部、降參不義の者なるに依つて、兼約を翻し、僅三千石與へて、三狭の城主左衛門に預けられしとかや。斯くて政宗は、諸勢に休息させ、是より直に、須田大炊が籠りたる築川の城を攻むべしと、用意せられしに、廿七日の夜より翌廿八日迄、頻りに大雨降りければ、阿武隈川の水増さりて、渡り難かるべし。水の落足を待ちて、旗を進むべきかと、相談區々なる所に、内府公、野州小山の御陣所より中澤主税を御使者として、大崎へ下し給ひしが、中澤氏、政宗の陣所白石へ來り、御口狀を述べて曰、石田治部、佐和山を出で、大坂へ上り、諸大名を相語らひ、謀叛を



企つる註進あり。貴殿の人質大坂にあれば、此方の身方せらるゝ事如何なり。假令石田以下の輩と御同心あるとも、更に恨みなし。此旨申し入るべき爲に、使者を差下さるゝ由の仰なり。政宗御口上を承り、内府の仰せとも覺えぬ物哉、人質あるにもせよ、石田・増田が謀叛の方人して、内府の御敵となるべき謂れなし。出羽・奥州の輩、皆二の足を踏むとも、政宗一人は、内府の御身方に參るべし。此旨宜しく御沙汰ありて給はれとあるに依り、中澤が曰、某小山を出づる時、内府我等を傍に近づけ、伊達殿一筋に此方へ心を寄せらるゝ時、三日迄逗留して意見を加へ、其上にも承引なくば、家老中又は、其外諸士の心中を聞き定め、其上にて、猶又隱密の口狀を申せとて、潜に申聞られたる趣ありといひければ、政宗聞きも敢ず、今聞しき時節なるに、御邊三日迄で逗留せらるべき様なし。我等覺悟を極めたる上は、家中の者共、更に二心あるべからず。早く御隱密の仰を承り度しといはれければ、中澤、政宗の耳につきて、内府は、事の品により、景勝を捨置きて、上方を退治せらるべき内存あり。景勝、内府の跡を慕はんとせば格別の事、さなくば、伊達殿御働きを止め

家康、政宗を景勝の押となす

られ、御領地を堅めらるべき事肝要なり。景勝と勝負を御争ひ、若御越度あるに於ては、上方の戦に妨げとなるべし。此旨御承引あらば、後日に景勝が領地を參らせんとある事、思召しの程も恥かしく、人の唱へも如何なれば、御内の人にも聞かせず、密に御物語り申せと、吳々申聞けられたり。御加増の印形御望みならば、御使者を添へらるべし。某宜しく計らひ申さんといひければ、政宗大息をつきて、白石の城を攻落し、是より築川の城を攻取るべき志あるを、すぐくと領地へ引入る事は、返すく口惜しけれ共、内府の仰せ背き難し。又、御朱印を給はる事は、御邊の御取持ちを頼入るなりとて、家人山岡志摩に泉州堺の町人今井宗薫を相添へて、小山の御陣所へ差上せられしに、内府於御喜悅ありて、御加恩の御朱印を與へられしとかや。斯くて政宗は、白石の城下を引取るべきに相定め、家老其外を召して、相談せられけるは、白石の城、斯く手を盡して攻取りたるに、捨て、歸城するも無念なり。誰をか城番に留置くべきとありければ、大崎と十餘里を隔て、敵地に殘る故に、各々目と目を見合せて、某こそ、白石の城を守るべけれと、いひ出づる者一人もなし。



政宗其座を立ちて、片倉小十郎を呼びて、密談せられしが、濱田治部に罷出でよとあるに依り、治部、政宗の前に出でけるに、片倉小十郎政宗に向ひ、御直に御意を仰せ渡さるべしといひけれ共、政宗は、片倉に申し聞かせよと、下知せられければ、片倉其時、濱田治部に向ひて、白石の城を攻むる時、御邊殊更力を盡して、働きたる故に成功あり。然るに、内府の御下知を請けて、此地を御引拂ひ、大崎へ御歸城あるべきに定めらる。是により、白石の城を捨て置き給はんも無念の事なれば、我等を召置かるべきかと申せども、萬づ御相談の爲めに、某は召置かれ難き由の仰せにて、貴殿を此城に留め置かるべき御内存あり。望み申す輩多き中に、其方此城に残る事、武家の本望なるべしといひも敢ずに、政宗の曰く、近頃無理なる所望なれ共、別に殘し置くべき者なし。其方、白石の城番勤めよといはれければ、治部承り、人多き中に、若輩の某を召給ひ、敵地に殘し置かるゝ事、冥加に叶ひたる様なれ共、元來不肖の某なれば、籠城の下知覺束なし。功者を一人殘し置かれ、某は其差圖を請けて、城を守り申し度しといひければ、政宗、片倉同音に、只其方留守すべしとありければ、

治部申して曰く、此上は仰に任すべし。敵若し此城を攻むるに於ては、突出で、死を致すか、又城中にて腹切る事は、何より安き勤めなり。此兩條苦しからずば、御請け申さんといひたりしに、政宗の曰く、突いて出るは謀なきに似たり。堅固に城を抱へ、叶はずば切腹して呉れよ。弓矢八幡照覽あれ、三日籠城するに於ては、我等後卷きして、汝が急難を救ふべきぞとありければ、濱田、其時氣色を變へ、後卷の爲めに御出馬あるべき御覺悟ならば、此世の在番は御免あるべしいふに依り、政宗、何とて左様にいふぞと問はれければ、濱田承り、今度御出陣あらば、内府と御中違ひにならせ給はん事必定なり。然らば、某を御見殺しあらんこそ、死しても本望なるべきを、さりとは聞えぬ仰せなりといひければ、片倉小十郎此旨を聞きて、涙を流し、其方が申す所道理至極なり。去り乍ら、そちはそち、殿は殿の勤めあるべし。唯々此城を守り、忠義を盡すべしといひければ、濱田も此上は、仰に任すべしといひたりとかや。甘糟備後は、白石の註進を聞きて、會津より馳付けしが、早や白石落城したりと聞きて、力なく福島に籠り、城主本庄繁長父子、其外の輩と相談



して、白石の城を取返さんと計りけれども、景勝卿下知なきに依つて、兎角遲滞する内に、景勝、甘糟が罪を責めて、其方妻の死別を歎き、我等が兎角の下知も請けず、會津へ歸り、其跡にて、居城を取らるゝ事、沙汰の限りなる覺悟なり。其罪死に當ると雖も、政景・謙信の時より、度々武功を顯し、其上、過失は幼少の子供に迷ひ、前後忘れたりとあれば、赦免を加へ、職分に相違あるべからず。福島に楯籠り、忠節を盡すべしと下知せられければ、甘糟先非を恥ぢながら、福島に籠りけるとかや。

一書に、景勝卿米澤へ入部の頃、甘糟が二萬石の采地を五千石になし、彌、疎略にせられければ、甘糟も面目なく思ひ、身を退きて居たりしに、内府公、甘糟を召出され、三萬石與へらるべき御内意あるに依つて、景勝の姉婿畠山長門守義直は、甘糟を呼びて、其旨を申聞けられしに、甘糟承り、内府の仰せ身に餘りたり。然れ共政景・謙信・景勝三代の間重恩を受け、今又、内府の御旗本に參るべき様なしと、辭退申すに依つて、内府公彌、甘糟を譽めさせ給ひけるとなり。然るに、彼畠山長州、其

頃故ありて、景勝と不通なるに、甘糟備後彼宅へ行きたるを、景勝傳へ聞き、謂れなき事に思はれけるにや、備後病死の時、知行を召放されし故に、備後が子供浪人して、南部に居たりしを、景勝の子息彈正少弼定勝、備後が子藤右衛門・同帶刀を呼返して、小知を與へらる。今米澤にて、甘糟五郎左衛門・同久三郎と號するは、甘糟備後が子孫なりといへり。尙古按ずるに、景勝米澤へ入部の時、家中の知行減少せらる。大身は直江山城守三十二萬を五萬石になし、小身には前田慶次郎三千石を五百石にせらる。是六分一なり。此外五分一三分一の知行を與へられしと聞く。甘糟が五千石も四分一の采祿なれば、強ちに罪ありて、知行を減少せられたりともいひ難し。但、甘糟病死の後、其跡を立てられざるは、畠山義直と密談したるかと思はれしにや、覺束なし。又一説に、彼甘糟備後は、謙信の時、武威を遠境に振ひたる甘糟近江守景將が子なりといへり。今按ずるに、近江守と備後は、同名迄にて、親族の筋目なし。近江が子を加賀といひて、景勝に仕へたりと聞く。然らば、此説用ひ難きにや。又一説に、景勝兼ねて政宗の人質を取



りて、會津に置かれしが、白石落城の後、彼人質を磔に懸けられしといへり。今按ずるに、景勝は大老なるに依つて、政宗兼ねて會津へ人質を出されしにや。但此春、謙信廿三回忌の法事あるにより、口々の城主曾津へ馳集り、甘糟備後も會津へ赴きしが、政宗の家人石川大和守照光と、甘糟備後人質を取りかはしたりとあり。若、此人質、其頃迄會津に居たりしを、罪に行はれたるも知り難し。但、此春、謙信の法事につきて、甘糟備後、會津へ來りたるを窺ひ、政宗白石の城を攻落されたりと、米澤の録士何某が方よりいひおこしたり。時節相違なるにや。又一本に、濱田治部、白石の城番を勤むべきに定りたる時、宇佐美駿河守定行、越中國松倉の城に残り、乃美兵部少輔宗勝、筑前國立花の城に留りたる様の手柄なる働きは、某が覺悟には任せ難しといひたりとて、彼宇佐美が籠城したる事跡を記す。今按ずるに、政宗と濱田が問答の時、乃美が武功をいひたる事、他の傳記に更になし。若後の人、宇佐美乃美が功名を世に廣むる爲めに、事を設けて書きたるにや、覺束なし。同本に、片倉小十郎、濱田が忠節の出語りを聞きて、涙を流し、此

上は、殿は殿、其方は其方、此一亂治るまで御不通なりと、濱田に安堵させけりと記す。尙古舊本を見るに、片倉小十郎濱田に、其方はそち、殿は殿の勤めあるべし。只、仰せに任すべしといはれければ、濱田も承引したりとあり。何れが正説なるにや、覺束なし。又一書に、濱田治部白石の城に居て、築川・福島の間、兵を伏せ、敵兵數輩討取りたりと記す。今按ずるに、治部、政宗を諫めて、此後御出陣あらば、内府と御仲違へになり給はんというて、其身は敵地に働くべき道理なし。若、此説實事なるに於ては、濱田が勇氣の過盛なるべし。又別本に、内府公、景勝の領地を悉く政宗に與へらるべしと、仰せられたりと記す。今按ずるに、政宗の本祿に、景勝の領地を加へらるべしとはあるべからず。大崎と會津と取替への御約束なるにや。老兵の語りけるは、此時、政宗に御加増の御約諾は、二十萬石なりといへり。

最上義康出陣附義光註進



山形義光  
家康の爲  
に起つ

内府公、未だ大坂を御出馬なき頃、會津中納言景勝卿、山形少將義光の方へ、鐵又右衛門を使者に立て、今度、大老奉行中内談して、内府を退くべき企てあり。貴殿は隣國の因といひ、秀頼公の御爲めといひ、此方と同意せらるべし。然るに於ては、向後他事なく申し承るべしとなり。義光、彼使者を中山玄蕃が宅に逗留させ、嫡子修理太夫、其外楯岡甲斐本庄後號由利・豊前・志村伊豆・鮭延越前を呼びて申されけるは、先祖より數代當國を領地して、天子將軍の御下知を請け來るに依つて、先年太閤の旗下に參ると雖も、さまで御恩を受けたるにも非ず。却て情なき御沙汰ありし事は、面々も知る所なり。然らば内府の御恩を忘却して、争で輒く同意すべき。況んや景勝、私に内府の權柄を嫉み、大事を企てらるゝ聞えあれば、彼是承引すべきに非ず、汝等は如何覺悟したりしぞといはれければ、鮭延越前進み出で、仰せらるゝ如く、景勝卿と御同心あるべき道理なし。然れば、内府公御出馬なき内に、會津と御手切れあるに於ては、當國の安否覺束なし。暫く時節を御窺ひ然るべからんと、諫めければ、義光父子此旨を承引ありて、景勝と同意の返答あり。抑も出羽守、家康公に歸

義光の家  
康に歸服  
せし原因

服せられし故を聞くに、信長公、淺井・朝倉以下の大敵を打勝ちて、武威盛なるのみならず、既に將軍となりて、右大臣に昇進せられたりと聞えければ、出羽守も信長の旗下に屬すべしとて、家來志村九郎兵衛後號伊豆・高次を使者に登せ、其頃、出羽・奥州に隠れなき十寸五分ある馬を捧げられしに、折節家康公、信長公と御對坐ありけるが、出羽守は足利兼頼の末孫にて、歴々と申す大身なり。御懇意を加へらるべしと、御挨拶あるに依つて、右大臣殿御懇懃の御返答あり。其後又、秀吉公、羽州の昔語りを仰せ出されし時も、家康公御執成あるにより、出羽守、其祝著せられしが、天正の末、奥州一揆御退治の爲めに、家康公御下向の時、出羽守二男左馬助後、號三駿河守を、家康公の御家人になし申さんとありけるを、羽州の筋目を思召しけるにや、深く御辭退ありけれども、頻りに此旨を願はれければ、家康公斜ならず御喜悅ありて、左馬助を江戸へ召具せられ、御諱の家の字を御免しありて、家親と名付けらる。又、出羽守、太閤へ恨みを含まれたる故を聞くに、關白秀次公の側室は、義光の息女なり。秀次謀叛の企ありとて、高野山にて生害せられしが、羽州の息女、其外秀次の侍女迄、一人も

義光の秀  
吉を恨み  
し原因



残らず殺害せらるべき聞えあるに依つて、出羽守悲歎に堪へ兼ねて、色々御理申されけれ共、太閤終に許容なく、羽州の息女、其外彼是三十六人、三條河原にて首を斬り、一つ宛穴に築込みて、畜生塚と名付けらる。義光は、息女のなれる様をも聞かまほしく思はれければ、家來浦山筑後を呼びて、汝は急ぎ京へ上り、娘が最期を見て歸るべしと、下知せらる。筑後、羽州の前を退き、侍輩に語りけるは、某京都へ赴く事、一生の大切なり。如何にとなれば、主君の御娘斬られさせ給ふを見て、おめおめと伏見へ歸るに於ては、武士の面目あるべからず。然らば、人手に懸け申さんより、某走り寄りて、御首を討ち奉り、自害せんといふに依つて、其旨を羽州へ申しければ、筑後が所存謂れなきに非ず。此上は下々を遣すべしとて、下部の男二三人京へ登せられしを、息女の最後を見て歸り、其旨を申しければ、羽州愁歎ありて、二三日は食事も絶ちて、打臥し坐しけるが、やゝもすれば、牙を噛み眼を瞋して、口惜し／＼とのみいはれしとかや。斯りければ、景勝卿は、羽州の同意すべしとあるを悦び、音物として黄金二萬兩送られしに、出羽守、又家老共を召して、會津よりの音

景勝、義光に音物を贈る

家康、義光に書を送る

物を受納するに於ては、後難如何あるべきといはれけるに、本庄豊前が曰く、内府公に無二の御忠節あるべしとて、此間度々御註進ある上は、假令、景勝の音物を受けられたり共、内府御疑ひあるべからず。然るに、景勝の音物を御返進あらば、先日の御返答偽りになりて。景勝と御手切れ同前なり。唯々御留置き然るべきと諫めければ、出羽守、此旨承引せられ、彼金子を家中の輩に分け與へらる。去る程に内府公、六月中旬、大坂御出馬ありて、七月初め江戸の城へ御馬を入れ給ひ、出羽守に御書を給はり、近日江戸を御出馬あるべし。羽州は近邊の諸將を下知して、米澤口より會津へ發向せらるべしとなり。其御書、七月十三日山形へ到着するに依り、出羽守、近日出馬すべしと用意せらる。然る所に、近邊の輩、内府の下知に従ひ、羽州の先鋒すべき爲めに、山形へ參陣あり。所謂、南部信濃守五千人、秋田東太郎後、號三城之介二千六百五十人、戸澤九郎五郎後、號右二千二百人、本堂源七郎四百人、六卿兵庫頭三百人、赤尾孫次郎二百人、仁賀兵庫百八十五人、瀧澤刑部百十人、内越孫三郎六十四人、岩城忠兵衛四十人、其兵凡一萬千餘人とぞ聞えし。出羽守、彼輩に對面して、各々は愚



息修理太夫と相俱に米澤口に向ひ給へ、我等は脇道より、敵地へ攻入りて、互に手を合すべしとありければ、南部・秋田・戸澤以下、各、畏り候とて山形を出馬あり。修理大夫義康は、六千餘人を従へ、南部信濃守を先鋒として、七月中旬、既に米澤口へ向はれけるに、石田治部、佐和山を出で、大坂に登り、大老奉行相談の上、四國・九州の諸將を語らひ、旗を揚げたりと聞えければ、秋田東太郎は領内に一揆起りたりとて、義康の下知もなきに旗を領内に返され、南部信濃守・戸澤九郎五郎小身の面々、取る物も取り敢ず、陣拂ひして米澤口を退去あり。此旨山形へ聞えければ、里見越後・鮭延越前・延澤能登、羽州の前に出で、米澤口の諸將、旗頭の御下知もなきに、歸陣すべき様更になし、是偏に内府の御敵と申すものなり。某等追駈かけて、悉く打果たすべしと申したりしに、出羽守一向承引なく、汝等が申す所一理あれ共、上方の騒動を聞きて、諸將領地を覺束なく思ひたるも理なきにあらず。然るに、追駈けて同士軍するに於ては、敵に隙を伺はれ、又、内府に背く輩も起るべし。暫く内府の御下知を待つべきかといはれければ、家老共、此上は兎も角も御下知を背くべからずと、答へしとかや。爰に義元の家人丹與三右衛門は、領内金山の番所を堅めけるが、諸將米澤口を引取りて、與三右衛門が堅めたる番所の前を押通らんとしたりしに、與三右衛門木戸を差して一人も通さず。塀に矢挾間を切り、弓鐵炮を掛並べ、上の山に旗幾流れも樹て並べ、其下に甲士數千人備を作り、落し懸くべき形勢なり。諸將、與三右衛門が方へ使者を立て、木戸を開くべしとありければ、與三右衛門更に承引せず。今斯く慌しく御退去ある事、上杉殿へ御内通ある様にて覺束なし。出羽守、木戸を明け通し申候様にと下知せらる内は、御控ひありて給はるべしといひ遣はす。其使者歸り、與三右衛門が嚴しく堅めたる體を告げれば、忽ち打破る事も安かるべからず。其上、爰にて戰を決せば、内府の御咎め如何あるべきとて、各逗留ある内に、山形より使者來り、諸將を通し申様にとあるに依り、與三右衛門木戸を開く。彼塀の矢挾間に鐵炮を賦り置きたると見せたるは、多くは棒に火繩を結び付け、火繩懸りたる筒の様に懸並べ、上の山に立てたる旗も、帷子を解きて木の枝に結付け、郷人又は女童部を鎧武者の様に立たせ茂みの中に置きたりとかや。

丹與三右  
衛門の勇  
敢

最上義康出陣附義光註進



諸將領地へ歸りければ、羽州は伊良子監物を使者として、此旨を内府公へ註進せらる。其狀に曰、

急度以飛力令奏達候。先日如申上、今度某に被相屬候事、至山形著陣候條、愚息修理太夫爲大將分都合一萬八千、米澤口へ差向、某は引卒一萬人山越、敵地へ可攻入結構の處、上方依動亂、南部・秋田・戸澤以下、此方へ無案内、本國へ引入申候。家老共、追掛討果可申由、達而相願候へ共、某が以分別、推留申候。此以後奥州三將之大名共、奉對内府へ逆心仕候共、某一人は、渴殿羽黒の神、以彌無二之覺悟相究、猶又、奉得御下知罷有候。此旨御披露可比異候。恐々謹言。

七月廿九日

最上出羽守

榊原式部大輔

參御陣所

一説に、羽州の家老共、此時君命に従はず、秋田東太郎・戸澤九郎五郎・六卿兵庫を討果たすに於ては、出羽國一圓に義光の領地となるべきを、手延にしたる故に、させる勇功もなし。是偏に、君命受けざる所ありと、古人のいひたるを知らざる故

なりといへり。尙古按するに、南部・秋田・戸澤以下の輩、必定に内府の御敵となるべき證據もなく、又は兎角の御下知もなきに、羽州の家老共、追駈けて、鬪を挑み、勝負區々なる内に、直江山城守、出羽國へ攻入りて、前後より戦はゞ、義光假令智勇を兼たる人にもせよ、勝敗更に測るべからず。然るに義光の家老共、君命受けざる所ありといひて、恣に兵を出し歸る師を止むるに於ては、恐らくは孫子が罪人なるべきにや。或説に、此時、米澤口を引取りたる諸將の中に、内府の御敵となりて、領地を失ひたるも數輩ありといへり。

又、彼米澤口を引取りたる諸將中に、六郷兵庫頭政家は、羽州六郷に歸りしが、同國仙北郡の地頭小野寺遠江守、其外近邊の郷人、景勝の下知を受けて、一揆を起しければ、六郷政家居城に楯籠り、九月始めより十月始め迄、度々相戦ひて、敵兵數十人討取る。政家が方にも、家老其外手負死人少からず。然る所に、濃州關原の戦に、秀家三成以下、敗北する聞えありければ、小野寺、其外一揆の輩退散するに依つて、六郷政家、大坂へ參向ありければ、内府公、政家を召し給ひて、小野寺と戦の物語を聞か

六郷政家が事



せ給ひ、御褒美ありて、御腰物を與へらる。秀忠公も六郷が功勞を稱し給ひ、是も御腰物を給はり、其後御加恩ありて、常州府中を與へ給ひ、程なく又、本國出羽國本莊を給はりけるとかや。

### 内府公自野州御歸陣

會津押

斯くて秀忠公は、又、宇都宮へ御出馬を進められしが、内府公上方へ御出陣の時、秀忠公は、中山道より御發向あるべし。榊原式部大輔・本多佐渡守等を差添へられ、其後、會津の押へとして、諸將を分ち定めらる。所謂宇都宮の本城に、結城三河守秀康卿・内藤外記正成、二の丸小笠原上野介秀政、三の丸に城主蒲生飛驒守秀行・里見安房守忠義・松平又八郎忠則・同新次郎一生、彼是二萬人宇都宮を守る。

一本に、此時大須賀出羽守・鳥井左京亮・内藤左馬介、宇都宮に留り、中にも出羽守は、武者奉行を勤めたりと記す。今按ずるに、大須賀氏、内府公の御供して、關原御陣を勤め、其後、大津の城番を仰付けられたり。鳥井氏、内藤氏、又は小笠原秀政

も上方の御供したりと聞く。然るを宇都宮に留るべき様なし。但彼三人、一旦

宇都宮に召置かれ、其後、江戸へ召寄せられしにや、覺束なし。

結城の城に、秀康卿の御養父結城右衛門督時朝、白川堺黒羽根の城に、岡部内膳正長盛・大關左衛門佐資増・服部石見守、其外此邊に於て、小身の輩を召加へらる。彼石見守は、其始め服部半藏というて、武功ある者なり。殊更、内府公の御妹婿なるに依つて、萬づの下知、石見守に伺はすべしと、仰出さる。又、水戸口の押へとして、皆川

水戸口押

山城守康熙・成田左衛門尉氏憲・那須太郎資清・秀康卿の御家人水谷左京亮勝信、此外太田原・鹽原・佐久山・蘆野・伊生野・黒羽根・泉等の那須七騎、獨掛けに陣を取る。又、鳥山は、成田左衛門が留守居相守り、眞岡に蒲生秀行の家人蒲生本氏源左衛門郷成、此加勢松平周防守康重、下館に水谷左京が嫡子伊勢守勝隆、山川に結城殿の御家人山川民部少輔朝信、下妻に同御家人多賀谷修理亮頼忠、釣羽の城は松平伊賀守、佐倉の城に武田萬千代殿、矢作の城に鳥井彦右衛門留守の者、笛吹の城に酒井左衛門留守の者、關宿の城に松平因幡守留守居の者、多古の城に保科彈正留守の者、小見川



に松平主殿留守の者相守る。佐野の城には、佐野修理大夫政綱を籠置かる。彼政綱は佐野天徳寺が養子、實は富田左近が二男なりとぞ。勝浦には、植村土佐守泰忠、厩橋の城には、平岩主計頭親吉在城して、近邊の指揮を司るべしと仰せらる。

一本に、此時に蒲生秀行の家老蒲生源左衛門を、小山の御陣所に召され、我等若此地を引取るに於ては、景勝出張すべきかと仰せらる。源左衛門承り、景勝、上方に大敵を請け、白川口より出馬仕るべき様更になし。假令、景勝恣に出陣仕りたり共、箒川をば越し申すまじ。御跡の事は、結城殿と飛驒守に任せ置かるべしと、御請け申しければ、内府公御機嫌斜ならず。彼蒲生源左衛門、始めは坂小伴といひて、弱年より氏郷に仕へ、豊州岩石の一番乗りして、秀吉公の御感に預り、其外、數多の戦功ありて、蒲生の家中には、隠れなき者なる故、内府公、源左衛門を召給ひ、諸人の承る所にて、彼が謀を聞かせ給ひしといへり。尙古の曰く、彼源左衛門が嫡子源左衛門、七千石を領して、若狭の國君酒井忠勝に仕へ、其外、江口武右衛門、伴所左衛門、岡加右衛門、添田六郎右衛門、須田善兵衛。秀行の家人にては、皆

予が古朋輩なりしが、小山にては、内府公、父の源左衛門を召出されたる物語を聞かず。然れ共、必定虚説なりとはいひ難きにや。又一書に、筑前中納言秀秋の家老平岡石見守、小山の御陣所に來り、黒田甲斐守長政を頼み、秀秋の内通を申したりと記す。今按するに、平岡石州は、秀秋の陣所を離れぬ者なり。此時、小山へ參るべき様更になし。されども、密に罷り下つて、黒田長政上方發向なき内に、秀秋の降參を申したるにや覺束なし。

斯くて内府公は、八月四日、小山の御陣所を御出でありしが、其頃、洪水出で、利根川の船橋切らるゝに依つて、をとめがしより御船に召され、同七日、總州葛西へ御上り、其日江戸の城へ御馬を入れられしが、井伊兵部少輔を召され、内々評定する如く、其方も清洲へ馳上り、本多中務と相談して、下知を勤むべしと仰せらるゝ。其後、本多佐渡を宇都宮より江戸へ召され、秀忠公、中山道を御發向の時、萬づ越度なき様に謀るべしとて、御計略を仰聞けらる。又、宇都宮へ遣さる。景勝卿は、未だ長沼に在陣せられしが、佐久山太田原に陣取りたる寄手の諸大名、彼地を引拂ひ、内府



景勝會津  
に歸る

も八月四日に小山を出で、江戸へ旗を返されたる由、同六日に長沼へ聞えけれ共、景勝陣所を退かず、數日滯留して、同十日、長沼より又白川へ馬を出し、其邊の城主共を召して、守國の下知をなし、夫より黒川郡鶴生羽田を過ぎて、會津へ馬を入れられければ、直江山城守・本庄越前守、其外數十人の武將共、手の者を召具して、各、歸陣したりとかや。

一本に、内府公、小山を立せ給ふ時、利根川の船橋を悉く切流して、御歸陣ありしが、御跡より參る御供の輩、栗橋にて遲滞したりと聞えければ、内府公御用心の御爲に、船橋を切らせたりと仰せける。此故は、結城殿の御家人多賀谷修理、下妻より、小山の御陣所へ夜討すべしと相計り、佐竹義宣に加勢を乞ひたりしが、修理の嫡子左近、父が祕計を承引せず、主君結城殿へ其旨を告ぐるにより、内府も多賀谷が別心を聞かせ給ひて、御歸路に御用心あり。其後、多賀谷修理は、淺野彈正を頼み、其罪を陳謝するに依つて、内府公、竹生四郎兵衛を多賀谷が方へ御使者に立てられ、下妻を退くべしと仰せられしに、多賀谷修理、彼地を退去するに

より、事故なく治りたりと記す。今按するに、多賀谷左近は、父の叛逆を結城殿へ告げ奉りたるは、忠あるに似たり。但、父が罪科に行はるゝを計らずば、孝なしとすべし。されども、父修理死罪の御沙汰なかりしは、其子左近父が一命を乞ひ奉りしにや。然らば、忠孝を兼たりとすべし。父をむげに誣へたるに於ては、人譏りあるべきを、彼左近後迄、越前に居て、傍輩の嘲もなかりしと、予が本國若狹にて聞き傳へし上は、父の罪科を御宥免ある様に願ひ奉りしにや。

去る程に内府公、諸將と共に下野國を引取り給ひ、信夫・米澤・津川等、寄手も退散すると聞きて、會津の諸兵歡の眉を開き、身方の吉瑞目前にありといひけるに、猪苗代の城主杉原常陸介親憲は、其初め大關彌七郎といひて、輝虎軍使なりしが、度々武功ありて、陣將に選ばれ、謙信より、九萬石の折紙を給はりたる者なるが、此時に語りけるは、内府前後の大敵に怖れ、早々軍をあげられたりと見るは、内府の器量を伺ひ知らぬ所なり。我つくぐと察するに、内府諸將と相計りて、上方へ軍を出さると見えたり。勝敗測り難しと雖も、大方勝利を得らるべし。去る程ならば、當屋

杉原親憲  
の先見



形、内府に優る御名將にもせよ、唯御一人の御計ひにて、天下を治めらるべしともいひ難し。此故に、我等杯は、内府諸將に下知をなして、當國を攻め給はぬこそ、却てうたてけれど、眉を擡めていひたりしが、果して、杉原が辭の如く成行たりと、後後まで諸人感歎せしとかや。

一本に、内府公小山を御出ありて後、景勝六七萬の多兵を従へ、内府の御跡より、出馬せらるゝ風聞ありて、矢も楯も堪るべからずと、下々共いひあへりしに、結城秀康卿、景勝の陣所、長沼へ御使者を立てられ、上方動亂に依つて、内府當國を引拂ひ、某、宇都宮に残り候ひぬ。御出馬あるべきか。然らずば、我等其地へ馳向ひ、珍しく相戦ひて、士卒に目を覺させ申さんとありければ、景勝の曰く、亡父謙信より已來、人の留守を窺ひ働きたる事終になし。内府、重ねて當國へ發向の時、貴殿先鋒せらるゝに於ては、手痛く防戦して、勝負を決すべしと答へられしに依つて、風説一時に止みたり。結城殿、其頃二十七歳なれば、御老功ともいひ難きに、御口狀御智計ありとて、人皆感じ奉りたりと記す。尙古按するに、秀忠公未だ宇都

宮に御在城なれば、結城殿、此時使者を立てらるゝに於ては、御兄弟御相談あるべきに、其御沙汰を聞かず。又御口狀にも、不審議の所あり。其上、秀康卿の御行狀にも、此一説なし。彼是覺束なき説なるにや。又一本に、内府公小山より御歸陣の頃、直江山城守三萬計りにて、野州鹽原に居たりしが、唯一騎にて景勝の陣所長沼へ參り、上方に大敵起ると聞きて、内府、野州より江戸へ馬を入られ、内府に従ひたる諸將も、大坂の人質覺束なく、又は領内を危く思ひ、我先きにと上方へ馳上ると見えたり。此氣に乗りて、佐竹義宣、相馬利種等を相語ひて、御馬を出さるゝに於ては、備前中納言殿、石田治部少は、大名を相具して、東海道を攻め下り、真田父子は、甲斐・信濃の兵を率ゐて、八王寺口より攻め入らば、内府三方に敵を受けて、進退途を失はるべき事必定なりと、頻りに景勝の出馬を勧め、同時に奥州浪人名幡妻久左衛門と號する者、是も長沼に來り、景勝に申しけるは、急ぎ御馬を出され、結城・宇都宮の敵を踏潰して、御發向あるべしといひけれ共、景勝承引なかりしと記す。尙古按するに、浪人名幡妻が諫言さもあるべし。直江兼續、内



府公會津へ御出馬を譏り、五倍十倍の兵數ならでは、敵國へ攻め難しとて、攻戰の定法を擧げながら、今又、景勝の出馬を、妄りに勸むべき様もなし。其上、備前中納言石田以下、東海道を攻め下り、眞田父子は、八王寺口より、攻め入るべしといひたるも、誠しからず。彼是、共に用ひ難き説なるにや。又別本に、景勝、白川表より出馬するに於ては、其防の爲め、宇都宮の城郭を堅く修補せらるべしとありけるに、本多佐渡守智計を廻らし、本多が末子於坊と號して、十二歳なるに、家人三人相添へ、秋本越中を直江山城守が方へ使者に立て、今度、内府此表へ出馬せらるゝ事、貴殿、此春豊光寺の返書無禮なるに依つてなり。然れども、石田・増田以下、邪謀を企て、内府を關東へ下すべき爲めに、貴方を語らひ入れて、彼返書にも、態と無禮をせらるゝ様にと、彼等が勸めたるに紛れなし。此故に、景勝卿と貴殿に對し、内府更に遺恨あるべからず。又、今度内府、上方へ發向して、石田・増田以下の輩を退治せらるべき事、掌をさすが如し。貴殿・我等、互に一家の權を取る者なり。然る上は、景勝卿、白川口へ御出馬なき様に、貴殿御計ひあるに於ては、上方

退治の後、景勝卿は勿論の事、貴方も内府疎畧あるべからず。其爲めに、人質として、賤息を參らするなりといひければ、直江も智謀ある者故、内府上方を退治の後は、景勝假令大名なりとも、終に成功なかるべしと思ひ、仰聞けらるゝ趣、さる事なり。内府出馬の留守を伺ひ、景勝出馬せらるべき様更になし。其約束の爲めに、御子息を此方に留置き申すなりと、答へければ、内府公此旨を聞かせ給ひ、直江山城守が約束違變せば、汝が人質、覺束なしと仰せけるに、佐渡承り、君の御爲めに賤息一人惜むべきに非ず。殊更、山城守も分別ある者故、粗忽の計ひあるべからず。此上は、景勝出馬の御用心を省き、宇都宮の城普請をも止めらるべしと、諫むるにより、内府公、本多が諫に従はせ給ひしが、直江山州、其後羽州へは働きけれ共、白川表へ出馬せざるは、悉皆、本多が智計なり。彼於坊成長の後、本多大隅守といひたりと記す。今按ずるに、本多が此計策諸説に聞かず。但關原合戰御勝利の後、内府公と景勝卿和平の始終を、本多佐渡守承りたりと舊記にいひたり、然れば佐渡守、直江が方へ人質を出し置きたるも、正説なるにや。



家康公御出馬御遲滯

江戸城留  
守居の人

去る程に、家康公・秀忠公は、近日上方へ御馬を出さるべしとて、再び御出陣の御用意あり。此時、江戸御城御本丸に、松平因幡守殿・石川日向守、西丸に武田萬千代殿、此御後見に松平源七、後、號三上町奉行板倉四郎左衛門、御代官司伊奈熊藏・大久保十兵衛、此外平岩主計頭・小笠原信濃守・高力河内守・保科彈正忠・松平紀伊守・三浦監物・阿部伊豫守・菅沼織部正・天野三郎兵衛・松平外記・高木筑後守・土岐十三郎・設樂甚三郎・三宅惣右衛門・内藤四郎左衛門・柴田七九郎・本多作左衛門等數萬人、御領内の御留守承り、松平下野守殿・松平隱岐守殿・松平甲斐守殿・酒井左衛門・奥平美作守・同大膳亮・松平下總守・大須賀出羽守・鳥井左京亮・同久五郎内藤左馬介・本多内記・本多彌八郎・松平内膳正・松平丹波守・松平玄蕃允・松平右衛門佐・松平豊前守・松平和泉守・戸田左門・同采女・青山常陸介・同伯耆守・永井右近大夫・阿部備中守・西尾隱岐守・北條美濃守・山口勘兵衛、後、號三駿遠山民部・土方丹後守・太田新六郎・津輕右京亮・大野修理亮。

家康に供  
する人々

岡江雪・同平兵衛・大御番頭松平忠左衛門、後、號三大松平善四郎・水野藤四郎、後、號三對馬守、御旗奉行は、酒井作右衛門・村串與左衛門、御長柄奉行は、近藤石見守・大久保平助、後、號三此外、小萩甚之允・久保田助之允・中村慶六郎・石坂官兵衛・志村又左衛門・原半左衛門、山本傳右衛門、河野傳之允八人、御長柄二十本宛を下知して、歩行の御供なり。御長柄都て二百本とぞ聞えし。御持筒の者頭渡邊半藏、百人組の銃頭、成瀬小吉、後、號三安藤彦兵衛、後、號三水野太郎作・渡邊彌之介・小栗仁右衛門・森川金右衛門、松平小太夫・山岡主計・加藤源太郎・近藤登之介等十頭なり。同御弓頭、布施孫兵衛・米津梅干之介・倉橋内匠・矢代甚三郎・大久保權右衛門等五頭なり。御差使官は、成瀬小吉・安藤彦兵衛、此兩人は、銃頭、差使二役勤む小栗又市・横田甚右衛門・牧野助右衛門・山本新五左衛門・服部權太夫・犬塚平右衛門・阿部八右衛門・小笠原治右衛門・鈴木友之介・初鹿傳右衛門・城織部・山上郷右衛門・加藤喜左衛門・島田治兵衛・西尾藤兵衛・保坂金右衛門・中澤主税・間宮左衛門・眞田隱岐・小栗忠左衛門・大久保勘左衛門・能勢市十郎等二萬五千餘人は、家康公に従ひ奉りて、東海道を馳登るべし。又、海道筋の諸城に、御家人を



秀忠に供する人々

入置かるべしとて、彼輩を御先へ上せらる。所謂駿府の城は、菅沼志摩守、遠州掛川の城は内藤三左衛門、同國濱松城は保科肥後守、三州吉田の城は本多縫殿助、同國岡崎の城は北條左衛門大夫、尾州清洲の城には石川長門守、相守るべしと仰出さる。是は先日、小山に於て、山内對馬守、所存を申されしに依りてなり。又此時、榊原式部大夫、大久保相模守、嫡子加賀守、二男左京三男主膳、舍弟治右衛門、本多佐渡守、酒井宮内少輔、本多美濃守、本多豊前守、牧野右馬允、嫡子大和守、後、號、駿河守、酒井河内守、嫡子右兵衛大夫、後、號、雅樂介、舍弟備後守、嫡子與十郎、後、號、讚岐守、宮原本氏、足利、勘五郎、羽柴右近大夫、小笠原上野介、小笠原左衛門大夫、仙石越前守、石川玄蕃頭、真田伊豆守、日根野筑後守、諏訪因幡守、安藤彦十郎、後、號、對馬守、高刀左近大夫、後、號、攝津守、菅沼忠七、後、號、松平攝津守、土岐山城守、與田肥前守、渡邊半四郎、後、號、圖書、米津清右衛門、後藤長八郎、高木主水、嫡子吉次郎、後、號、主水、土屋民部、榊原隼人之介、大御番頭菅沼藤十郎、後、號、越後守、渡邊久三郎、後、號、山守、水野清六、御旗奉行成瀬吉右衛門、後、號、豐後守、日下部兵左衛門、御鍵奉行、大久保新八郎、同甚右衛門、御持筒の者頭、服部仲介、蜂屋七兵衛、榊原小兵衛、高木九郎、加藤勘右衛門、

御持弓の者頭、内藤六右衛門、御差使官土屋甚三郎、後、號、大炊、長谷川久三郎、青山善四郎、内藤右衛門、朝比奈源六郎、久貝因幡、山田半右衛門、右川八左衛門、今村彦兵衛、米津勘兵衛、内藤金左衛門、川口長三郎、遠山勘右衛門、戸田備後、鵜殿兵庫、山岡五郎作、牟禮郷右衛門、岩瀬吉右衛門、安東與十郎等三萬八百餘人、秀忠公に従ひて、中山道を馳登るべしと、仰出ださる。是より先き、上方へ御書を上せらる。其趣に曰、

急度申候。今度爲先勢と、井伊兵部少輔差遣候條、行等之儀、我々出馬以前へ、何様ニ茂差圖次第被仰談候者、可爲本望候。猶、井伊兵部少輔可申候。恐惶謹言。

八月四日 家 康

清洲侍從殿

諸將へ給はりたる御書の御文言、皆斯の如くなる故に、茲に記さず。但、井伊兵部少輔は、其頃聊か所勞ありて、諸將の跡より馳上りし故に、此御文言にも斯く書せ給ひしとぞ。又、此時羽柴正則へ、御別書あり。

尾州明地所務等之儀、從其方可被仰付候。爲其令申候。恐々謹言。



八月四日 家康

羽柴左衛門大夫殿

又、頃日、西尾藤兵衛を上方へ遣さる。是は家康公・秀忠公、近日御發向あるべし、其間は、伏見の城を堅く相守るべしと仰出ださる。藤兵衛晝夜となく馳上りけれ共、伏見落城の聞えあるにより、力なく江戸へ馳歸り、其旨を申し上げれば、内府公、鳥井・内藤・兩松平、其外の者共、忠義の爲に討死したるを御憐惜ありて、鳥井彦右衛門が領地下總の國矢作庄四萬石、嫡子左京亮忠政に賜り、其後、出羽國最上二十萬石を與へられ、又、同國寒河郷を二萬石御加増ありしが、左京亮早世して、代繼なきに依つて、鳥井の家、小身になる。内藤彌次右衛門が領地上總の國佐貫二萬石を、嫡子左馬介政長に給はり、其後、度々御加恩ありて、四萬五千石となり、又、二萬五千石御加増ありて、奥州岩城の城主となり、此外、松平主殿・松平五左衛門が跡をて立させ給ひ、年經て後、兩人共に御加増あり。又佐野肥後守が嫡子主馬を召され、肥後守に女中を預け置かれたるに、彼女中を捨て、伏見の城に籠りし事、沙汰の限りなる覺悟

鳥居忠政  
へ加増

なり。依つて知行を召放され、其方には、五百石格別に與へらるゝ由仰出さる。彼佐野肥後・岩間兵庫兩人は、太閤の勘定奉行を勤めし者なり。内府公も兩人に知行四百石宛給はりしが、いつとなく御家人の様になりて、此時、佐野肥後は、大坂西丸の御留守を承りしが、安藝中納言西丸へ移り給はんとあるに依つて、肥後は預け置かれたる女中達を誘ひて、京へ上り、伏見籠城の時、彼城に來り、鳥井・内藤等と相俱に城を守るべしといひしに、鳥井・内藤同心せず。御邊は女中を預り申したれば、籠城然るべからずと制しけれ共、彼女中には、與力同心を付けて護らせ置きたり。我等は是非に籠城せんといひて、城に籠り、落城の時は、鐘樓堂の下にて切腹す。下人一人城を出で、肥後の籠城の始終をいふに依つて、内府公不便に思召しけるにや、其子主馬に御加増を給はるべき御内談ある頃、主馬傍輩四五人同道して、京都の祇園會見物に上りしが、彼が傍輩喧嘩したるを聞かせ給ひ、御暇をも乞はず、京へ上り、剩へ不届の仕方なりとて、皆御暇を給はり、肥後が名跡絶えざる様にとて、其子孫を御尋ねありしに、雀部淡路守は、肥後守が聳なるに依り、其子雀部六郎に八百石を給



はりて、御家人となり、其後、主馬も召返され、本知を與へらる。深雄清十郎は生捕られて、誅戮にあひたり。彼常に吝嗇なる者にて、組下の輩と親しみ、敵に内通したりし聞えありけれども、清十郎が跡を御立てありしとぞ。上林竹庵が戦死を甚だ不便に思召され、其頃、竹庵に二百石與へられしを、五百石になし給ひ、其子孫家を賑しけるとかや。又、家康公、上方へ御出馬あらば、秋田東太郎實季も従ひ申すべしと、内々御下知ありけるが、東太郎、頃日御断り申して云く、先日景勝退治として、御催促の如く出陣仕る所に、某領内に於て、一揆起り、伴類數百人馳集り、添の城へ押詰め候ひしを、二男忠次郎手勢を率し、彼一黨を追散す。然れども某餘敵ありて、領内未だ物騒れなれば、上方への出陣御免あるべしと、願はれしに、家康公則ち御許容ありけるが、御近習の輩に仰せられけるは、東太郎家老の器量ある者を選び、居城を守らせて、其身上方へ赴くとも氣遣ひはなかるべし、假令急難に及ぶとも、隣國に身方多ければ、加勢を出して救ふべし。然るに東太郎、領内の一揆に事寄せて、今度上方の出陣を止む。推量するに、兼ねて會津へ内通をなし、身を立つる才覺す

ると見えたり、其罪を強て責むるに於ては、上方へ發向せんか、去れども頼母しげなき者なるを、上方へ出陣させんも無益なり。今見よ、志を改め罪科を陳謝すべきぞと、さのみ御氣色なかりしが、程なく天下治りしかば、東太郎上方へ出馬なかりしを御咎めありて、秋田十八萬石を召放なさる。然れども、秋田は數百年傳來なりとて、聊か御宥免を加へ給ひ、常州完戸に於て、五萬石給はり、後に奥州三卷へ所替へありしとかや。

一説に、秋田實季の領内にて、一揆發したるは、淺利與市と號する者なりといへり。尙古が曰く、彼實季の二男忠次郎、後に安倍玄蕃と名を改め、三千石給はり、子が先居酒井忠勝へ仕へたり。其嫡子を又玄蕃といふ。二男を山川武左衛門といひたり。彼武左衛門、淺利與市が一揆を起したる始終、詳に語りけれども、略して記さず。

斯くて井伊直政・本多忠勝以下の御家人、家康公の御出馬遅につきては、身方に心替りやあるべきと思ひ、諸將も又、内府御著陣あらば、岐阜・大垣を攻破り、功を立つべ



しと相計り、晝夜御出馬を待たれければ、内府公は思召す旨ありて、二十日あまり、江戸に遅滞ありしとかや。

關原軍記大成 卷之八 終

關原軍記大成 卷之九

石田三成舉兵附堀尾吉晴危難

石田治部少輔三成は、去年の春より、逼塞して佐和山の城にありけるが、家康公、伏見を立たせ給ふと聞えしかば、三成家老を召集め、去々年、太閤薨去の後は、如何にもして、内府を關東へ下し、跡に兵を起さんと、明暮れ思ひ煩ひしに、今、景勝卿の御忠節に依つて、其事既に成就せり。四五日の内に大坂へ上り、諸國の軍勢を召集むべし。我等が手の者は、物頭二十四人、騎馬の兵二百人、弓鐵炮の者四百人、雜兵凡五千計り召連れて、大坂へ赴くべしと相定む。爰に大谷刑部少輔吉隆は、頃年、内府公御懇志あるにより、會津陣の御見廻の爲に、東武へ下向すべしとて、猶子木下山城守頼繼・嫡子大學頭吉胤を誘なひ、千餘人にて、六月九日に伏見を立ち、同廿一日、



濃州垂井の驛に著す。石田三成之を聞きて、家老榎原彦右衛門を刑部が旅宿へ差遣し、申入れ度き趣あり。御立寄りありて給はるべしといひ送る。此時、三成家老を使者に遣す事、如何にもして、吉隆を招き返すべき爲となり。榎原、既に垂井の驛舎に至り、主人の口狀を言入れけるに、吉隆癩瘡の見苦しきを恥られけん、紙帳の中に在りながら、榎原を召出し、御邊を是へ給はるといひ、何やら御用とあれば、是より佐和山へ立寄るべし。但、尋ぬべき事ありとて、彦右衛門を近く呼びて、事の樣體不審なり。治少へ對面なき中に、先づ其荒増を聞かすべしとあるに依り、斯様々々の企てなり。秀頼公の御爲なれば、定めて御同意あるべしと、憚る所なく申しければ、吉隆暫く思案して曰く、内府政務に私ありとも、世を覆す程の邪はあるべからずと、心にも思ひ人にもいひつるは、我等も親しきに依りての迷ひなるべし。然るに今度、景勝卿同職の面々相議して、内府を引出だし給ふ事、智謀勇々しき所ならん。去れども、事の成功に於ては、聊か疑ひなきに非ず。其方達も知る如く治少は器量ある人なれ共、憎む輩世に多し。是若、治少の過か又は増田を妬むといふ物

か、二つの間測り難し。何れの道にも、石田殿身方の諸將に對し給ひ、人もなげなる行跡あらば、人情更に悦ぶべからず。唯願くは、秀家卿が輝元を主將となし、景勝卿と牒し合せ、東西より挟みて、勝負を争はんに於ては、内府の滅亡近かるべし。若此旨を用ひ給はず、自身の行ひあらば、景勝、假令數月の中、内府を駆止めらるゝとも、上方と軍鑿ふべからず、若又、内府會津を捨て、上方へ攻上り給はば、身方の軍危からん。此旨各相談ありて、治少に諫言せらるべし。我等も異見申すべしとて、先づ榎原を歸されけり。

一本に、此時吉隆いへるは、三成斯程の覺悟あらば、我等杯にも内談せられ、先日、内府伏見を立ちて、近江・伊勢を旅行の頃、治少人數を繰出し、我等は内府の見送りと稱して、水口邊迄慕ひ來り、長束政治家と一手になりて、前後より突懸るか、又は旅宿へ入らば、家康如何に老功なりとて、十が八九は打負けて、首を身方に授くべきを、残り多しとありければ、榎原も言葉なかりしと記す。今按するに、此説の虚實知り難し。然れ共、説々に出でたる上は、大樣實説なるべきにや。但、大谷



氏、紙帳の内に居たりしは、強ちに癩疾の見苦しきを恥たるにあらず。暑氣の頃、癩風に匂ひし故なりと、榎原が家傳にあり。

斯くて大谷吉隆父子は、佐和山の城へ入る。又、安國寺も大坂より下り、三成、其外家來を集めて、密談數刻に及びけり。

大谷吉隆  
佐和山城  
に入る

一説に、此時吉隆申しけるは、逆も我等盲なれば、人並の事もなるべからず。然らば、山城大學に人數を添へて殘し置き、某は江戸へ馳下り、如何にもして、内府と刺違へ、秀頼公に忠節致すべしと、色々所望ありけれ共、三成・安國寺更に承引せず。今、大事を企てながら、輕々しく下り給はん事、甚だ然るべからずと、堅く差止むるに依つて、吉隆終に承引して、關東へ下向の事を思止りけりといへり。今按するに、此説も又、眞偽定かならず。去れども、必定虚説なるべしともいひ難し。又一書に、此時石田・大谷相談して、諸國へ廻文を遣したりとて、眞名の文章を載置きたり。今按するに、大老の下知もなきに、石田・大谷兩人の判形にて、諸國へ廻文を遣すべき様更になし。是後人の附會なるべし。

斯くて大谷父子は、北國仕置の爲に、越州敦賀へ下り、石田三成は、長束政家と前田玄以を誘引して、大坂へ馳赴く。

一説に、此時石田が大坂へ上る事を、長束は同心せざりしといへり。尙古按するに、石田、此時佐和山を出でず、秀家・輝元の大坂へ著府を待ちて、治少も馳上るに於ては、與力する大名多かるべきを、大谷が意見を承引せず、其身一人も、したる顔に大坂へ馳上りし故に、大名・小名、内府公に隨はれたりと聞ゆ。此所を遠慮して、長束同心せざりしにや。

石田三成  
西國諸侯  
を集む

石田は大坂に著きて、増田長盛が宅に至り、始終の評議を定め、先づ西國へ召文を差遣す。是より先に、老中奉行此事内談ありける故、羽柴秀家卿・毛利輝元卿へは、内内申合する如く、一日も早く御上りありて、諸方の御下知あるべき由、懇勲にいひ遣す。此時與力する輩には、備前中納言秀家・安藝中納言輝元・筑前中納言秀秋・羽柴本氏兵庫入道惟新・羽柴本氏左近將監・羽柴本氏早川治部大輔・小西攝津守・毛利壹岐守・鍋島津本氏島信濃守・筑柴上總介・中川修理大夫・太田飛驒守・熊谷内藏允・垣見和泉守・早川主馬。



毛利民部大輔・毛利伊勢守・秋月長門守・相良左兵衛・有馬修理大夫・高橋右近大夫・生駒雅樂頭・長曾我部宮内少輔・峰須賀阿波守・脇坂中務少輔・戸田武藏守・菅平右衛門・安國寺瓊長老等、九萬五千餘人なり。

異本に、石田三成大坂に於て、安國寺を招き、貴僧は急ぎ藝州へ下り、中納言殿へ申入るべき様は、此度各、同意して、内府を退治すべきに相定め、輝元卿時日に移さず、大坂へ御上りありて、西丸へ御安住あるべし。官祿御望みに任せ、此後、大老の上座になし申すべき由、具に申述べられしとなり。安國寺、頓て安藝國に至り、此旨を申しければ、家老の輩は同心せざりけれ共、輝元卿承引ありて、石田に誓紙を所望せらるゝ故に、安國寺家老島十郎左衛門を大坂へ遣し、石田に此旨を告げしかば、石田則ち誓紙を認めて、島十郎左衛門に渡し、家人那頁左衛門を島に相添へて、廣島へ遣し、輝元の誓紙を望みけるに、黃門の養子羽柴宰相秀元・輝元の家老渡邊飛驒守兩人は、輝元を諫言して、出陣相止め、佐世長門守門・曲隱岐守等も、彼兩人に同意して、黃門を諫めけるに、輝元の出頭人堅田兵庫・安國寺等

は、頻りに上洛を勧めけるにより、輝元、彌、石田に與して、七月九日廣島を立ち、同廿三日、大坂へ著岸せらると記す。今按ずるに、予、筑後久留米に居たりし頃、比留島何某の語りけるは、三年計り前に、年の程八十有餘の老僧、久留米に居たり。彼は毛利家の歴々と覺しくて、賤からぬ人と見えたりしが、其僧の曰く、石田治部少輔謀叛を企て、備前中納言・安藝中納言、其外、大名・小名を大坂へ上せたる由、誠しく書きたる書物あり。是大なる誤なるべし。如何にとなれば、他家の事はよしともあれ、官祿はるかに劣りたる石田が催促に於て、輝元出陣せらるべき様更になし。但、此一亂の濫觴は、故ある事と聞えたれ共、今更無益の兵論なりといひたる由、比留島氏、予に語りぬ。是に依つて按ずるに、石田治部、安國寺を遣して、事の起りを輝元卿へ始めて告げたりとあるも、覺束なし。其上、石田治部大坂へ上りたるは、七月下旬なるに、其以後、安國寺を安藝へ下し、使者往來して後、七月九日、輝元卿廣島を出馬せられたるも、日限の相違又いぶかし。然れども、彼異本に、人々の姓名を分明に書付けたれば、強ひて虚説ならんともいひ



難し。此時安國寺大坂に居て、藝州へ使者を下したるは、正説なるにや。此外、五畿内の輩はいふに及ばず、播磨・丹波・但馬・紀伊・志摩・伊勢・近江・美濃・尾張・加賀・越前の勢、都合十五萬七千人とぞ聞えし。去る程に、諸國の大名・小名・大坂へ集りければ、内府、故太閤の御遺戒に背き給ふ由を書きて、人々に見せしむ。其の詞に曰く、

江戸内府被背御仕置條々

- 一、五人之奉行、五人の年寄、私曰、大老奉行と云、五奉行を小老とも稱したりと也、上卷の誓紙連判無幾程、年寄共之内二人、私曰、淺野長政・石田三成、被追籠候事、
- 一、九人奉行衆之内、羽柴肥前守方之事、度々誓紙被遣、既身上可被果之處、利長人質被取、追籠被申候事。
- 一、景勝何の科無之處、遣誓紙之筈、又被背太閤様御置目可被討果義、難ヶ敷様々雖申理無許容、終被出馬事。
- 一、知行方之義、存分被召置儀者不及申、取次有間敷を、是又上卷之違誓紙之筈

家康、秀吉の遺誠に背ける箇條

忠節無之者、被出置事。

- 一、伏見之城、太閤様被召置候留守居追出、私人數被入事。
- 一、十人之外、誓紙被遣間敷と被戴、上卷之誓紙、所々數度被取遣事。
- 一、政所様御座候處居住之事。
- 一、西丸に、如本丸被上天守事。
- 一、諸侍之妻子、量負々々ニ而被返本國事。
- 一、縁邊之事、被背御法度ニ付、其段申候得者、一端合點ニ而、重而縁邊不知其救事。

一、若キ衆にそとろをかひ、私曰、清正・長政等、三成を誅戮せんといはれし事成へし、被爲立徒黨事。

一、御奉行五人、一人判形之事。

一、以内縁馳走八幡江、私曰、義直卿の御母は、八幡社家の娘なるにや、被許檢地事。

右之條々、誓紙之筈、少茂不相立太閤様被背御誑候得者、以後可有頼候哉、如此、一人宛被果候而之上者、秀頼様御一人可被取立事、不實候者也。



慶長五年七月七日

長東大藏大輔

石田治部少輔

增田右衛門尉

前田玄以法印

安藝中納言

備前中納言

其頃、加々江異本に加加井とあり彌八郎といふ者あり。彼が父加々江彌八郎は、美濃國竹ヶ鼻の城主なりしが、天正の中頃、織田信雄に屬し、城を守りて討死す。其子今の彌八郎、太閤の御時召出し給ひ、其頃大坂にありけるを、三成密に招き、今度天下の御爲に、内府を亡す企てあり。貴殿も同意せらるべきかと問ひければ、某式の者を召し給ひ、人がましき仰せを承る事、誠に面目なり。何様、公儀の御爲に一命を抛つて、志を顯はすべしと返答す。三成、彼が面魂をつくふと守り居りけるが、然らば貴殿は、三成申す如く、内府の味方と披露して、敵に近付き、内府三人の家老、又は中村

石田三成  
加々江彌八郎を語らふ

堀尾が輩を、何れなりとも刺殺して、是を忠節せらるべし。若其場にて果て給ふとも、日本の神も照覽あれ、子息に於ては、秀頼公より、一かど領地を給はる様に、後日に計らふべしといふ。加々江彌八郎氣に乗りて、是體の事杯は、相應の御用なりと、謙退もなく申すにより、三成悦びて、首途かどでの盃をなし、席を立ちて奥に入り、刀を一腰取出で、之は先年、太閤より我等に給はりたる、隠れなき切れ物なり。餞別に參らするとして、之を引きければ、恭しとて、盃を三度傾け、暇乞して住所に歸り、暫く旅行の用意して、關東へ馳下る。又、森伊賀守が嫡子彌一右衛門も、先年浪人して、其後太閤へ召出され、大坂にありけるが、彼は一向家康公へ従ひ奉るべしとて、在所を出で、加々江と同じ頃、關東へ下る。然る所に、堀尾帶刀は、先日、遠州濱松にて、家康公へ謁見せられけるに、上方の體覺東なし、油斷あるまじと宣ふに依つて、世間の様を窺ひけるに、果して、内府を亡すべき催しありと聞えしかば、先づ越前へ馳歸り、府中の城を守るべしとて、七月十八日、濱松を出で、三州二川にて、彌一右衛門に行逢ひ、又山中といふ所にて、加々江に遭ふ。彌八郎、堀尾に立向ひ、某



は内府の御味方せん爲に、關東へ下向仕るなり。見申せば、何方へやらん急に御上りある體なり。我等如きも、此邊にありて若然るべく思召さば、御差圖に預るべしといふ。堀尾、加々江が隱謀を知らず、御志尤もなり、あながちに關東へ御下向に及ぶべからず。幸、水野泉州と池鯉鮒にて參會すべき約束あれば、貴方も同道して、物語杯承り、又江戸へ御下りの相談にも及ぶべしとて、此所より引返す。水野忠重は、七月十九日、刈屋より池鯉鮒へ出で、彼所の名主傳右衛門といふ者の宅へ、帶刀を招き入れたり。吉晴、此時彌八郎を和泉守に引合せ、互の物語りに時移りて、夜陰に及ぶ。加々江座敷を立ちて、家來を呼び、乘馬路次口に引立置くべしと密々いひ含め、又立歸りて、席に著く。折節次の間の屏風の陰に置きたる膳部の器具、ぐわらぐわと倒るゝと聞きて、加々江座敷をふと立ち、和泉守を一刀に切伏せ、堀尾が方へ飛び掛らんと行くを、吉晴、加々江を組伏せ、則重の脇差一尺四寸二分あるを抜きて、手の下に刺殺す。水野が家來異本に舊瀬とあるは非か與八郎、帶刀に引續きて、加々江が腕を取懸りしかば、次の座にありける水野が家の子、此音を聞きて、七八人座

加々江、彌八郎、野重、斬る、堀尾、吉晴、彌八郎、殺す

中へ走り出でけるが、帶刀を本人と思ひて、はたぐと斬る。吉晴すべき様なく、後を顧みて、胡亂うろたへ堪者共、何故に帶刀を切るぞといひて、加々江を押へながら、足を延べて燭臺を踏倒し、其闇紛れに座を去りて、路次へ下りける時、堀尾が歩行者森岡右衛門、一番に駆付け、主人を肩に引掛けて表へ出づる。水野が家人、猶も帶刀を遁すまじとて、薙きけれ共、鈴木與八郎、吉晴の所爲に非ずといひて押し止む。斯くて吉晴は、如何なる所存ありけん、水野が城下刈屋へ具して行くべき由、乗物の内より下知しけれ共、供の者共、其命に隨はず、唯松濱へ御歸りありて、御手疵御保養あるべしといふにより、力なく其夜は、岡崎に一宿して、翌日濱松の城に歸る。初めは吉晴敵となりて、水野和泉守、加々江彌八郎を討ちたる由、關東へも其聞えあり。秀忠公の近臣諫め申しけるは、帶刀が別心疑ひなし。然らば、其子信濃守、父が便りを聞かざる内に、急ぎ御陣へ召寄せられ、罪科の御沙汰あるべきかと、口々に申しけれ共、御同心なくして、仰せけるは、帶刀、近年内府の御爲めを思ふ心深切なり。其上、子信濃守を此方へ置きながら、上方へは與すべからず、又敵になりたればとて、

吉晴濱松に歸る



何心もなき信濃守を、即時に誅すべき様もなし。旁、後の註進を聞き届くべしと宣ふ所に、追々飛脚馳來り、此事の始終を申すより、人皆、秀忠公の御思慮を感じけるとなり。

一説に、水野が扈從鈴木與八郎、加々江を切り、帶刀も鈴木が働きを感じ、召抱へ度しとあるに依つて、家老の方より、主人吉晴の意趣をいひ送る。其書を鈴木氏にありといへり。今按ずるに、鈴木與八郎、加々江を討ちたるに決定せず、其傍輩堀尾を本人と見誤る事あるべからず。然れども此時、帶刀背後に七箇所創をを蒙りたるは、紛れなき事は、前に記す如く、吉晴、加々江を刺殺すを見て、水野が家來、我が主人和泉守と彌八郎を、帶刀が討ちたりと心得、取込めて討ちたるが實事ならん。殊に家康公、吉晴の働きを感じ給ひ、御書を給はりし上は、鈴木が加々江を仕止めたる説は、用ひ難し。但、俄の事なるに、鈴木が取合せたる心ばせ、且又、吉晴の仕業に非ずとて、後迄の證人となりたるを悦びて、若、此方へ來るに於ては、召置かるべしといはれしにや。帶刀を肩に掛けて出でたる歩行者に、二百石

與へられしといへり。堀尾が家にありける澤彦兵衛、具に語りけるは、愚老、太閤記に記す所の吉晴の戦功を見るに、其場を勤めたる者共の物語りに違ふ所あり。然るに、其相違を難する人の曰、太閤記の作者小瀬甫庵は、暫く出雲にありし故、取別け吉晴の譽れを飾る。去れども、其功左迄の事にあらずと聞く。慶長の頃、池鯉鮒にて、加々江彌八郎を仕止められしといひ傳へらるれども、是も慥かならぬといへり。是、吉晴の勇功を知らざる人の評判なるべし。總じて帶刀は、自分の功をいはぬ人なり。或時、嫡子出雲守、父帶刀に向つて、御年寄の御骨折を、某に尋ぬる人あるべし。正しく父の御働きを知らぬ、と申すも如何なれば、御手柄の品々を承り度しとありければ、吉晴答へられけるは、若、其方へ問ふ人あらば、父帶刀が働きは、左せる事にもなき様に、我等にも申し聞かせずと、誰人にも挨拶すべしとて、子息にさへ物語なければ、世間に知らぬも理りなり。其後、家中の名ある輩、其場所を數へ舉げて、如何にも實に書けり。此趣を披見して、吉晴の事を載する序に、必ず之を記してよとて、一卷を出して予に授く。其いへる所いはれ



あれば、所望に任せて爰に記す。

一、尾州御所と岩倉勢取合之時、仁王丸私曰、仁王丸、小太郎、義助みな吉晴の名なり十五歳にて、高名あり。

吉晴の功

一、元龜元年六月、江州横山へ淺井人數を打出す刻、一番高名あり。信長公の御前江秀吉御披露の時、小太郎は我者かと御詞懸かる。彼老人の曰く、吉晴を信長公召出し給ひて、頼て秀吉へ預け置かれし故に、我者かと仰せられしなり。

一、翌日、淺井人數と虎御前山の麓にて、戦有つて鎗を合す。

一、天正三年五月三日、長篠にて武田勝頼と合戦の時、首二つ打取。唐の頭に金の冑首也。信長公、堀尾は毎度の事と御意被成、御直に御菓子を下さる。

一、天正四年、大坂にて光佐籠城の時、貝殻塚の前へ敵打て出で、味方敗軍の所へ、中村次郎右衛門殿と茂介かけ付、鎧を合せ追拂。

一、天正五年、但馬尾白山にて、毛利衆と取合の時、互に鎧を抛げて、太刀打ちになり、十三箇所手を負ひ、雙方草臥、白眼合是ある所へ、津田小八郎殿候として、敵の首を取り、秀吉御前へ持參して、茂助働きの通申上げらる。同年六月、丹波國へ明智入國の後、國中一揆蜂起して、重ねて加勢を遣さるゝ時、殿にて首三十六打取、内三自身討取。

一、同年十一月、播州上月の城主には、尼子家臣山中鹿之助籠る。毛利家、浮田城を取巻、秀吉對陣の時、敵人數を出す。宮田喜八郎殿と茂介、同時に駆付、首討取る所に、手を負、家人松山小右衛門馬に抱乗する。喜八郎殿は討死なり。

一、同國廣瀨宇野城明、退候時追掛、馬上にて能敵を討取。

一天正七年、播州三木の城主別所を御巻の時、付城霧が峰にて鎧を合す。

一、同所にて、谷大膳殿討死の時、なめら川の端にて鎗付、首討取。此時金相の紋付たる旗二本、御持鎧十本、拜領。甲賀衆百人御預け被成。天正十年、伊勢小河内の城塀際にて、組討に首を討取。

一、同年、備中糖山に毛利家居陣夜懸の時、首討取。

一、同年六月、同國高松の城水攻の前に、敵打て出、向合有て鎧を合す。及落



城、城主切腹の時、檢使に被<sub>レ</sub>仰付。

一、同年六月十三日、攝州山崎にて、明智合戦の時、十文字にて馬上より、敵三人突落す。家來の堤五郎兵衛・松田又市・梯權八三人して、首一つ宛取。

一、江州志津嶽にて、柴田合戦の時、馬上の武者一人突落して、首を取。

一、同十二年四月九日、尾州長久手にて、信雄卿家康公、被<sub>レ</sub>仰合、御出張の時、秀吉の御先鋒、秀次敗軍被<sub>レ</sub>成に付て、龍泉寺表御引取の刻、殿仕る。

一、同年四月十日、篠木の川、同翌日、大草村御引拂の時、大事の退口なりと、秀吉公御仁さしにて殿仕り、四五度返し合、追拂。

一、同年五月二日、加賀井の城に信雄卿より、人數を被<sub>レ</sub>籠置、秀吉御攻候時、家中へ首數討取、生捕も有之。

一、同年五月十一日、同竹が鼻の城に不破源六楯籠、水攻の前に、南の方取出の丸を攻破り、家中へ首數討取。

一、同年六月十六日、同蟹江の城に、信雄卿、人數有之所へ押寄、家中へ首數討

取。

一同赤見の城にて、家中の者頭數討取に付、秀吉公御褒美、下々迄金錢下さる。

一、天正十八年寅二月廿九日、相州小田原御陣の時、山中の本丸を攻破り、家中の物頭數討取。秀吉公御感有て、唐織の御羽織拜領、下々江は金錢銀錢被<sub>レ</sub>下。

一、同年八月、奥州九戸城、大手へ早く押詰むるに付、程なく降參仕り、秀吉公より、御感狀被<sub>レ</sub>下。

一、慶長五年七月、石田治部逆心の時、遠州濱松より、越前へ歸府の刻、三州池鯉鮒を過候所、水野和泉守殿御出有之、御振舞の座敷江、加々江彌八郎參會、和泉守殿を討果す。帶刀、卽座に加々江を突伏する。此時數箇所痛手を負、右之趣、家康公被<sub>レ</sub>聞召届、御感狀被<sub>レ</sub>遣。

一、信長公へ荒木逆身の時、扱の爲、秀吉攝州江御出候處、荒木が者共、秀吉を可<sub>レ</sub>討果、企を及見、茂介、荒木家老を人質に取置、秀吉は急に御歸候へとて、道一里餘隔時分人質を返し、茂介立退候事。